

午前10時29分開会

○春山副委員長 皆様、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会します。

嶋崎委員長から、病気療養のため欠席する旨の欠席届が出ておりますので、千代田区議会委員会条例第9条に基づき、本日も副委員長の私、春山が委員長職務を代行させていただきます。よろしくお願いいたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。また、傍聴に際し、議事について可否を表現し、または騒ぎ立てることは、委員会運営に影響を及ぼしますので、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

委員会の開会に当たり、報道機関より撮影の申出がありましたので、冒頭の撮影を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、報道機関の皆様には、指定の場所において、今、撮影ください。

〔報道機関による撮影〕

○春山副委員長 報道機関の方、撮影はよろしいでしょうか。

それでは、撮影は以上で終了いたします。

欠席届が出ております。嶋崎委員長が病気療養のため欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしています。まず、議案審査から進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、議長に申し入れ、坂田副区長にご出席を頂いております。坂田副区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第63号、第64号も関連するため、3議案を一括して説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、執行機関の説明を求めます。

○緒方住宅課長 まず報告の前に、前回12月1日の委員会で私のほうから、資料には区民住宅と資料には書いておりました、口頭でも区民住宅と言っていたんですけども、住宅名を述べた部分がありましたので、これは議事録から削除していただきたいと思ます。よろしくお願いいたします。

それでは、12月1日の委員会において要求いただきました資料についてご用意いたしましたので、説明させていただきます。委員会終了後、回収させていただきたい資料はこういった形の青いものなんですけども、こちらはクリップ留めして別にしておりますので、上部のほうに「回収」と赤文字で記載しております。こちらと説明の途中で行ったり来たりしてしましますが、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に環境まちづくり部資料1-1をご用意いただけますでしょうか。

区営住宅等使用許可取消検討会に関する資料ということで、住宅使用料等滞納整理事務処理要綱をご用意いたしました。第13条が検討会設置に関する条文です。

資料1-2、区民住宅等使用許可取消検討会設置要領、第3条が組織に関する条文です。前回の委員会で私は住宅管理係長と担当者は事務局だと認識していたため、委員を環境まちづくり部長、住宅課長、環境まちづくり総務課長とお答えしてしまいましたが、住宅管理係長と担当者も委員でございました。訂正しておわびいたします。

続きまして、おめくりいただいて資料1-3、個人情報の扱いについてでございます。どこまで公開できるのかというご質問に資料をご用意いたしました。個人情報につきましては、法改正されまして、令和5年4月から地方公共団体の個人情報保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることになりまして、内閣府の外局である個人情報保護委員会事務局から、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドが出されておりますので、こちらから抜粋しました。抜粋内容につきましては、個人情報所管の情報システム課から個人情報保護委員会事務局に見解を確認していただいております。

議会への情報提供の根拠文は、法第69条第2項第3号で、適切であるということを確認しておりますので、この資料の項番3、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合、行政機関の長等は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。（3）他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときという記載がございまして、こちら、この地方公共団体の機関というところは議会が含まれるということと確認しています。この「相当の理由があるとき」……。 （発言する者多数あり）

資料1-3について説明させていただきます。すみません。個人情報についてでございます。こちら、「相当の理由があるとき」というところが、社会通念上、客観的に見て合理的な理由があることを求められておりまして、自治体が整理することということでございましたので、この審議は相当の理由、業務の遂行に必要な限度というのは議決のために審議に必要な限度と受け止めまして、資料の一番最後の、すみません、行ったり来たりになります。これは回収するほうの一番最後のページ、青い、こちらの資料1、参考資料④というものでございます。こちらは12月1日に配付しました資料に記載しました滞納額などの情報と、私が12月1日に口頭で説明した家賃などの情報などを記載した資料を準備しました。ご審議の上で、この資料では不足している情報があり、議会審議のために必要であるご指摘を賜りましたら、追加してご用意したいと考えてございます。

すみません。また行ったり来たりで、この資料の項番の4、資料1-3のほうに、すみません、A4の横に戻っていただきまして、1-3の項番の4に、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求において提供した資料については、措置を講ずることが認められるとありますので、この提供した資料につきましては、各委員のみの資料ということで取扱いを限定させていただきます。委員会終了後は返却をお願い申し上げます。すみません。

続きまして、この回収でないほうの資料1-4でございます。すみません。これもA4

の横。こちら、訴額につきまして、私の口頭説明では分かりづらかったなと反省いたしまして、区内の公共住宅で明渡し請求訴訟になった場合の訴額の一覧をご用意いたしました。こちらは千代田区公有財産表を基に算出したものでございますが、ご覧いただきますと、訴額が専決要件でございます200万円以下となるのは、九段住宅と内神田住宅のみでございます。そのため、今後、区営九段住宅、内神田住宅以外の住戸に対して、明渡し請求と滞納使用料等請求について訴えを提起する場合は、議案となります。逆に、九段住宅と内神田住宅の住戸に対して、明渡し請求と滞納使用料等請求について訴えを提起する場合は、滞納使用料が200万円を超えても訴額は200万円以下となりまして、専決の対象となります。

続きまして次の資料、おめくりいただきまして、1-5でございます。こちらが12月1日の訴えの提起の資料、1の方、2の方、3の方の住宅の訴額の計算式をおつけしております。それぞれ200万円を超えますので、専決でなく議案として提出させていただきます。

続きまして、資料1-6でございます。千代田区民住宅条例の中で、使用者が毎年所得報告書を提出しなければならないこと、転貸は禁止されていること、世帯員以外を同居させようとするときや住宅以外の目的に使用する場合は区長の許可が必要であることを、抜粋したものをおつけいたしました。

続きまして、議案になるまでの経緯の資料ということでございましたので、また、すみません、行ったり来たりですが、こちらの回収のほうのA3、折り畳んでおります資料と、この折り畳みであるのの次にあります参考資料②、この両方を一緒に見ていただければと思います。大丈夫でしょうか。すみません。このA3の折り畳みであるほうの、下から見ただけですでしょうか。まず滞納が始まりまして、私どものほうでは、6か月間程度は納付相談へつながるように督促や催告、電話督促などを行います。この6か月程度というのは判例に基づく期間でございます。ここで納付相談が実施できまして、分納誓約を取り交わし、分納誓約の履行管理などを12か月程度行います。こちらの12か月程度というのは、滞納整理事務処理要綱に分割納付はおおむね1年以内を原則という規定がありますので、これに基づきまして、12か月間程度は分納しているように交渉したりですとか、払っていただいたり、交渉する期間ということで捉えております。こちらは厳密に12か月ではなく、繁忙期にかかって少し延びてしまったりですとか、状況によるところはありますが、目安として12か月程度というほうで取り組んでございます。

ここまでで相手方が滞納の解消に向かって誠実な対応をしない場合、そういったときには、右上に例を入れてはいますが、区からの連絡に反応がないですとか、分納誓約をしない、誓約をしても不履行であったり、納付相談に応じないですとか、そういった場合は連帯保証人にご連絡する。そして弁護士に相談するといった流れとなっております。そして、そこで12か月を過ぎますと、住宅課のほうの課内で使用取消しに向けての検討を始めます。

課内での検討は大きく3点でございます。まず1点目が、司法上の観点の中で、条例の事由に該当するかということ。正当な理由なく使用料の3か月以上滞納しているかとか、そういうところでございます。②使用許可取消権の行使と信頼関係の法理との関係の検討。相手方が信頼関係を破壊するに至らない事情を抗弁できる余地があるか、訴訟になった場

合に裁判所で認められる可能性があるかを検討します。具体的には滞納の回数ですとか滞納金額のほか、過去の滞納の有無、それまでの経緯、滞納解消の努力の有無、契約違反行為の内容などを総合的に考慮しております。判例により、一般的には6か月程度の賃料の滞納があれば、よほど特殊な事情でもない限り、使用許可取消しは認められる傾向が高うございます。そして福祉的な観点。区が契約を解除するという事は、私たちが民事裁判を起こされるリスクもあるわけですので、この大変重大な手続を進めるに当たりましては、判例や事例法令などを読み込みまして、課内で議論し検討を重ねまして、法規担当にも相談し、使用許可を取り消すという決定に至り、交渉窓口を――上の矢印ですね、交渉窓口には弁護士を設定して最終催告をし、私たちの考えにリーガルチェックを受けて、取消検討会に付議してございます。

取消検討会では、担当者が司法上の観点、今申し上げました司法上の観点ですとか、信頼関係の法理との関係の検討、福祉上の観点、弁護士見解を、出席した委員に報告します。委員からはその内容につけて質問を受けるというやり取りを行いまして、最終催告で、記載した支払期限を過ぎて納付がない場合はという条件付の使用許可取消しを決定します。

左上に法令遵守等を記載していますとおり、我々は地方自治法240条の第2項、おめくりいただくと条文もつけてございますけども、債権について、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関して必要な措置をとらなければなりません。このおめくりいただいた最終行のほうにも、最高裁の判例で、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として不行使の裁量はありません。

先ほど一緒に見ていただきたいと申し上げました、参考資料②、A4の横のものでございます。こちらは、ただいま説明したフローを基に、我々が実施した意思決定の流れを記してございます。まず、議案62、63、64のそれぞれ、議案に対して事務処理、まず住宅課のほうで事務処理を行いまして、そこから、先ほど説明したような課の内部検討を8月17日と9月15日に行いまして、弁護士に相談し、取消検討会に、弁護士に相談したのは8月23日で、議案64は9月20日、取消検討会は8月24日に3時から3時半で30分。議案64号については、10月3日の16時から16時30分の間に取消検討会を実施しまして、10月20日の議案検討会で議案として提出する方向性を確認し、10月27日、首脳会議へ付議し、区長の意思決定機関である首脳会議で承認を得たため起案いたしまして、11月13日に決裁を頂きました。

最後に、参考資料③を、すみません、あちこちに行って申し訳ないです。参考資料③をつけております。こちらは住宅課の滞納整理の事例を説明させていただいています。まず1番目の入居者Aについては、滞納が10か月に及んだ際によく納付相談の席に座っていただきまして、重い口を開き始めていただいたところ、税ですとかほかの滞納もあることですとか、生活上の悩みなども話していただけるようになり、住宅課の職員が関係所管と連携し、生活保護を受給し、生活を立て直した事例でございます。2番目も、2年間滞納なさってようやく実情を話してくださったので、生活保護の手続へと展開しました。3例目の方も11か月滞納している方でしたが、ここで初めて現状をお話ししていただいて、区から連帯保証人のほうにご相談したところ、保証人の方に結局全額納付していただいた事例でございます。これらのように、ご相談を頂ければ、寄り添い、関係部署と連携し、その方が引き続き住みなれた場所に住み続けられるよう、尽力しているところでござ

います。

改めまして、12月1日の委員会では資料が不十分であったこと、誠に申し訳ございませんでした。この反省を生かしまして、今後もまた建物明渡しの請求の議案が生じる可能性はありますので、議会へ提出する資料につきましては、他区の状況なども参考にしながら、適切な資料を準備するよう、議会とご相談しながら、ケース・バイ・ケースというふうにならないよう、一定のレベルを確定させていただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 前回、私のほうで非常に質疑を通して理解ができたということが、前日も申し上げましたけれども、平成11年から区民住宅の制度が始まったと。それで、以来24年間この制度が今でも続いている。その中で、議会が議決をして住民を区長が訴えるというのは、初事例であるということです。

その初事例を今回3本まとめてやってくださいということでも来たんですけども、今日もるる説明はありましたけれども、これ、一番問題なのは、結局議会は議決さえしてくれればいいというやり方なんですね。これ、本当に継続的問題ということに捉えていたんであれば、事前に、閉会中でもこの途中経過を、こうした報告があって、しかしこういう手続で、決して感情的ではなく冷静、かつ客観的、かつ公平公正に手続が取られた中でこうなっているという説明があって、今回あるべきなんですね。ところが、もう定例会になって議案一発で、議決さえしてくれればいいというやり方をしたのはなぜですか。

○緒方住宅課長 小枝委員のご指摘でございますけれども、私どもとしましては、レベルの高い個人情報でございます。できますれば和解をしたかったわけで、丁寧に丁寧に積み重ねておりました、このような状況に至ったわけですけど、今、厳しいご指摘を頂いて反省してみると、やはりこの使用許可取消検討会にかけたところで、議案になるということが想定できたわけです。もし支払ってくれたら解除になりますけど、ここでは条件付ということで決定をしたわけですので、振り返ると、やっぱりこの時点で議会にこういう状態ということの説明すれば……

○小枝委員 「この」って、どこ。「この」って、どこ。

○緒方住宅課長 このフローの青の真ん中の、すみません、使用許可取消委員会のところで、条件付使用許可取消決定となったという。

○小枝委員 8月。うん、8月ね。

○緒方住宅課長 振り返ると、やっぱりこの時点辺りで議会に、今こういう状態ですという状況の報告をすべきだったなというふうに、今改めて振り返って反省しているところでございます。

やはり先ほども言いました、私たちもやはりこの契約を取り消すという重大な行為に当たりましては、裁判を起こされる可能性もございます。はやお委員も一般質問で、今、人員の育成ということで、私たちのところもやっぱり10年未満の職員が多い中で、本当に日々条例を当たり、法規をチェックして、ここに問題がないかということを実際にOJTで積み重ねて、それで、これは問題、問題がないというのはあれですけども、これは適切に、もう取消しに該当するというふうに決断をしまして、ちょっとそこでリーガルチェッ

クですとか、そちらのほうにはかり頭が行ってしまったというのは、本当に今改めて反省しているところでございます。

今後は、今申し上げました、こういった議会にご報告できるタイミングを逸しないように十分配慮して対応していきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○小枝委員 そうですね。行政のほうでも石橋をたたいて渡る必要がある。議会のほうもその必要がある。それは理解していただけた答弁だとは思いますが。

その上で、一応確認、めり張りとして確認しておきたいんですけども、行政が提案し議会が議決して訴える初事例であると。それは間違いないですね。そして議会側も、これは議決すればいいということではなくて、しっかりと公平性、客観性の観点の確認を要するという認識は一であるという、この二つをまず答弁してください。

○緒方住宅課長 まず議案を、議決を頂くのは初めてですけども、専決という形でやったことが、前回資料を示したところにあります。また住宅ではなくて、25年、ご記憶がありますでしょうか、生活保護の不正受給で、3,500万ほどでしたかしら、生活保護費を不正に受給していた方の訴えの提起をしているといった事例はございます。

○小枝委員 専決が3件あるというのは、もう前回聞いています。ちょっとそこはそらさないでいただきたいんですけども、この住宅に関する訴えは、議決を求めてきたのは初めてですよ。ここを確認しておきます。

○緒方住宅課長 そのとおりでございます。

○小枝委員 そこでなんですけども、この問題というのは、一方で住まいというものは人権だということは、これは、これも、ここも共通認識ですよ。住宅基本条例の中にも定められている。そこがあると。そこは答えていただきたいんですけど、住まいは人権であるという認識。それと、一方で、悪質な状況においては公的には支えられないという問題があると。ここの関係性で、適正な手続の下に判断しなければならないというのは、こういう状態だと。そこは認識は同じということで大丈夫ですね。

○緒方住宅課長 住宅は人権であるという。

○小枝委員 住まいは人権。

○緒方住宅課長 あ、住まいは人権であるという。

○小枝委員 木村さんの言葉……

○緒方住宅課長 そうですね。そうなんです。ちょっと区として出している言葉ではないですけども、ただ……

○小枝委員 でも否定はしないでしょ。否定はしないでしょ。

○緒方住宅課長 もちろん大切なことであるということ踏まえて、もちろん住宅基本条例に従いまして、私たちも適正に公共住宅を展開しているところでございます。

○小枝委員 そこ、そうなんです。じゃあ、その不適切かどうかということ、この3事例について私たちは求められているわけですけども、1件、3本のうちの1件でも疑義があると、まあそれは一本一本が議案なのか。一本一本は、議案は一本一本なんですけど。訴額が640万円だということで来ましたね。その訴額の640万円というのも、前回さっとお話しされたんだけど、区民住宅だからだというふうに言うんだけど、この間の報告では、過去3事例のうちの1事例は区民住宅なんです。区民住宅なんです。だから、区民住宅、すなわち議決訴えではないということとの整合性、それから訴額

が640万であるということの、もう一回数字確認をもう一回させてください。

○緒方住宅課長 先ほど説明させていただきました、訴額の、すみません、本当資料が多くて分かりづらくて申し訳ないですけども。

○小枝委員 うん。どこのどれで言っていますか。

○緒方住宅課長 えっ。

○小枝委員 どこのどれ。

○緒方住宅課長 訴額の。

○小枝委員 うん、訴額。

○緒方住宅課長 資料1-4のほうですね。を見ていただいて、これは公有財産表を基に算出しているものでございまして、まとめの真ん中のほうのパターン2というところで書いておりますけど、区営九段住宅、区営内神田住宅の住戸に対して、明渡し請求と滞納使用料請求について訴えを提起する場合、滞納使用料等が200万円を超えても訴額は200万円以下になるというところで。あ、ちょっとすみません。（「ここを説明しないと」と呼ぶ者あり）そうですよね。ここ、1から。

○春山副委員長 休憩します。

○緒方住宅課長 はい。すみません。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○春山副委員長 再開します。

○緒方住宅課長 すみません。お時間を頂戴しました。

こちら、資料1-4を見ていただきますと、民事訴訟法第9条の、主たる請求の目的の価格のみを基準に訴額を算定し、それ以外の附帯請求について訴額に算入しないと規定されておまして、主たる請求が建物明渡し請求で、附帯請求が滞納使用料請求、よって、民事訴訟法の9条にのっとりまして、建物の請求の目的物の価格のみを基準に訴額を算定してございます。

建物明渡しの際の計算式が、この目的物の価格の2分の1となっておりまして、前回の×××××の場合は、もうこの方、退去はされておりましたので。

○小枝委員 また言っちゃった。

○緒方住宅課長 この滞納金額のみの部分で訴訟でございましたので、滞納の金額というところで訴えの提起になったので、専決であったということでございます。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 その訴額についても、事前にこういう考え方について、この議決を求める段階で、分からないほうが悪いというちょっと出し方をしたというのも、ちょっとここについては非常に違和感があります。何度も言いますが、もう議決さえしてくれればいいという出し方は、先ほどもう謝ったからいいですけども、非常に苦しい。こちらとしてはちょっと受け止め切れない。

ちょっと同じところにとどまれないので次に行きますけれども、前の区民住宅の方に関しては、もう既に明け渡した後だから、だから議決をしなくてもいいという言い方。そういうことね。そういうこと。うんうん。

この件に関しても、前回言ったんだけど、12月の多分、Aさん、Bさん、Cさん

にしましょう。Aさんに関しては、12月の賞与を原資として退去したいというふうに申し出ているわけだから、それをそうしていた、もう目標はだって退去してもらうことですよ。目的は退去ですよ。してもらいたいんですよ。だから、それをなぜ待たずに訴えるのかというのは、どういうことなんですかね。

○緒方住宅課長 この方、12月の賞与を原資ということでお電話は頂いたところでございますけれども、やはりこれまでのやり取りで、区との信頼関係を破壊するような行為が再三ございましたので、それでしたら、いつがその日にちかですとか、滞納についてどうするかですとか、そういった部分も説明していただきたくて、条件付の使用許可の取消しにしたんですけれども、その期日までに、実際いつになったら引っ越すですとか、そういった明確なお答えがなかったもので、使用許可取消しということに至ってございます。

○小枝委員 えっ、よく分からない。まだ12月ですよ。今現在、退去する意思がないと、どうして確認ができるのかが分からない。何かただ訴えたくてしょうがないように見えちゃうんですよ。そうじゃないという答弁をしてください。

○緒方住宅課長 すみません。このフローの真ん中のところを見ていただけますでしょうか。まず使用許可取消というところが、司法上の観点で正当な理由がなくて3か月以上滞納、そこにはもう既に外れていらっしゃる。そして、②の使用許可取消の行使と使用許可関係の法理との関係でも、この滞納の回数ですとか金額、これまでの経緯ですね、何度も区との約束をたがわれたですとか、では滞納解消をしようかとする、分納しますと自分から2月におっしゃって、ようやく1回目を8月に払われて、それ以降一切支払われないですとか、様々な契約違反行為などを総合的に勘案しまして、そして、書いていますように、メルクマールとして、一般的には6か月程度の賃料の滞納があればということですが、もうこの方に至りましては、もう数年来の払ったり払わないで、最終的には福祉的なところも勘案しましたが、普通にサラリーマンで、月収がある程度の金額をもらわれている方、申し上げたとおり、賞与がというふうにおっしゃるぐらい、賞与もあるようなきちんとした会社に勤めていらっしゃる方ということで、この取消検討を途中でやめてという、取消に当てはまるような司法的な観点、福祉的な観点も全て兼ねそろえられている方ではございましたので、何度も言いますが、その日にちまでに支払っていただければという条件付で使用許可の取消し決定をして、その日にちが来るまでに何らの反応がなかったので、取消しが決定したという経緯でございます。

○小枝委員 目的は退去なんですよ、というふうに質問しました。目的は退去なんであれば、その日付まで、今ちょっと資料をめぐれないけれども、その日付までがどうであれ、現時点において12月の賞与で出ていきますと言っているのであれば、それをまず見守るとというのが通常考え方ではないかというふうに私は思います。

それと、この方々が、支払い能力、区営住宅ならば行き場がなくなるとかいろいろな問題があるけれども、区民住宅層だという、階層的に豊か、豊かというか一定程度中産階級というふうに捉えて、なので福祉的な見立てはあまりいたしませんというようなお話もありましたよね。

で、前回言われた銚子事件、母子が自殺をしたというような話がありますね。あれは多分公営住宅だと思うんですけども、こうした方においても、結局例えば精神を病んでいて相談すらできないとか、そういう可能性もないとは言えない。ただ、ここで議会において



そういうことを一つ一つやり取りするかというと、一番大事なことというのは、このここまで来たところの住宅使用許可取消検討会というものが、どれだけ客観性と公平性と第三者性を持った中で判断しているのかというふうなところに、私としてはもう帰結するしかないんですね。

これからもやりますと言っているわけだから、このようなやり方だったら、普通はなかなか、人権感覚のある議会であれば、一遍に通すということはできない。なぜならば、部長と課長2人と係長、この内部の5人ですよ。今もう既に、もう1人課長は長期欠席になっている状態の中で、行政も人間だし、心のアップダウンのある存在であるわけですから、私情や好き嫌いが入ってこないということは保証できないわけですよ。こういう第三者性の十分なチェックを経た中で、住まいは人権であるという意識を持った寄り添う弁護士なり、そうしたチェックがどこでなされているのか、なされる仕組みになっているのか、そこはご答弁ください。

○緒方住宅課長 まず最初の部分で、まず12月には退去をしたいということですけども、具体的な任意退去の日付が示されてなかったこと。そして今回、滞納額がやはり200万円というところで、明渡し請求と滞納額と両方の部分で請求をしていたという部分は、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

また、こちらの取消検討委員会のことについてでございますが、今回のこの住宅の取消しですとかということにつきましては、借家人と貸主という利害関係者同士の契約の解除でございますので、この第三者委員会とか、そういうところというのは、一般的にはやはり企業などが犯罪行為ですとか法令違反を招いたりするときに、外部の有識者にとって、危機管理体制の再構築、何かをするようなときに検証する委員会というイメージでございます。

ただ、小枝委員にご指摘されたように、この部内の人間だけでやっているというふうには、恣意的というふうな見方をされるというふうにはちょっと私たちも捉えておりませんでした。でも実際に小枝委員はそういうふうに見られるという、現実としてありますので、そちらを踏まえまして、こちらの先ほどの組織の中に、委員が必要ならばということで、ほかに出席者を求めることができますので、中央区さんの例を聞いたところ、こちらと同じように部長と部庶務の課長と住宅課長と、というメンバーは同じだったんですけど、オブザーバーで法規の主査を入れているというふう聞いてございます。確かに私もここに至るまでに、法規の主査ですとか弁護士と相談した上で上げているので、出席までは不要と認識してございましたが、今まさに小枝委員にそういうふうに見れるという、実際お言葉を頂きましたので、この体制については見直して、そういった法規の主査に出席してもらおうですとか、ちょっと体制は考え直したいと思っております。

○小枝委員 今の答弁は中央区事例ということで、法規の主査ということでしたけれども、やはりそれでは私はやっぱり行政内部ということになってしまうと思うんですね。行政というのは客観的かつ公平公正な存在であろうという、パブリックだからそういう推定はあるんですけども、でも一方で、組織として、私も訴えられているから言っているわけじゃないんですけど、極めて感情的な存在になっているし、なるだろう。なっているんですよ。私情を入れてはいけませんけれども、現に同じ担当部において、このような、今回24年にして初めて議決をもって訴えるという事例をクールに捉えられるか。しかも定例会

になって初めて出てきたわけですよ、根拠もなく。あ、根拠は中で説明しますということ。消化し切れませんよ。消化し切れません。しかも、第三者性も担保されていません。中央区事例は聞きましたけれども、じゃあ、住まいは人権に寄り添った仕組みがちゃんとほかでどのような形があるのか調査していますか。民間の家屋じゃないわけですよ。公共の家屋。そして明け渡すことが目的なんだったら、訴えてぐちゃぐちゃになってやるよりは、明け渡してもらえばいいと思うんですよ、普通に。何でこんな複雑な客観性のないやり方をするのか全く理解できない。

○緒方住宅課長 客観性と言われてしまうと、何度も言いますが、この住宅課内のときに司法上の観点で、条例です、もう本当に、条例が3か月以上滞納したという取消し事由があるということと、②の部分で、それまでの経緯と福祉的なところも確認してございます。

公共住宅というところで、民間ではないという点でございますけども、各住宅には規模によって1名から数名の住宅連絡員という方を設定していただいております。住宅と区との間をつなぐ役割を担っていただいております。高齢者住宅には生活協力員もおりまして、高齢者の住宅と併設している住宅で、高齢者のことだけではなくて、ほかの住民の方のことも対応していただいております。また、当課には公共住宅巡回相談員という職名で会計年度任用職員を雇用しております。この方は元住宅課の職員でございます。積極的に生活協力員と連携して区民の相談なども対応していただいておりますし、自治会がある住宅は自治会長もおります。住宅の連絡員から、最近見かけないから心配だとか、そういったお声を頂いて、巡回相談員とお部屋に訪問すると。そういったことは日常的にやっております。

生活協力員さんは本当に……

○小枝委員 そういうことをやっていないとは言っていない。ちょっとほかのことになっちゃっている。

○春山副委員長 休憩を取ります。

午前11時13分休憩

午前11時17分再開

○春山副委員長 再開します。

住宅課長。

○緒方住宅課長 私どもとしては、まずは主たる訴訟は明渡し請求、そして附帯決議として、附帯としては、すみません、附帯として滞納額、滞納使用料の請求ということで、何よりもこのフローの、A3の後ろにもつけておりますけど、地方自治法の240条の2項、先ほども読みまして、繰り返しますが、私たちは債権について、督促、強制執行、その他その保全、取立てに関し必要な措置を取らなければならないという責務を負ってございます。それで、地方自治法施行令の171条の2でも、赤いところで、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に挙げる措置を取らなければならないということで、赤くしてはありますが、3のところ、前二号に該当しない債権については訴訟手続により履行を請求すること。こういう法に基づいて対応している事務でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩佐委員 ちょっと確認をしたいんですけども、今これは使用許可の取消しをされているということですので、今の状態というのは、不法な使用の状態が続いているということと間違いはないですか。

○緒方住宅課長 委員ご指摘のとおり、任意の履行を促していますが、今、居住されていますので、不法の占有の状態が継続しているという状態でございます。

○岩佐委員 そうしますと、これは時間がたてばたつほど、これは家賃ではなくて損害賠償、損害賠償が積み上がっていくということだと思んですけど、これ、損害賠償になる場合だと、利息というのはこの場合つくんでしょうか。

○緒方住宅課長 この場合、利息はつかないことになっています。（発言する者あり）すみません、利息という言葉でした。訂正させてください。すみません。遅延損害金ということで、頂くことになります。

○岩佐委員 そうしますと、こうしている間にも、一日一日と遅延損害金は家賃以上に発生してしまうという、今もうその状況に今はなっているということですよ。

ちょっとこれは疑問なんですけれども、先ほどからもちょっと明渡しの話と、債務、債権の回収の話と、債権の回収の時点で、それなりの法的な手続を取るというのはこの手続の中にはないようなんですけれども、それは逆に言えば、こんなに数年も滞納しながら、回収という名の下にずっと使用を続けることが、住み続けられることができるというのは、ある意味本当に福祉的には寄り添っているなどは思うんですけども、この一括で明渡しと債権回収が同時なのは、逆に何でなのか。先にこの数か月滞納した時点で、債権回収だけに対して法的な手段というのは、ごめんなさい、これは条例か何かで取りようがないのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○春山副委員長 休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時22分再開

○春山副委員長 再開します。

住宅課長。

○緒方住宅課長 すみません。お時間を頂戴しまして、申し訳ございませんでした。

委員ご指摘の、先にとということでございます。私たちはやはりあくまでも分納で、あくまでもその分納誓約、引き続き支払ってもらおうというところを目指しておりまして、明渡しと滞納使用を同時にやっております。一般的に裁判所のこういう住宅の対応としましては、やはり一括で支払うというのは現実的に難しいので、和解案が裁判所から出されるというのがほぼ100%だというふうに聞いてございます。そこに至ってお話し合いをしたいということを目途にしておりますので、一括で出させていただいているというやり方で住宅課は対応してございます。

○春山副委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 じゃあ、逆に滞納額だけを主たる目的とした訴訟にした場合には、それだけをもっては、今回の事情は特にですけども、和解がしにくいということによろしいですか。むしろこの一緒にセットにしたほうが裁判上の和解というのは可能なのか。特に債権管理条例が今ない中で、また別に資産が皆さんそれぞれある中で、一括で払うのは難しい方としても、いきなり債務免除とかそういったような和解にはいかない。いけないはずだ

と思うんですよね。これ、裁判所でしかできない和解というのはあると思うんですけれども、ちょっとその部分をもう少し、ちょっと裁判上ではこういう和解の状況があるから、当事者にとっても区にとってもこれはこの手段が一番ベストなんだということは、そういう制度だと思ってはいるんですけども、確認させていただきたいんですけども、まだちょっとご説明の補足があれば教えてください。

○緒方住宅課長 債権の部分と明渡し請求を同時にしているというところで、ちょっと同じような説明になってしまいますが、やはり裁判のこれまでの判例の対応で、やはり和解に至ったほうが、周辺の区ですとかいろいろな対応を聞いていますと、こちらとの滞納の整理ですとか、相手方の現状ですね、なかなかお話ししてくださらないですとか、そういったところがやっぱり裁判の俎上に載ることで、より裁判官の冷静な点で、お金のことで、生活状況に対応した中で払える部分が明確になったりという利点があるというふうに聞いておりますので、こういったやり方をさせていただいておりますし、また、やはりこの滞納していても住んでいられますとか、そういったモラルが周りの住宅の皆様に行き渡ってしまいますと、やはりもうこれは公共住宅への信頼を揺るがすことにつながりかねませんで、私どもも今後の住宅、公共住宅の管理に対して、なかなか厳しい状態になるというところで、こういったやり方をさせていただいております。

○岩佐委員 そうですよね。ほかの方はしっかり家賃も払っていらっしゃって、ほとんどの方がルールも守っていらっしゃる中で、この日常的にこの家賃を払うとか、当たり前のことだと思うんですけども、その協定に関しては、殊さらにしっかり頑張ってくださいよ、守っていただきたいですよねというのは、多分入居のときには確認されると思うんですけども、そのほかにそういったルールを皆さんが感じられて、あまり感じさせられながら生活させられるのもちょっと困りますけれども、意識しない方に対してのことというのは、何かアクションとかというのはあるんでしょうか。

○緒方住宅課長 滞納しているということは、実は以前の住宅課のやり方は、結構、夜討ち朝駆けで、お家に臨戸訪問しているというやり方は、実は今それは自粛しています。なぜかという、やっぱりプライバシーとしては、そういったことが近隣に知れますので、そういった形で個別に話し合いを重ねたりですとか、先ほど例も挙げましたけど、何か実際にほかに生活困窮するような問題があるかですとか、そういったアプローチですとか、コロナのときなんかも住宅困窮の給付金などがあったり、それをご案内したりですとか、その方に応じた対応を丁寧に繰り返しているという現状でございます。

○岩佐委員 あとすみません。参考ために、区民住宅の倍率、今どれぐらいお待ちの方がいるのかというのが分かれば、最近のデータを教えていただきたいと思います。

○緒方住宅課長 すみません。今、令和4年度11月に募集しました区民住宅でございますけれども、2名の戸数に当たりまして183件の申込みがございましたので、91.5倍となっております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○春山副委員長 その他、質疑はございますか。

○はやお委員 私は端的に中身のことを言うんですけど、これは非常にセンシティブな話なんで、非常に質疑するのも難しいなという立場だったんですけども、やはり私も人材育成のことについて今回も一般質問をさせていただいて、先ほど課長のほうからも、その

人材といったところ、あと何かというと、小枝委員のほうからも出てきた、この継続的にこういうことの判断がなっていくんじゃないかと。あと14件既にこういう事案になりそうなものがある、控えているということからいったときに、せっかく副区長もいらっしゃっているので、構造的な話を確認したいと思っています。

というのは、年数はちょっと覚えていないんですけども、5年ぐらいのタームだったと思いますが、今、職員定数の条例がやって、キャップがかかって、約1,200ぐらいだった人が、どうなっているんだと質問もしました。それが、5年ぐらいだったと思うんですけど、6年ぐらいの職員経験者が600人になる。つまり半数が経験のない方がこの職員に就くということ、これは構造的な問題なんですね。だから、これは前区長がいろいろな削減ということで、長期的に採用計画ということは普通は考えるんですけども、その辺のところ弱かったのかなと。1人、大体計算すると、1人当たりというのは大体1,000で計算、1,000万ぐらい。そうすると、10人やれば1億、ごめんなさい、そういう数字になるというぐらいな、直接経費を削ってきて財政を立て直してきたと。でもそこまでする必要があったのか。強い組織をつくる必要があるんじゃないかと、こう言ってきた。

で、今、何を確認したいかということ、結局は、先ほどの質問の中でやったような、審議するところの客観性を法的に、今後、訴訟問題がどんどん増えていくと思うんですよ。そうしたときに、どういう人材をどのように採っていくのかといったところの、今後もうずっと我々が常に判こを押していくような、こういうあってはならないと思うわけです。これをどういうふうに考えているのか。結局は外部の力といってもかなり特殊な人材を要求しなくちゃいけないということなんですよ。

だから、これを構造的にずっと質問してきたんですけど、ご安心ください、今まではやってきました、今後もやっていきますという、冷たい答弁しか私はいつも頂いていないんですけども、そういうような答弁なのか。これについてはこういう今後、今ちらっと、今、課長がおっしゃいましたけども、こういう、今後のこういう人材という現実ですよ、600人、半分近くが、6年の経験者になったときに、こういうセンシティブなものをどうやってクリアしていくのか。その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○緒方住宅課長 副委員長、住宅課長。

○はやお委員 えっ。

○春山副委員長 住宅課長。

○緒方住宅課長 すみません。まずは住宅課の現状だけ、説明させてください。

○はやお委員 ああ、はいはい。

○緒方住宅課長 まず、今申し上げたような、こういった訴訟があるような部署でございます。前回申し上げたとおり、平成30年からは弁護士事務所との委託契約も、相談の委託契約も結んでおります。そして今、政経部のほうで経験者の採用に力を入れていただいておりますので、今この案件を担当している職員は法テラスにいた職員で、行政書士ですとか社労士ですとか宅建士の資格を持っている職員を配属していただいておりますので、この問題につきましても、課内ではかなり高度なレベルで事例を当たったりですとか、判例、弁護士相談を繰り返して適切に対応しておりますので、今のマンパワーで適切に対応できていると考えてございます。

○はやお委員 現在はそうですね。やっぱり人材育成とかというような、長期的な話なんですよ。人づくりというのは100年の計と言われるぐらい将来的なことに、今は取りあえずそうになっている。今後やっぱり中期的にどういうふうに考えていくのかというのは、僕は今ここの答弁では、ないならないということでもいいんですけども、今ここのところの、住宅課としてはこういうことで、じゃあ将来的にはどういうふうに、今はいいけれども将来はどうかということ、それを構造的にどうやって捉えているのかということについては、きちっとお答えいただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 住宅課としてはということで、我々環境まちづくり部、ほかの部にも相重なるところがあるのかなというふうに思っています。我々の部のほかの業務においても、建築紛争をはじめ法的な専門知識の必要な部署というのもございます。そういったところの中では、当然OJTや、あるいは法務に関する検定などの自己啓発に努めている職員、そういった者を促進しながら、そういった能力のある職員を必要なところに配置をし、それから以前もはやお委員からご指摘いただきましたけども、専門的な委託契約の中で、法的な部分についてのいわゆるグリップをしつつ、その委託先とノウハウを共有していくということについては、住宅課では住宅関係に関する詳しい弁護士との契約、部全体としても様々な建築紛争をはじめとした法的なものに対して一定程度の委託をする中で、先ほど申し上げた職員の能力の向上、そういったものをうまく我々の内部の資源と外部の資源を活用しながら育てていっているというような状況でございます。

○はやお委員 最後。そういうふうに答えるしかないよね。そういう、ご安心くださいと言うしかないんですよ。我々から見ると、客観的に見て、何を言ったかということ、一般質問でもさせていただいたように、職員に求められる、直接職員に求められる人材のあれを集約して、そのときも以前のたしかまちづくりの担当の課長との答弁の中から出してきたと思うんですけども、やはり何かといったらば、区民に分かりやすく説明できる能力というのが大きな柱の一つ。技術的なことで、分からないから、じゃあ説明しないというわけにいかないわけですよ。分かりやすくという言葉なんですね。そこに集約したと思うんです。

あともう一つは何かといったらば、業務委託をしていくんだから、業務委託をしていく人たちに対してゴー・ストップがかけられる能力。大変な能力なんですよ。特に環境まちづくり部というのは、そういう技術性の高いもの、今、法的に高いものといったときに、この辺のところについて、加島部長が言いましたよ、任せてくださいと。我々の人材についてはいろいろなところで経験しておりますから、人材は順調に育てておりますということだったので、ここは今後、継続的に確認をしながら、本当に人材育成がされているのか。それは決して意地悪質問じゃないんです。やっぱり職員がしっかり育てているということが、我々区民に対してのサービスを安定的に継続的に提供できる体制が取れているかということなんです。

今、ここのところについて一番心配しているのは、疑義は、本当に継続的にこのことが、何というんですかね、都度都度困ってしまって、これは違いますよ、専決事項がいいとか、議決がいいとかということではなくて、本来であれば穏便に整理できることというものが、どういうふうにやったらお互いに整理できるかといったときには、やっぱり僕は私は人材のやっぱり育成といったところの問題だと思いますが、その辺のところを含めてもう一度

お答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 はやお委員ご指摘のとおり、人材育成の方針については、区の職員の能力、それから民間の能力をどうやってグリップするか。先ほど申し上げましたとおり、民間とのノウハウを共有して、より専門性を高めていくかと。そういった視点の中で、今後も引き続き人材育成に取り組んでまいりたいというふうに考えています。引き続きが議会からもご助言を賜りながら、うちの部としては、法だけではなくて土木や建築、様々な技術に関する専門的な部分についても、劣化しないような形で向上していきたいというふうに考えているところでございますので、今後ともよろしくご指導、ご助言のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○春山副委員長 桜井委員。

○桜井委員 今のはやお委員の質疑に関連して質問させていただきますけども、前回の委員会の中で、この件については、区民を訴えるということについてのやはり慎重性というか、そういうことをしっかりと担保する必要があるんじゃないですかという話もさせていただきました。その中で、もう今日午前中から、様々な資料を用いながら、その裏づけとなるようなことのご説明も頂いた。その仕組みを、仕組みを今後つくっていく、一つ一つ。いろんなケースというのが今後も出てくるでしょう、恐らくね。ですから、そういう面では、場合によっては他区とのいろんな協議、情報交換だとかをしながら、千代田区だけとかいうことじゃないですから、そういった面での共有というのが必要になってくるんだろうというふうに思います。

そういう中で、やはり区の職員に、こういうこと、この事案に対しての負担が過度にかかるということについては非常に私は心配してしまして、やはり精神的に、専門職の方をお願いをするというような先ほどご答弁もありましたけども、やはりこういうようなこと、こういう事案のことに関わるとということについては、よっぽどその職員にも、課として部として配慮をする必要がやっぱりあるんだろうと私は思うんです。

これは、今回これで議決すればいいという話じゃなくて、これからどんどん続いていきますよ、これはね。ですから、そういう中において、住宅課の職員の方が、お若い方を含めて課の中で生き生きと仕事をしていただけるような環境をつくっていくということは、やはり上にいらっしゃる方にとってはとても大切なことだと思うんです。そこら辺のぜひお考えをちょっとお示しいただきたいというふうに思います。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員からのご指摘を頂きました。やはり住宅課の案件に当たりましては、この使用処分の取消しから明渡し請求に至る前段の中で、様々な滞納や条例違反の使用が発生したときの、その当該の対象者との粘り強いコンタクト、そういった部分についてもかなり神経を使うというような状況も非常にございます。その辺りの対応のノウハウについても支援する必要があるとございますし、今般のようにどうしても信頼関係が破壊されて、課題の解消の見込みがないという場合に、訴える場合についての法的な部分での専門知識をどう支援するかといったこともございます。コミュニケーションの面、法的な専門性の面も含めて、我々としてはしっかりその辺りを支えていけるような組織体制並びに民間の力の適切な活用ということも含めて、職員が過度に負担にならないように、精神的な負担にならないように、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○小枝委員 ちょっと1点だけ。遡って、はやおさんの答弁のところから今の桜井さんの話に至るところなんですけど、適切に対応できているという、今のマンパワーでという話があったんですが、前回12月1日のときにも、連帯保証人、この制度の中で、確実に、当然これは民間の契約においても追いかけていける、あるいはちゃんと定期的にその辺の、何というか、契約上の担保が取れているという仕組みをやっぱりやれてこなかったという、たしかやり取りは、私の質疑じゃないんですけど、桜井委員のやり取りの中で、本籍を書いているか、要するに追いかけていけない状況のままになっているという答弁は確かにあったと思うんですね。

みだりに訴えるとか、みだりに議決を求めるということをしたくないのであれば、この辺の、先ほど宅建も何とかも、資格もありますとおっしゃったんだけど、やはり制度的な不備があったのでこういう状況になっているということについては、前回ご反省されていたので、やっぱり意識の中に、何というか、いつも上書きされて、私たちは大丈夫です、私は正しいですというふうになってしまっただけでも、ちゃんとそここのところの改善をしていかなければならないという意識については、しっかり答弁される必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○緒方住宅課長 連帯保証については厳しいご指摘を賜りました。入居の際の資料では、その方の印鑑証明ですとか所得証明などはしっかり、住民票ですとかは頂いているんですけども、今回……

○小枝委員 二十何年前になっちゃうのよね。

○緒方住宅課長 そうです。

○小枝委員 それはだから。

○緒方住宅課長 そうなると、やはり既にいらっしゃらない方などを。

○小枝委員 ということでしょ。

○緒方住宅課長 追うことが難しかったので、実際、今回の事案を進めていくに当たりまして、大変私たちも苦慮していることの一つでございますので、今ご指摘賜りまして、事務の手續の中で、何年かに一度、もう一度出していただくですとか、何かちょっと事務的なところで対応できる部分を研究、対応していきたいと考えてございます。ご指摘ありがとうございます。

○春山副委員長 休憩を取ります。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○春山副委員長 再開します。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。ちょっと細かい具体的なところなんですけど、ちょっとこれもプライバシーのところもちょっと入っちゃうので、駄目なところだったら駄目とってください。回収の②の真ん中の事例のところの下から2番目の枠のところ、使用者との交渉とまず書いてあって、さらに回収資料の③の、今までの事例から考えれば、大丈夫かな、夫が契約者で夫に通告はしていたわけなんですけども、その奥さんにもちゃんとそれを言って、



使用者である奥さんに言って、滞納ももちろん奥さんは知っていたということでもいいんでしょうか。また、その奥さんだけだと、この資力があるのかどうか、ちょっと旦那さんのほうの資力は分かるんですけども、奥さんのほうの資力がどれぐらいなのか。もしもないんだったら、生活保護的なものはお勧めしたりとか、安いお家の紹介なんかはしたりとか、そういうのはあったんでしょうか。一応確認をお願いします。

○緒方住宅課長 まず積極的な交渉は使用者である世帯主としていますが、妻にはある程度の所得があることは確認を取ってございます。また、こちらが家庭内の不和で、今争っていらっしゃるというお話も頂いておりますので、逆にそういう問題が決着というか、到達点があれば、財産の整理をご家庭の中でされると思っております。

また、そういった今ご心配の何か住む場所ですとか、そういったところがあれば、私たちは常にいろいろな部署と連携を取ったりしてございますので、ご案内はしたいと考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、ご案内したいと思っておりますということは、ご案内はまだしていない感じなんですかね。

○緒方住宅課長 主たる交渉相手は、やはり使用者である世帯主とやっております。

○岩田委員 ああ。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 まず、資料をありがとうございました。やっとスタートラインにつけたと思っております。

それで、細かい点からで、まず本日お配りの資料1-4なんですけれども、住宅一覧表が、これだけの価値があるよというところに、千代田区の行政基礎資料集のところには、平河町にある麴町仮住宅、新しいのと、神保町仮住宅も掲載されているんですが、ここの資産価値というのは特に分からないんですかね。まだ新しいからなのか、いやいや、どうなんだというのが、記載、どこを見ればあるのかなと。

○緒方住宅課長 調べれば分かるところでございます。仮住宅は前提として仮のものでございますので、ちょっと今回の訴訟に至るということを想定しておりませんので、掲載はしてございません。

○林委員 滞納のところはまだ比較的新しいとはいえ、1年、2年たっているわけで、前回あった14の事案のところには仮住宅はないのかということと、もう一つは、要は名義が違う人がお住まいになったら立ち退き請求をするわけですよね。違う方が住んじゃったりという。その辺の訴訟の事案に当たらないのですか、仮住宅というのは。

○緒方住宅課長 フローでお示しておりますような、その6か月、12か月ですとか、こういった事象が生じた場合は対象になる可能性はございますけれども、仮住宅は、今のところ四番町が竣工したら退去していただく方ですとか、あと火災等が入っていらっしゃる方も一応1年がお約束事になっておりますので、ないとは言いませんけれども、一応今の表にするときには想定にしていらないということで、こういった資料を作成してございます。

○春山副委員長 林委員のご質問にあった、14件の中に含まれてはいないということですか。

○緒方住宅課長 ちょっとその滞納者の特定につながるような部分は、ちょっとお答え

は、ちょっとご遠慮させていただければと思います。

○林委員 ここは今度資料3のところを確認しようと思ったんですけども、項番3番のところ、要は議決に必要なための、議決のために審議に必要な限度って、これはどこまでかというのが、ここを僕は示してもらいたいと前回言ったつもりなんです。やっぱり講演会の、23区のへ行ったときに、皆さん、議員の皆さん、議案審査の前とか議決を押す前に寝れますかと学者の先生に言われたんですよ。そしたら笑いになっちゃったんですね。だけどやっぱりこの裁判になると、僕はそうだなと思って、昨日あんまり寝つけなかったんですよ。どこまで知っちゃったら、かえってボタンを評決のときに押しづらいのかと。

ここは、言わんとするのは、もしこれが知り合いだったらどうだったんだろうというのがすごくあるんですよ、昔の知り合いとかでも。個人情報とか、今の平河町の仮住宅が入っている、いないとか、今の14件の滞納の方がおられるとか、どこまで結局、千代田区役所の内部の法規のところは、議案審査のために必要な限度というのを示されたのか。

お答えできないんだったら、こういう審査のときに、もう時間もお昼に近いんで、やっぱり法的な法規の方が要るんじゃないかというのも、前回のとき言ったつもりなんですけれども、住宅課長がこの個人情報をどこまで言ってしまっているのかというのは微妙なところだと思うんですよ。これ、庁内でどこまで共有されたんですかね。この秘密の回収資料レベルだったらいいとか、14件の事案も含めてなんですけれども、どこまでがに必要な限度なのか、ここを示してもらいたいと。

○緒方住宅課長 個人情報につきましては法改正されまして、令和5年4月から法律で一環として対応することになってございますので、資料におつけています内閣府の外局団体でございます個人情報保護委員会事務局のほうで作成しているガイドに基づいて、我々自治体の職員は対応しているところでございます。

それで、今回、林委員からのご指摘を踏まえまして、今、個人情報保護の担当が情報システム課でございますので、情報システム課からこの個人情報保護委員会事務局のほうに確認していただいたところでございます。そこで、業務の遂行に必要な限度というのは、議決のための審議に必要な程度というのは、その案件ごとに自治体で検討してほしいという見解でございましたので、私のほうで、回収の資料、参考資料④で、既に12月1日に提供した情報と、あとご質問があって回答しました、月のお家賃ですとか入居時期ですとかそういったものを追記し、あとは資力があるかどうかを心配される声がございましたので、住宅課として審議に必要なのは、前回のやり取りを踏まえて、このレベルかというふうに判断しまして提供しておりますけれども、議決に当たっては、やはり名前がないと議決できないですとか、そういったご意見を委員の皆様から頂ければ、ご用意したものをすぐに提供させていただければと思います。

○林委員 こちらの審査のほうで、ここまで出してもらいたいと。住宅名も出してもらいたいですとか、部屋番号を出してもらいたいですとか、氏名も出してもらいたいといったら、出せるものなんですか。そこはどこまで確認。大丈夫。うなずかれたんで。じゃあ、聞けば、全部すべからくお話しすると。まあそれは裁判、訴えの提起だからそうなんですけれども、そこは確認のほうだけ、改めて言うていただければ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、議会が本議案

に対して必要な範囲で必要な情報を提供するという形のご要請が議会としてあれば、それに対応すると。我々は様々、原本資料も含めてありますけれども、ほぼほぼ今我々の手持ちの要素、内容についてはお出しをしているつもりです。具体の証拠帳票とか、そういったところまではないですけれども。

ただ、今回、唯一個人名は出していないというところのもので、それについては、前回、はやお委員でしたでしょうか。いわゆる情報公開訴訟のインカメラ方式みたいな形で、委員限りでご覧いただくという前提条件の中では、我々としては対応できるということでございますので、どの程度までが議案審査に必要なのかということについて、議会からご要請を賜ればそれに対応するというところでございます。

○林委員 すみません。いや、今のお話で、これは間違いがあっちゃいけないんで、今後、要求すればというのは、議会の仕組みとしては議決なんですよ。議決して、この資料を出してくださいと言うと、これは法的権限が発生するんだけど、今のこの委員会レベルで、ちょっと出してもらおうとありがたいと言っても出せるものなんですか。要は調査権の発動になるわけですよ、検査権とか、法に基づく。ここがないと出せないのか。僕らのところで、信頼関係なのかどうなのか、この資料がないと審査できませんよというレベルで出せるものなのか。今後大事になってくるところなんで。

○緒方住宅課長 個人情報保護委員会事務局に確認したところによりますと、その審議に必要であるという決断を、審議である必要だという限度を自治体の中で整理して提供するということと、あとは提供するに当たっては、必要な措置ですね、この資料1-3の下に書いていますとおり、取扱いの範囲の限定ですとか第三者への再提供の制限の禁止、消去や返却など利用者の取扱いの指定ということは講ずることは求められてございます。

さらに、この考え方ですね、必要な限度などを、どこか専門の議会で諮問するということは許容されないかという確認をしたところ、そこはやはり法解釈については個人情報保護委員会が統一的に、全国共通で統一的に行うためにこの法改正がされていますので、何か別の審議会で個別案件ごとに法解釈を諮問するということは、法の趣旨に反するという見解を頂いておりますので、委員会のほうでやはり議案審査にはこの部分が必要であるというお求めがあれば、提供したいと考えてございます。

○林委員 もっと正確に言ってください。僕は聞くつもりはないですよ、個人情報のお名前まで。ないですけど、いろんな議員さんがいるわけですよ、いろんな議員さんが。で、一議員の人が、条例の審査のために個人名が必要だったら出せるものなんですか。自重で、僕は考えて、今なるのは、議決というのは、多数の議員の人たちになるほどねと、この審査は必要だねと議決した資料を初めて執行機関が個人情報を出せると。これが検査権とか調査権の発動になるんですけども、どこかのこの委員の人が、じゃあこのAさんの資料を開示してくださいと言ったら、そんな軽々に出せるものなんですかね。大丈夫ですか。今はやるつもりはないですけど、今後もこれが前例になって、そんな答弁で本当に大丈夫なのかな。

○桜井委員 部長答弁は大丈夫。

○緒方住宅課長 副委員長、住宅課長。

○春山副委員長 住宅課長。（発言する者あり）

○緒方住宅課長 今回この、どのレベルで資料を提供するかにつきましては、先ほど申し

ました平成25年の生活保護費、3,037万余を不正に受給した方の訴えの提起を参考にしたんですけれども、この場合も、原告の方の何丁目までですと、年齢と性別のみだったことも参考にしました。この犯罪のときですら名前は出してないということ、あと近隣区でもこの住宅の明渡しの訴訟をしていますので、資料の状況を確認したところ、名前等は出しておらず、区営、区民住宅ですとか、私どもと同じレベルの情報を提供していると聞きましたので、回収の資料の参考④の程度でしたら、議案の審議に十分ではないかと考えて、提出させていただいたところでございます。

○林委員 言っていることにあれなんですけど、要求を出せば名前を出しちゃえるぐらいなんですかと聞いたんですよ、議決なしに。

○桜井委員 ゆっくり考えてくださいと言っているんだよ。

○林委員 うん。

○岩佐委員 ……名前を出さないんだったら、もうその話は……

○林委員 いやいやいや、だって今後の審査のときだって、まだ14件あるんだから。ちゃんと確認を取ってくださいと前回言ったんだから、これも。（発言する者あり）

○春山副委員長 休憩します。

午前 11時58分休憩

午後 0時00分再開

○春山副委員長 再開します。

住宅課長。

○緒方住宅課長 一議員からの要求に関しては提出しませんけども、議事の進行に、議案を検討するに当たって必要であると議会のほうで情報提供のご要望があった際には提供いたしますが、各個別なご質問ですとかご依頼でしたら、受け付ける予定ではございません。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 分かりました。

次は、秘密の、回収資料の①番のところ、これも作ってくださいとあって、下から上に上がるといっても何か違和感があるんですけど、ここで、まず一番下のフェーズ1のところですね、ゼロの、6か月程度、これは判例が6か月だったと。これはどんな判例なのかというのと、区営住宅と区民住宅の、ここの分類というか区別というのはあるのかなのか。お答えください。

○緒方住宅課長 判例につきましては、ちょっと複数の判例を当たって、真ん中のほうのメルクマールというところにも書いてはありますが、これは一般的な、前回、永田委員のほうからも6か月程度が一般的だというふうに……

○林委員 永田さん。

○緒方住宅課長 すみません。岩田委員のほうからも、ご質問の際におっしゃったとおり、一般的な程度というのが6か月程度ということで、私どももこちらを目安にしております。区営、区民住宅両方ともに、こちらは適用させていただいております。

○林委員 ちょっと先ほども少し質疑のやり取りがあった、連帯保証人の出番というか、出るところなんです。この資料を見ると、フェーズ1の6か月の滞納で、ここでいろんな相談をします。そこから12か月1年間、またいろいろ約束の取り交わしとかを職員の方やられると。その後、連帯保証人の納付依頼というフェーズなんですけども、この連帯

保証人の納付協力依頼というのは、フェーズ1のところの6か月とか12か月のフェーズ2に組み込むというのは、判例上難しいものなのか、できるのか。お答えください。

○緒方住宅課長 すみません。今こちらは住宅課の要綱に基づくフローをお示しさせていただいております。住宅課としましては、まず12か月程度までは、まずはご本人と。やはりこういった滞納しているということを知られたくない方もいらっしゃいますので、まずはご本人と交渉を重ねて、そしてやはり12か月程度もなかなか誠実な対応をしていかないというときに、連帯保証人に依頼するというようなやり方をやらせていただいております。

○林委員 私が言っているのは、最初の6か月、フェーズ1のところ、ご本人とやり取りして、その後1年間、要は18か月後に初めて連帯保証人の方にコンタクトを取るわけですが、すけれども、実際問題、訴訟案件になったりしても、大変な労力なわけですよ。この連帯保証人との関わりというのは、もっとフェーズを1か2のところを持っていくことが可能なのか。これが抑止力になるのか、保証力になるのか。正直言って、議決にするよりは私としてはそっちに、できるんだったらしてもらいたいんですよ、保証人の。そのための連帯保証人なわけですから。これができるのかどうかというのをお答えください。今後の改善についてですよ。

○緒方住宅課長 貴重なご指摘をありがとうございます。おっしゃいますとおり、これまではやはりご本人の個人情報ということで、慎重に、連帯保証人に至るにはかなり年月を頂いておりますけど、実は私どもも課内の中で、連帯保証人に連絡する時点でかなり滞納額が膨らんだ時点ということになりますので、この部分は確かに見直しが必要だということとは認識しております。今回のご指摘を踏まえまして、これはあくまでも課内の事務フローでございますので、ちょっとやり方も今回のご指摘を踏まえて見直したいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○林委員 併せてこのフェーズ3のところ、弁護士相談と。先ほどから委託した弁護士というので、どなたなんですか。言えればお答えしていただきたいですし、委託ですとか、どんな方なのか。区の専属でやられているとか、この事案だけ、住宅の事案だけを委託をかけているとか。

併せて言っちゃうと、この連帯保証人にコールする、コンタクトを取るときの判断というのは、僕は弁護士に確認したほうがいいと思うんですよ。やっぱり職員の方が、今だと。1年以内のここだとかという、どこのタイミングかというのは、世の中で一番偉い人は誰なんだと前聞いたことがあるんですけど、やっぱり時を制する人なんですよ。この国でいうと、元号を決める人とか、予算とか解散を決めれる人。その時期を決めれる人。時間を決めれる人なんですよ、国会の召集をする人とか、議会の招集をする人とか。

と、キックオフのところ、職員の方が最初に連帯保証人にコンタクトするときの判断というのを、やっぱりリーガルチェックというか、専属の弁護士、どんな方が分からない、この方と相談した上でフェーズ1か2のところ、できるような体制が、今回は取れなかったけれども、取れるようになるのかというのを確認させていただきたい。

○緒方住宅課長 平成30年から住宅課がこういった滞納の整理に当たりまして、相談を委託契約している事務所がマイスタット法律事務所でございます。こちらの先生、この方が特別区の研修所の講師をされていたりですとか、近隣区でもこういった相談で委託契約

を結ばれておりますので、千代田区住宅課としてもお願いしているところでございます。

相手方が滞納解消に向けて誠実な対応をしないという、青の中で書いてある右のほうに、四角四つで、区からの連絡に反応なし、分納誓約をしない、分納誓約の不履行、納付相談に応じない、この四つをチェック項目として、今ここが対応していただけなかった連帯保証人へ納付協力という、こういうフローで、今は事務手続はしているところでございますけれども、林委員のおっしゃるようなやり方も含めて、事務処理は研究させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○林委員 ぜひ、フェーズ1、2のところ、これも法律的な確認が必要だと思うんですよ。どんな手続を取ったかと、やっていただきたいです。

その上のところに今度入ると、ここでも条件付取消しに向けたフェーズがあるんですね。ここはやっぱり職員の方、僕もあんまり民間に頼るとするのは、区の裁量のときの判断に難しくなってしまうんで、どうかと思うんですけども、事この事案の滞納ですとか契約違反のものって、もう法的なものになってくるんで、ここのフェーズ3のところというのはどの程度取消しの、「使用許可取消の検討（住宅課内）」というところですね。法律家の、法規とも相談しているんでしょうけども、専門職の方とはどこまでできるんでしょうかね。

前ちらっと言った、僕も好き嫌いはあるんですけども、兵庫県の明石って、有名な、辞めちゃった市長さんは、やっぱりこういう市営住宅の滞納が多かったから、法律専門家を職員でやっちゃったと。そういった法律専門的な、DX担当の副区長までつくっちゃうぐらいですから、法律担当の参与でも何とか区内で債権にいれば判断を、やっぱり苦しいですよ、職員の方も。取消しを持っていったりするときに、やっぱり、先生どうですか。いや、これはやったほうがいいですよとか、もうちょっと待ちましょうとか、綱引きのところというのはやっぱり一定期間必要だと思うんですけど、法律家の絡むところというのはフェーズ3のところではないですかね。

○緒方住宅課長 こちらの課内の検討におきましては、もう客観的に司法上のこの事実を確認しまして、正当な理由がなく使用料を3か月滞納しているですとか、これまでのやり取りですね。裁判上になりますと、滞納の使用料は何か月かですとか、ある行為をすれば解除とか、明確な基準がないところでございますので、相手方とのこれまでの対応を勘案しているところで、おっしゃるとおり、ここに職員だけでというところは現状でございますけれども、法規主査とも、状況ですとか、あと様々なQ&Aの事例集なども出ておりますので、それらの過去の事例を当たりながら、現状は区の職員で対応しているところでございますけれども、こちらに至りまして、部分的には、私たちが悩ましいところは、この上に上がっていく矢印のところ、弁護士相談とあるんですけども、この私たちの解釈で間違いがないとか、そういったところのリーガルチェックは受けているということで、この真ん中の部分のフェーズは対応しているところでございます。

○林委員 なぜフェーズ3のところかという、ここで家族構成だとか、福祉部門と、要は住宅のお金だけ滞納しているのか、社会保険なり税金なりを滞納しているのかと、ここで初めて共有するわけですよ。ここで法的な専門家の確認をして、これはどっちなんだというアドバイスを受けたほうがいいと思うんですね。

ちなみに秘密の資料の回収資料の、どこまで言っているんだ。1、2、3世帯ありますけれども、税金の滞納ですとか社会保険の滞納ですとか、住宅のお金以外で滞納が見つか

ったというの、このフェーズ3のところ。という方はおられるのか、併せてお答えください。

○緒方住宅課長 ちょっとやはりケース・バイ・ケースという言葉になってしまうんですけども、この6か月の納付相談のところ、実は自分はこちらこうこういう状態だという方が、ちょっと今、数は申し上げられませんが、納付相談をしているところでご自分の事情をおっしゃる方というのが多くいらっしゃるという現状でございます。

○林委員 で、まあいいや。まあいいや、流れで。

○春山副委員長 いいですか。

○林委員 はい。要は判断のところ、そうするとフェーズ1のところ、千代田区役所が持っている個人情報の滞納というのは共有ができると。そうすると、やっぱり僕はこの段階で、さっきの話の繰り返しで、法律家、研究すると言ったけど、ぜひ入れないとまずいと思うんですね。弁護士のお金よりも滞納額が増えるんだったら、弁護士を雇ったほうが遥かにいいわけですし、滞納が積み重なったりすると身動きが取れなくなってしまいますから、早い段階で相談も出るなり何々というのは、もう確認を取ったほうが、冷たいようで実は優しさになってくると思うんです。ですので、法律家の、直接雇う形になってくると、それこそ人事部門の方がお話ししなくちゃいけないんですし、条例部長にその権限があるんだったら答えればいいし、ないんだったら、答えてもらわなくちゃいけない。

で——1個にしよう。

○印出井環境まちづくり部長 林委員からのご指摘でございます。先ほどのやお委員や桜井委員とも関連するところかなというふうに思っております。このご指摘のフェーズの中で、いわゆるハウスロイヤーとして確保するのがいいのか、それともそれぞれの分野で得意な弁護士さんと、やはり現状のような形で委託契約を結ぶのか。その委託契約のタイミングとか手厚さとか、その辺りを少し総合的に判断させていただきたいと思います。

一方で、ハウスロイヤーについては、やはり様々、こういう個別の案件については、何というんでかね、強み、弱みもあるというようなことも聞いてございますので、私どもとしても、人事担当も含めて、将来課題として検討させていただきたいというふうに思っています。

○林委員 こういう住宅になってくると、なかなか千代田みたいな小さい規模の自治体ですと、住宅の数も少ないので事案は少ないですけど、よその区と共同してというのと、23区とか区政会館に上がってきて、それ専門の部署が置けるんだったら、お互い負担金をかけているんですし、足立区なんかは多分大変でしょうから、いろんな公営住宅があるんで、ぜひそこは共有して、もうちょっと上のレベルで専門家がどうなのかというのを確認していただきたいというのが一つ。

もう一つが、部長がどこの時点で、このフェーズ1から3で、ここ、その後になるんですか、報告。あるいは副区長ですとか区長に、この事案になってくるとというのは、どのレベルなのかと。何を言わんとしているかって、最終的にどうするって、行く行かない、裁判するしないという判断の期間が長ければ長いほど判断材料があるけれども、詰まっちゃった状態だと、もう行くしかないだろうと。たまたま今日は12月8日ですよ。昔はもう行くしかないといって行っちゃったわけですよ。ですけど、そうじゃなくて、いや、ここは引けるんじゃないかと、ゴー・ストップのところ、早い段階で分かればいいと思うんで

すけど、この3件の事案で、部長と副区長、それぞれ知ったのは何月ぐらいになるんですか。何かフェーズの幾つなんですか。何月何日だったらまずい……

○緒方住宅課長 まず最初の質問の確認、他区ですとか事例の多いところとの確認という点につきましては、現在も第1ブロックの課長とは共有していますけど、おっしゃったとおり事例の多い区ですとかと連携して、今後の対応を確認したいと思います。ご指摘ありがとうございました。

対応についてのご質問ですが、回収の参考資料②、お手元にありますでしょうか。議案62、63、64号のそれぞれの流れを記載させていただいております。まず部長にご報告した時点でございますけれども、まずはこの8月24日に検討会を始めたときに正式な資料はお渡ししていますけれども、この使用許可取消の課内で検討を始め、ある程度の方向性が見えたときには部長にご報告し、今度、使用許可取消検討会を開催したいのでスケジュールを押さえないという形で、部長にはこの8月24日の前の時点でご報告はしてございます。そうしまして、こちらの10月20日に、議案検討会議というところで、議案として提出する方向性を確認したと書いてございますが、この時点で副区長にはご報告という形になってございます。その後、首脳会議で、こちらは三役ご出席の10月27日のときに付議しております。

以上でございます。

○林委員 そうしますと、引くタイミングというか、訴訟にしないやり方を判断できるタイミングというのは、いつになるんですかね、今のお話を聞いていると、もう副区長レベルになってくると、取消しを決定するんで、もうこれは、開戦と言うとよくないね、裁判に向けてもうスタートを切っちゃっているわけですよ。そうじゃなくて、いや、訴訟じゃないやり方をやろうという判断ができるのかというのは、このフェーズと、秘密の資料②でいくと、どこの時点でゴー・ストップがかけられる。判断ができる、裁量の、判断の裁量があるタイミングなんですか。

○緒方住宅課長 まずは、まず検討を課内でしたときには、そもそものこと、滞納、何度も言いますが、この地方自治法で我々はやはり債権を措置を取らなければなりませんので、まずはここで検討した際に、この方の滞納額ですとかということで、使用取消検討会をかけなければならないというところになったときに、初めてこの住宅の行政財産の価値などを調べて、議案になるというのが分かったのは、検討会に付議する時点の資料作成のときでございました。

こちらの上を上げていただきますと、使用許可の取消しの効力が発生して、任意の履行を依頼し、ここで任意の履行をしないということになるかというのは、ここで決断をする部分になると思います。

○林委員 要は議案になったら、もう訴訟するしかないという結論なわけですよ。多分、裁量はないと思うんですよ。ここで、いやいやいや、止めろというのはなかなか難しいと。議案になる前だと、首脳会議の前なわけですよ。ただ、もうここではもう付議案件になっていて、今さら引くに引けないと。と、どこのレベルで判断ができるのかというのが一番大切だと思うんですよ。それは、今の長いお話よりも、この事案だったら7月だったんですか、訴訟に。なかなか、さきの大戦のときも、いつ戦争を始める決断をしたんだと、なかなか難しいわけですよ。それは昭和16年の敗戦かもしれないし、どこのタイミング



か分からないわけですよ。ここを高度な政治判断で訴訟を起こすというのはやっぱりかなりすごいことで、これを事務的に上げちゃうんだったら、何でも訴訟するというんだったら、それは一つのやり方ですけれども、そうじゃないんだったら、福祉的な視点とかがあるんだったら、やっぱりゴー・ストップのこの時期というのは、そこだけは明らかにしてもらいたいんですよ。この事案はもう遅いというのは分かりますけども。

○印出井環境まちづくり部長 議案として、非常に訴えの提起という形でのご判断が重いということ踏まえてのご指摘だったかなというふうに思います。これまで私ども専決処分で訴えの提起をしているところでございますが、この間の使用許可取消検討会に出てくる段階で、ある種、滞納額が積み重なり、条例違反が顕在化し、使用者と我々運用主体の間で信頼関係が失墜しているということが、相当程度明らかであるという状況でございます。逆に言うと、そういう状況であるとすると、我々が取消しをしないという裁量の余地は非常に狭いということになります。ということも含めて、どうしてもこういう今回のような事案であると、審査をし、条例違反、それからリーガルチェックも含めて取り消すことになる。

で、こういう形で条件付で明渡し請求をしますよと言った後に、退去をして解決したり、和解というようなこともあるという状況でございますので、確におっしゃるとおり判断のタイミングとしては、取消検討会の中で、これは取消しに相当するけど政治的判断をするのかどうかというタイミングとして、あろうかなというふうに思うんですけれども、それが場合によっては我々としての不作為ですね、裁量権の逸脱につながるというおそれもあるということでございますので、その辺をご理解いただきながら、ただ、一方で今回の様々な審議を通じて、議会に出して、お出しする資料の内容とか程度とかということについては課題があるというふうに認識しておりますので、今後改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

○林委員 そうすると、使用許可取消検討会、ここはメンバーもどうかというので、先ほども考えると言いましたけど、ここが一番大事で、ここで取消しにいくと言った瞬間、もう裁判の選択肢が出てしまう。そこから先、和解もあるかもしれないけれども、開戦のゴーになるわけですよ。選挙でいくと告示のスタートですよ。立候補準備みたいな形で、出馬になると。

そうじゃない、ここの取消委員会のところで、条例部長だけで大丈夫なのかなというのはあるんですよ。もう一段上に行ったほうが、裁量、議決とか議案とか裁判になったり専決になっちゃう話を、そこまで部長の責務が重たいというんだったら重たいんでしょうけれども、そうするとやっぱり法律的な視点がかかなり大事になってくるし、判断するとき。部長だって、この件だけじゃなくて、いっぱいいろんなことをやっているでしょ。神田警察通りでも忙しいわけで、ほかにも仕事はいっぱいあると。公園の整備もあると。そんなところで住宅の判断を一瞬だけ見て、これは行く、行かないというのは、やっぱり重たくなってくるんで、少し会議の時間とか資料とか、もう少しここを充実した形に、今後、もう今回はしょうがないけど、今後なるようなものというのは、要綱の変更だから行政内部で考え得ることだと思うんですけれども、できるんですかね。頑張るとかが研究するかという話になると、またあれなんですけれども、やってもらいたいんです。

○印出井環境まちづくり部長 ご心配いただき、ありがとうございます。様々に懸案を抱

えているというようなご指摘のとおりでございますけれども、制度的に言うと、公営住宅も含めて、先ほど小枝委員がおっしゃったような、第三者委員会を設置しなければならないというような根拠がないというところが、また実態でございます。また、先ほども課長から答弁がありましたけれども、公共住宅であっても、入居すれば使用関係は家賃貸借関係と異なるところはないというところでございますので、制度的に第三者を入れる必要はないものと考えておりますけれども、今ご指摘のとおり、公共住宅の性格ということも踏まえて、先ほど課長が答弁したとおり法規担当を入れるとか、それからフェーズの早い段階で弁護士の専門家の協議を、相談を経るとか、そういった何か内容が処理要綱の中で書き加えられないか等については、他区のプロセスも参考にしながら検討していきたいというふうに思います。

○林委員 聞き方が悪かったか、要は環境まちづくり部長だけでいいんですかという話なんですよ、庁内で。例えば税金の滞納があるんだったら地域振興部長とか、保険料の滞納があるんだったら保健部長とか、複数の形で、重い判断だからやったほうがいいんじゃないのかなというんで、聞き方がまずかったんでは、それに答えてもらいたいのと。

次行かなくちゃいけないのが、議決後のことなんですよね。これで議決されて、訴訟の提起に至るまでの過程。もう一度改めて、最終的にはどういう和解案をストーリーとして描かれているのか。やったことがない話なんで、想定されているのを時系列で説明してください。

○印出井環境まちづくり部長 前段のご指摘については、やはりかなりセンシティブな内容ということもございますので、もし関係部と連携をすると、異なるということになると、やっぱり政策経営部のほうと相談させていただきながら、政策経営部のしかるべき職員に参加してもらおうとかということについては、少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○緒方住宅課長 ただいまの議案が確定した後のスケジュールということで、私のほうから説明させていただきます。

まず民事訴訟法にのっとりまして、訴訟を遂行していきたいとします。訴訟の遂行は事案によって異なることとなりますけれども、スケジュールとして、議決後、訴訟を提起。で、口頭弁論期日、お互いの言い分を主張します。で、弁論終結、判決言渡しを想定しています。ただし、訴訟の進行中に相手方がこちらの請求を全て履行した場合など、訴訟を遂行する必要がなくなった場合は、訴えを取り下げることがあり得ます。また、裁判官から和解を提案された場合で、和解が納得するものであれば、訴訟の途中で和解をする可能性もあります。

なお、民事訴訟が和解で終局することというのは、とても一般的なことだと聞いております。判決もしくは和解で定められた内容を相手方が任意に履行しない場合は、民事執行手続にのっとり強制執行を検討することになります。

以上です。

○林委員 もうちょっと時系列でと言ったのが、ターンなんですね。民事で訴訟を起こすと、東京地方裁判所に訴えるわけですね。これで口頭弁論等々が始まって、どれぐらいかかるのか。和解のところになると、これは分からないですけど、和解になったときに我々はそのまま報告案件で済むんですか。例えば和解で、金額が膨らんだ方に、いや、そ

んなに払えませんか、請求額よりも少なくなるのが和解ですよ。そのときに誰がいいよと言う。またこちらがそうなんですかと言うのか。時系列で分かりやすく説明していただかないと、可決後、知らんぷりというわけにはいかないです。

○緒方住宅課長 これからもしご議決を賜った後、12月と年末に入りますので、すみません、どれくらいですとか、明確に月数などを述べることは難しいところでございます、3か月から4か月程度トータルでかかるのかなというのは想定してございます。

また、和解につきましても、裁判所とのやり取りでございますので、ある程度の決着点があったところで報告するというのを予定してございます。

○林委員 この裁判の過程というのは、もちろん裁判というのは開かれた裁判になっていきますから、軍事裁判と違って見れるんですけども、訴訟したこういう議会とか委員会というのは、その進捗というのはどういうタイミングで、皆さんは専門職ですけど、僕は訴えたらそれっ放しというわけにもいかないんですけども、どういうフェーズごとになるんですかね。やっていないから分からないというのものもあるかもしれないです。

要は、訴えて急遽和解になりました。これでのんじゃいましたというと、訴えたら、あ、そうですかと。最初から和解にしてくれればいいじゃないとか、ならないような形に、しっかりとした分かりやすいタイミングで、適時適切にというの也要らないんですけども、どこまでが言えるんですかね。和解勧告が出た段階が報告のタイミングになるのか、弁護士と相談して、もうこれで決めた、これで区はこの和解金で行きますというタイミングになるのか。どこなんですかね。判決ではもうそれは終わりなんでしょうけども。

○緒方住宅課長 何分初めての議案でございますので、ただ、今、参考にさせていただいているのが、平成25年に生活保護費の不正受給で3,037万余りをされた訴えの提起のとき、こちらの議会の報告のスケジュールを参考に今しているところですけども、こちらはやはり訴訟の間は、議会に報告すると、その方の特定ですとか様々につながるといことで、全て、和解まで至ったところ、全て終結したときに議会に報告していらっしゃるの、それを参考にしておるところでございます、今回につきましても和解が成立したところでご報告したいと考えてございます。

○林委員 そうしますと、生活保護の、前も市営住宅と区民住宅の違い、混同して銚子のお話をされたり、今回も生活保護の方ですけども、秘密の資料を読んだと、かなりの年収ある方なわけです。ただ、滞納はしていたと。で、滞納の金額もあると。立ち退き請求もあると。和解になってくると、どこかの、これ、滞納金を取れない場合の和解金もあるわけですよ。もう一方で、今、千代田区議会で、正式名称はちょっとあれなんだけど、債権を放棄する、すごい条例を可決すべきものとなっていると。ここの関係というのはどうなっているんですか。和解のときの条件で区は出せるものなんですか。

○緒方住宅課長 千代田区債権管理条例のことについて質問を頂きました。こちらにつきましては、私も情報を頂いております、この区長が私債権及びそれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができるのが、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権等について履行される見込みがないと認められているという7条を当たりまして、今回の方につきましては資力があることを確認しておりますので、この条例は適用しないと考えております。

○林委員 今回の事案は当たらないと。債権放棄はしないで、あくまでも和解まで、裁判

所の、もしくは判決までやると。

残り14件のいろいろ滞納があるという方たちはどうなんですかね。何を言わんとしているか、要は滞納額があって、出るに出られない方もおられるのかもしれない。その場合、債権を、ほんと困っている区営住宅の方とかですよ、区民住宅でも、もうがんじがらめになっちゃったと。この方たちがずっと、今まで、あんまり言いつらいですけど、滞納額をもうチャラにすればすぐ出ますよと。そうすると、区営住宅は1戸空くわけですよ、区民住宅は空くわけですよ。やっぱり見栄えとしても、一つが債権の条例を放棄するのを片方を出しておいて、もう片方は訴えの提起をかけるということ、やっぱり今回関係ないと断言されたら信じるしかないんですけども、年収があったって負債をいっぱい抱えた方もおられるかもしれないし、どこが線引きなのかということ、区長の判断になってくるわけですよと。

と、訴えをして、後で途中で何か和解のときに、じゃあ、これを棒引きする、借金の債権を引くからこれで和解だと裁判所に言われたから、それでのみますよという形になってくると、議決の重みと言うつもりはないです。ないですけど、訴えるというのはやっぱりきついんですよ。皆さんは税金を取るほうだけど、議会というのは基本的には取られないようにするほうの立場から始まったのが民主主義なんで、やっぱり住民同士でやるというのはかなりきついことなんで、裁量に任せてくださいというわけにもなかなかいかないんで、どういうふうに整合性を取られて、庁内で議案の出し方、タイミングも含めて、もうちょっと待った後だったら和解ができたかもしれないとか、このタイミングになった必然性を説明してもらいたいんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、本件、今回の3件については、滞納の状況、条例違反の状況、信頼関係の失墜という中で、要はこれを引き続き黙認しておくということは、我々にとっても不作為になるというようなことが、ある意味、熟したという表現がいいのかどうか分かりませんが、我々としてもかなり裁量の件の幅が狭くなって、これを引き続き黙認することで、債務が引き続き累積し、現行の区民住宅利用者におかれてはモラルハザードが生じという中で、使用取消しの処分をもう既にしておいております。この処分は家屋の賃貸借契約と同じで、もう契約が解除された状況になっておまして、先ほど、どなたですか、岩佐委員でしたっけ、ご質問があったとおり、現時点では不正利用になっております。現時点以降については、滞納ではなくて損害賠償金が積み重なるという状況の中で、訴訟手続に至らずを得ない。訴訟手続に入ることとて和解ということも見えてくるかもしれないかもしれませんが、今このタイミングでそういった手続を取らざるを得ないということにつきましては、改めてご理解を賜りたいと思います。

それから、今般、債権管理条例を区としては提案してございますが、これも一つは適切な債権の管理と。取るべきものは取りつつ、でも一方で、これまで会計処理上は不納欠損で落とされていたのに、法的には残っているようなものがあるとすれば。

○林委員 答えて……

○印出井環境まちづくり部長 手続を定めてですね、手続を定めて、私から答弁することでもないかも、手続を定めて。

○林委員 駄目でしょ、多分。所管外だから。

○印出井環境まちづくり部長 債権を放棄するという手続が、この数年来検討したタイミ

ングでご提案をしているのかなというふうに思っていますので、そこの関係性ということについては、何か必然性とか、あるいは必然性がないかというようなことではないのかなというふうに認識しております。

○林委員 そんなに環境まちづくり部長が全件把握されているとは思わなかったですよ。政策経営部の所管のまで答弁されるというのは、多分この所管の違反になるんじゃない。

要は何を言わんと、債権の管理でもいいんですよ。前々から債権があったのに、決算書と数字が違ったのを指摘されて、ずっと検討してきますと言って。で、なぜ今なんですかと。決算のタイミングとか年度末だったら分かるんですよ。年度を締めるときとか。政策判断なんですよ。時を決める人と冒頭言ったように、偉い人はいつのタイミングで出すかと、解散を出す、補正予算を出す、このタイミングは偉い人しか決められないんですよ。トップマネジメントですよ。

片方で、訴えの確定したのが8月なわけですよ。これ、3定で間に合わなかった理由というのも改めて言っていただきたいですし、やっぱり債権条例とセットというのはやっぱり見栄えもよくないし、僕らも嫌なんですよ、タイミングで。どうしてそうなっちゃったのかというのを、出すタイミングですよ。今じゃなくちゃいけない。この第4回定例会の、12月ね、令和5年じゃなくちゃいけない。年度でやっているのに、その必然性を、きっかり分かりやすく言ってもらいたいですよ。

だって、おかしいもん、やっぱり。片方で訴えると言って、片方は放棄すると言って、普通に考えて、専門職は、いや、それは事案が違うと言うかもしれないけども、僕らだってそれを判断するんだから。出すタイミングについての話を、どういう経緯経過でそうなったのかというのを、アクセルとブレーキが一緒になっちゃったわけなんで、それを説明してもらいたいです。

○緒方住宅課長 まず、ちょっと14件の方をご心配されているので、ちょっと参考にしてすけども、今この14件の方はきちんと分納、支払っていただいていますので、こういった訴状になる可能性は低いという現状だけ報告させていただければと思います。

あと、今ご質問に当たりまして、なぜ3定ではなかったのかというところでございますけれども、私どもも交渉を続けてきていて、繁忙期ですとかは住宅課もでございますので、いろいろな検討を重ねていた上の展開の中で、ちょっと第3回定例には間に合わなかったというところが現状でございます。

○林委員 債権は。債権のほうは。要はね……

○桜井委員 じゃあ、休憩で。

○春山副委員長 休憩します。

午後0時39分休憩

午後0時41分再開

○春山副委員長 再開します。

副区長。

○坂田副区長 今回の住宅における訴えの提起という議案でございまして、そのことで、これまで議会を通して訴えの提起を、この住宅に関してしたことがないという中で、これまでどのような手順を踏んでここに至ったのか。それは確かに様々にご指摘を頂いたとおり、手順で、こういう経過の中でこういう判断という一つの流れ、スタイルとい

うものをお示ししてこれなかったということはございます。ですから、この初めての議案の中で、これ、手順手続、様々な意思判断というものは、この過程でこうだという具体的な説明がなかったというのは、確かにそのとおりであると。そういう意味では、事前のそういった手続の説明というものは必要だったのかなというふうに強く反省をさせられます。

それで、この住宅における訴えの提起というのは、貸主である区と借主である居住者の方で、それぞれの事情がある。で、区のほうは、一つその信頼関係がちょっと破壊されたよという判断をした。したんですね。一方、借りている方もそれぞれ個別のきつと事情があるのかもしれない。そこはつぶさに調べてきて、いや、これはもはやルール違反だから、滞納分もお支払いいただきたいし、こういうことが続くようだから、住所、ところを移っていただきたいという思いがあるということなんですよ。

訴えて罪を確定する云々ではございませんので、この住宅上のこの訴訟の提起というのは、第三者機関を入れて、第三者機関というのは司法ですけど、司法ですけれども、その司法の第三者の調整役を踏まえて、改めて当事者間の是非を確認しましょうよという場です。ので、民主的な手続に乗っていきこうというための今回の提案です。

ですので、その点をご理解いただいて、どちらにどれだけの罪があるかという話ではございませんので、できる限り和解の中で調整を図っていくということになります。裁判所を通した和解ということになれば、それは確定判決と同じ意味合いを持ちますので、そこでの結論を踏まえた債権の取扱いということになります。

以上でございます。ひとつこの議案をよろしくお願い申し上げます。

○春山副委員長 休憩を取ります。

午後0時45分休憩

午後0時45分再開

○春山副委員長 再開します。

委員の皆様、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 なければ、議案第62号、63号、64号の質疑を終了します。

時程もこの時間ですので、休憩を。

○桜井委員 討論がある……

○春山副委員長 あ、討論。

○林委員 休憩取って……

○春山副委員長 休憩します。

午後0時45分休憩

午後1時44分再開

○春山副委員長 再開いたします。

委員の皆様、討論はいかがいたしますか。

○小枝委員 議案第62号、63号、64号について、一括討論をさせていただきます。

今回は建物明渡し請求に係る訴えの提起ということで、議決を求めるという点では、千代田区初の事例という重さを踏まえ質疑をいたしました。その中で、議案提出に当たっての手続の改善、早い段階で最善の回避策も含めてできないかということで、以下、主に4点申し述べます。

- 1 点目が、連帯保証人対応の適切な確認。
- 2 点目が、リーガル対応及びマンパワー強化の必要性。
- 3 点目が、行政組織内部の横断的対応。
- 4 点目が、議会への議案提出前の丁寧な説明及び報告確認。

こうしたことが今後において適切に行われるということが質疑において確認できましたので――あれっ、ここで言っているの。賛成の立場からの討論といたします。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 討論を終了します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○春山副委員長 賛成全員です。よって、議案第62号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についての採決に入ります。

ただいまの出席者は7名です。

議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○春山副委員長 賛成全員です。よって、議案第63号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についての採決に入ります。議案第64号――ごめんなさい。

ただいまの出席者は7名です。失礼いたしました。議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についてに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○春山副委員長 賛成全員です。よって、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についての審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

坂田副区長退席のため、暫時休憩いたします。坂田副区長、ありがとうございました。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○春山副委員長 再開します。

これからの進め方ですが、最初に報告事項（4）以外を行い、その後、二番町地区のまちづくりの陳情審査、神田警察通りの陳情審査及び報告事項（4）、外神田一丁目南部地区のまちづくりの陳情審査の順に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 では、日程3、報告事項（1）に入ります。（1）ちよだ生物多様性推進プランの見直しについて、執行機関からの説明を求めます。

○山崎環境政策課長 それでは、ちよだ生物多様性推進プランの見直しについて、環境まちづくり部資料2に基づいてご説明をいたします。

この推進プランの見直しにつきましては、令和3年度より行ってきた検討結果を踏まえて、今年度、生物多様性地域戦略である、ちよだ生物多様性推進プランの改定素案の作成を進めているところでございます。

なお、見直しに当たって、昨年度実施いたしました動植物のモニタリング調査や区民アンケート結果などについては、令和4年12月23日の企画総務委員会においてご報告をさせていただいております。そして、このたび改正素案の作成を検討する千代田区生物多様性推進会議を11月17日に開催いたしましたので、本日はその推進会議で出た主なご意見をご報告させていただきます。

なお、参考として、推進会議で使用した資料もお手元にご用意をさせていただいております。

まず概要としましては、平成25年に策定したちよだ生物多様性推進プランが短期目標年次である2020年を迎えており、併せて国や都の生物多様性に関する国家戦略及び地域戦略も見直しがされたことから、千代田区においても推進プランの見直しを行うところでございます。

体制としましては、学識経験者3名、区民3名、事業者2名、学校、国、東京都を含めた生物多様性推進会議において検討しております。

経緯としましては、令和3年度よりこれまで、事業計画の進捗整理、モニタリング調査、改正素案の作成等を行ってまいりました。

次に、計画の構成としては、区内の生物多様性の状況、基本的な考え方と目標として、2050年将来像、2030年目標、そして行動計画、推進体制と進行管理、資料編というふうになっております。

次に、先日行われました推進会議での主なご意見をご紹介します。

まず推進プランの構成について、生物多様性の説明を冒頭に入れるなどのご意見がありました。

次に、将来像や目標についてにつきましては、状態目標などについてはできるだけ量的評価ができるようにすることや、進行管理がしやすい目標にしたほうがいい。また、将来像に水辺空間の内容を入れることや、ウォークブルの取組みに自然とふれあいを盛り込むことなどで千代田らしさを出すというのはいいんじゃないかというようなご意見がありました。

次に、写真や図及び文言等の修正については、資料でお示ししているとおりでございます。

次に、大径木の保存についてでございます。大径木が存在することで中継地点となり、鳥の移動としては役割を持っている。ただ、林が残っている場合は相対的に重要性が少なくなると。単体の大径木が生物多様性の観点から貢献しているかの疑問は確かにあると。今回の生物多様性推進プランの中で、あえて大径木の保存について取り出して焦点を当て



る必要はない。また、都の地域戦略においても、景観の視点から施行された樹木保存法にて担保されていることなどから、特段触れてはいない。などのご意見がありました。

これらの意見を踏まえ、現在、改正素案の修正を行っております。

なお、参考資料としてお配りした推進会議の資料は、この後、議事要旨などとともにホームページに、確認、委員の方の確認が取れましたら、公開させていただくというふうになっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。庁内で推進プランの改定案を策定し、2月頃、パブリックコメントを行うと。そして、その意見を反映し、3月下旬にちよだ生物多様性推進プランの改定を行うというようなスケジュールでございます。

なお、推進プランの改定案が作成された後及びパブリックコメントの実施後において、必要に応じて、また議会のほうへはご報告をさせていただきたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 生物多様性推進プランをもって、大径木の在り方についても見直していくという本会議答弁があったわけなんですけれども、今日の資料の裏面の5)の大径木の保存についてというところがもうめっちゃびっくり驚きで、大径木が鳥の移動中継地点になっているのは、これ、間違いないですよ。そこだけが肯定で、あとは、「しかし」だか「ただし」ということで、「靖国神社のように林が残っている場合は、相対的に重要性が少なくなる。単体の大径木が生物多様性の観点から貢献しているかは疑問である」と。

「今回の生物多様性推進プランの中であえて大径木の保存について取り出して焦点を当てる必要はない」と。「都の地域戦略においても特段触れていない。一つの理由として、景観の視点から施行された樹木保存法にて担保されていることがある」となっている、この三つの黒ポチがもうすごびっくりなんですけど。

これって、いや、部長が書いたというんなら分かるんですよ。ずっとそう言っているから。でも、これ、会議体も入ってやっている話ですよ。しかも、1995年にちゃんと——決定は2000年になっていたかもしれないけど、緑のマスタープランの中で、大径木は保存し、拡大していくということを石川幹子先生をはじめとして、多くの学者さんたちがこの千代田区の将来の未来の豊かさを担保するためって、必死で書き送ったものをこんな簡単に消し去ってしまうということがあっていいのかどうか、本当に真面目に議論されたんですかというのと。

これ、私、ちゃんとこの大径木について、会議内でどういう議論をされたのか、こんな3項目の書き抜きだけじゃなくて、議論の中身について、ちゃんと示していただきたいと思います。

○山崎環境政策課長 まず、今の計画の推進プランのほうに大径木の保存というのがあります。今度新しく改正するに当たっては、まず、先ほど言いましたとおり、国ですとか東京都の地域戦略、そちらのほうとの整合性も取りつつ、あとは、この推進会議の中のご意見とかも頂きながら変えていくというふうにしております。その中で、まず、東京都の方も委員として入っております、その中で、先ほどの東京都のほうでは、生物多様性の地域戦略の中には入れていませんと。という理由は、先ほど言ったとおり、景観のほうのところでの範疇だということと、あとは、学識経験者の方のご意見がほかのところであり

まして、あくまでも1大径木を単体で保存するということについてのご意見でございまして、あとは、今回の地域戦略の改正については、どちらかというところ、緑地の創出、生物多様性の観点からの緑地の創出というのを求める、生態系ネットワークの広がりとかというところを、面的なものを捨てることを指している部分が非常に多かったのかなと。なので、1単体での木の保存というのを、生物多様性のプランの中では、そこで言う必要はないだろうというふうな話合いだったかなと思います。

○小枝委員 これは、そういうふうには読まれないと思いますね。国も、東京都も、確かに木を切っていますね。切っているんですよ。皇居のところの周りの国立劇場の前のところにユリノキがばばばと、かなりもうこんな太いものを5本ぐらい切っているんですよ。日比谷公園もまた切ると。そして、神宮外苑、千代田区じゃないけど、切ると。で、千代田区として、生物多様性のプランにおいても、また、緑のマスタープランにおいても、これ、かなり強い意思で大径木を保存していこうという意思を持ってやってきたわけですよ。それを、これ、変えちゃうという、千代田区も率先して大径木を切りますと。これからも切っていきますと言っているようなもんなんですよ。

これを区案で出しちゃって、ご意見くださいというのは、区民に対して、けんかを売っているんじゃないかというような、何かよくなっていく感じがしない。ますます悪くなっていくんだなという感じがしてしまうようなものを、諸案として区民に出していくというのは、それはちょっと、もう少し穏便にやっていただけないかなというふうに思うんですけど。

○春山副委員長 環境政策課長。

すみません。傍聴人の方々は静粛にお願いします。

○山崎環境政策課長 この11月の推進会議の中で、実は、この前の決算の分科会的时候、小枝委員のほうから、大径木について、ぜひ、検討会の中で、専門家の先生方の意見も聞いてもらいたいというのを受けて、実は、そのところで、事務局のほうから、皆さん、大径木についての保存についてのご意見も頂けますかというところで頂いたご意見でございます。

それで、そもそも今回の推進プラン、どんどん緑を減らしていけという話は、もう決まっております。逆に、皇居を核にして、生態系ネットワークをどんどん広げて、区外にも広げていくために、千代田区が率先して、生物多様性に配慮して取り組んでいこうと。その取組は区外にも広げていこうと、そういうふうな中身になっております。なので、その単体の木についての保存というような言い方ではないですけど、緑をさらにこれからも広げていこうというような推進プランにはなっております、今現在の素案の修正中ですけど。そういうふうな中身ですので、ぜひ、ご理解のほうをお願いします。

○小枝委員 区は一貫して世界的に扱われている樹冠被覆率といって、樹木によって大きな樹冠で緑をもたらし、木陰をもたらすという数値を出すことはノーだということを言い続けていて、緑視率という言い方で、極端に言えば、何でしょうね、コケでも、もしかしたら、人工芝でも緑色だよなみたいな感じに、（発言する者あり）すると、基本的に細いものがいっぱいできることをすごく望んでいて、1本の大きいものを、いや、10本ぐらいで1本とみなしましょうという、だから、本数が増えるからいいでしょうという考えが非常に一貫していて、それも、私も何度も言うんですけども、私はそういう区の方

は間違っていると思いますが、区のご都合とか、そういうことで決めるんじゃないで、やっぱり区民と一緒に未来をつくっていくというものでないといけない。区民の民意を得たものでないといけない。毎回、毎年やっている区民世論調査では、本当に緑に対する区民の思いというのは、ずっと一貫して高いんですよ。

そこからすると、何ですか、このままこれを決定、パブコメといっても、千代田区はパブコメをやっても、聞いたことにするパブコメになることが多いので、これ自体が1回走り出せば、多分、このまま進んでしまうだろうというふうに思うんですね。ですので、お願いをしたいのは、この改定プランの、やっぱりどんな資料を出して、どんな議論をしたのかというものを、一遍、ちゃんともう一回、この委員会のほうに出していただきたい。東京都の方がそう言ったとか、ある学者さんがそう言ったというだけだと、この件でなくても、他の、何というか、行政が都合のいい発言だけを導き出して、プラン化してしまって、これが千代田区の10年ですとやってしまうところがすごく強くあるので、これをこのままパブリックコメントにしますということだと、もしかしたら、推進会議の皆さんにも失礼なことになってしまう可能性もあるので、今日、この分厚い冊子、この場で見て、そうですかというふうにはちょっとならないと思うので、どうして、こんな暴挙が、大径木の保存、世界的にはみんなこんなことになっていないですよ。大きな育った木は、都心においては、都市においては、守ろうというのが世界の潮流で、むしろ、増やそうと言っているのに、いや、切ります、消します、細いものにしますという流れを加速するようなスタートラインに立つようなものを、区民にパブリックコメントするのは、ちょっとまずいんじゃないか。見直しをお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど小枝委員からご指摘ありましたとおり、検討経過の今の段階での素案について、お示しをしているところでございます。そして、今、小枝委員がおっしゃるような中身が書いてあるということではございません。それから、今般のここの議事概要でまとめた発言というのは、有識者の発言、あるいは東京都の生物多様性プランの担当の発言、有識者におかれては、座長も含めて、こういう発言します。で、趣旨は、大径木を切ることじゃなくて、大径木個々が生物多様性に寄与するという観点よりも、大径木を構成要素とする、例えば、緑ですね、私もよく言いますが、皇居やお濠に由来する緑、それから、崖線とかですね、そういったものについては、その中に大径木が必然的に入っておりますので、それを一本一本ということじゃなくて、というような先ほど課長が答弁したエコロジカル・ネットワークの中で評価するべきだろうということで、大径木を一つの進行管理の要素として扱うこと等については、必要性がないんじゃないかと、意見をこの会議の中でお示しいただいたもので、それらを踏まえて、今後、我々としては、これをさらに素案から案にしていくということで、今、何か大径木を切るとかということが書いてあることではないので、その点だけご理解いただきたいと思います。

○岩田委員 関連。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、木を切ることじゃないよというような話だったんですけども、今の小枝委員の指摘のこの三つの黒ポチの「大径木が存在することで中継地点となり、鳥の移動として役割を持っている」、鳥の移動しか書いていないんですけど、この大径木というのは、鳥の移動だけなんですかね。

○山崎環境政策課長 単体で考えますと、下をほう生き物、これも、今回の会議の中でも、専門家の先生方のご意見なんですけど、なかなか、今、道路上に、例えば、木があったとしても、地をほう生き物というのの移動手段にはちょっとなり得ないだろうというようなご意見もありまして、それで、ただ飛ぶ生物、鳥とか、そういったものに関しては、移動手段になり得るかというような、そういった意味でございます。

○岩田委員 それで、中継地点は——あ、中継地点となり、鳥の移動として役割を持っている。でも、靖国神社のように、林が残っている場合は、相対的に重要性が少なくなると。そういうところって、動物は住んでいるんじゃないですかね、鳥だけじゃなくて。

○山崎環境政策課長 単体としての大径木の重要性といいますか、要するに、林がたくさんあって、樹木もたくさんあれば、それほど一つの木に対しての重要性が少なくなるよと。

○岩田委員 えっ。

○山崎環境政策課長 そういった意味でございます。だから、林自体が木がたくさんありますよねという。だから、単体としての大径木ということ自体に重きを置く必要ないんじゃないでしょうかというような、そういった意味……

○岩田委員 いや、いや、いや、いや。おかしい、おかしい、おかしい、そんなの。（発言する者多数あり）

いや、それだったら、おかしいですよ。だって、単体だったら、何、あんまり重要じゃないけども、林みたいに、こうやってたくさん木が集まっているところだったら、1個ずつの何か、何というの、役割はそんな大したことないなんていったら、じゃあ、結局、もう切る話しかしていないような感じじゃないですか。どうすれば木を残すかという話じゃなくて、切る理由ばかりしか書いていないじゃないですか。どういうんだったら、木を残すんですか、じゃあ。

○山崎環境政策課長 まず、先に、この意見については、有識者の先生のご意見を、それを聞いて、私がお説明しているようなところなんですけど。

○岩田委員 あなたは責任はないの。

○山崎環境政策課長 決して、たくさんあれば切ってもいいよということは、言っていない、当然ですけど。何もなくて、1本、木があるということになれば、先ほど言ったとおり、鳥とかの移動では重要度があるよねと。ただ、ほかにもたくさん木があるのであれば、その一本一本についてはと、そういった意味で、お話をされていたかと思えます。林として存在していればということですよ。

ご説明は以上でございます。

○岩田委員 いや、だから、答弁していない。

○春山副委員長 岩田委員、ご意見として賜れ……

○岩田委員 いやいや。

答えてください。だから、どういうんだったら、木は残すんですかと質問したじゃないですか。だから、これ、切る理由、切ることばかり書いていると言ったじゃないですか。だから、1本だったら、鳥の移動ぐらいしかないよ。で、何だ、林のようにたくさんある場合は、相対的に重要性が少ないよ。そればかりで、だから、じゃあ、どういうんだったら、こういう木は残さなきゃいけないみたいなのはないんですかと言っているんです。だって、木だって生きていますよ。単体の大径木が生物多様性の観点から貢献して

いるかは疑問であると言っちゃっているのに、切る話ばかりにしか感じられないんですよ。だから、どういうんだったら残すんですかと言っていますよ、僕。

○山崎環境政策課長 ここでの意見は、何も木を切るという話では——意味でのご意見ではないと我々は考えております。あくまでも大径木の保存、それについてのご意見、保存についてのご意見でございますので、（発言する者あり）木を切りますというように——木を切ったほうがいいよというような意見を言っているわけではございません。ですので、どうやったら残すのかとか、そういうふうな議論でもございません。

○小枝委員 関連。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっと担当課長の答弁は間違っていて、なぜならば、緑の基本計画と、それと、生物多様性プランとこの両側で、大径木、大径木調査というのは、この生物多様性プランにひもづいていたんですよ、実際は。緑のマスタープランでもかつてはやっていたんだけど、その両側でやっていて、実際、緑のマスタープランでも、もうカウントは事実上やめてしまった。この生物多様性でやめると、もう、ここに大径木の定義も書いていないんだけどね。90センチだったかな。150か。150の木が、今、五千何百本、どこどこにあって、どこの公園にあって、どこの道路にあってという毎木、全部調査をかけていたことをただやめてしまうんですよというふうになるわけ。じゃあ、このカテゴリーじゃないんだったら、ほかのところでやりますよとか、一応、環境政策課長だから、そこは、そういうふうに、この会議体に、ちょっとここは別のカテゴリーでやりたいんですというふうに諮ったなら、そういうふうに説明されるべきだし、もうやらないんだったら、なぜやらないのかという説明が必要なんですね。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 緑の基本計画の関連もあったので、私のほうからご答弁申し上げます。

まさに、小枝委員から決特でご指摘があった、先ほど課長答弁、今後の生物多様性における進行管理の中で、大径木について、いかがでしょうかというような形で水を向けたときに、こういう議論になったということでございます。

先ほど来申し上げているように、大径木を構成要素とする緑の軸とか、そういったものはしっかり保全するということではありますけれども、このご議論の中では、個々の大径木の本数等についての進行管理については、割とニュートラル、あるいは生物多様性の観点からですよ、生物多様性の観点からは相対的に必要なんじゃないかというようなご意見だったと思いますけれども、改めて、そういったことも確認する機会も含めて、少し座長も含めて、今後、議論をしていきたいというふうに思います。

○小枝委員 そこは、本当に行政が結局事務局になってお伝えをすると、どう伝わるのかというところがやっぱりあって、皇居という真ん中の大きな森、あれは林というよりは、森ですよ。皇居の森が、あれは100ヘクタール以上あるということで、オオタカも生息する。何でオオタカが生息するかというと、そこにちゃんとひもづかれたたくさんの植物、生物、動物、微生物、虫たち、それがもうこういう大きな生態系をなしているんですね。それだけ独立であるわけじゃなくて、外の環境と物すごく関わっていて、本当に光公害なんて言われるように、高層ビルからの光が行くだけでも虫が飛んでいっちゃうから、変われると言われるぐらい。そういう生態系というのは、そこだけで成り立っているわけ

じゃないというのは、先生方、みんなもうお分かりのはずですので、そういう議論の中からすると、ちょっと今の政策課長の答弁で、林があるから、森があるからという、それで、大径木についてはここでというふうに言ってしまうと、先生方も非常に本意ではないというふうになってしまうと思うんですね。

ちゃんと今日はこんな分厚いものをここに置かれたんだけど、どの先生方がどういう議論をしたかということについて、ちゃんとテーブルに示していただきたい。そうしないと、こういうのというのは、もう、それこそ面倒だから、もう進んでくださいと言った後に、それを修復するって、すごい大変なエネルギーが必要なので。ここは、やっぱり丁寧にやる必要があると思うので、どういう先生方が、どの分野の専門家の先生方が、どういう議論の末に、大径木調査をここにおいてはもうやらない、大径木をもう保存しなくていいというふうな、一定程度、そういうここに書かれている3項目の結論に至ったのかについても、ちょっと出していただいて、もう少し真意を、先生方の良識的真意を知りたいと思います。いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 この11月17日の推進会議の議事要旨を含めて、資料もここにお出ししている資料もそうなんですけど、それは、後、当然、委員の先生方の確認を取ってから、議事要旨等を作成して、ホームページのほうに載せさせていただきますし、その前のこれまでの会議についても、ホームページには掲載させていただいております。そこには、どの先生が委員としてなっているか、名簿も入っておりますので。ただ、今回の会議については、繰り返しになりますけど、大径木についての話というのは、これまでも特に出ていなかったものですから、改めて事務局のほうから皆さんにご意見を下さいということで、お伝えして、それで、出てきた専門家の皆さんのご意見ということでございます。

○小枝委員 最後にしますけどね。

お諮りする際に、この調査って、大径木調査5,000本以上のこの調査は、ここしかやっていないんです。ここでやっているんですということとちゃんとご説明したのか、ここでやらないと、もう全部なくなってしまう仕組みになっているんですということをご説明した上で切り取ったのかどうかということ、やはり先生方にとっても非常に重要だと思うので、情報がなくて、例えば、蛭にこだわる人もいるでしょう、ミツバチにこだわる人もいるでしょう。いろんなこだわりがあると思うんですけども、やっぱり全体像が見えないで、この黒ポチが三つの結論だけを区民に持ってこられる、議会に持ってこられても、行き違いが起こるのはとてもよくないと思うので、先生たちも限られた情報でやっているわけですから、ちゃんと伝えたのかどうか、ちゃんとそこを伝えたのかどうか、そのところを。いや、また、手続に入る前に会議があるのか、それから、私たちのこの議会のほうにも、これでもう終わりで、あとは、パブコメだけなんですということなのかどうか、ちょっとお示してください。

○山崎環境政策課長 今後のスケジュールのところでもお話ししましたが、この後、あくまでも、今日はさきの推進会議で出た主なご意見をご報告したところです。ですので、この改定素案が案になって、パブコメに出す前に、また報告をこの委員会のほうにはさせていただきます。さらに、パブコメが終わった後も、こういった意見があったのかということでも、必要であれば、こちらの委員会のほうには報告をさせていただきます。また、今のご意見等も、推進会議のところでは、皆さんの各委員の方にもご報告をさせていただ

きます。

ただ、次の推進会議の会議というのは、まだ先のほうになってしまうので、まだ決まっていはいないんですけど、流れとしては、そのようになっております。

○岩田委員 関連。関連。副委員長。

あのですね、ふだんは、緑を増やすとか、ヒートアイランド対策に一躍買っているとか言いながら、こういうところでは、何、1本だと、そんなに貢献しているかは疑問でもって、集まっている林のようなところは重要性が少なくなるなんて言っていて、結局、これを都合よく使われちゃうわけですよ。自分たちが切りたいときは、いや、こういうふうに書いてありますから、粛々と進めさせていただきますなんて、都合よく使うわけですよ。だったら、ここで書くべきは、先ほどの黒ポチの3点のところから、1枚めくった右側のページ、四つの枠があって、右側の下のところの後ろ半分ですよ。「街路樹のデータを追加している。さらに大径木の情報も追加し、強化すべき場所、創出すべき場所を示していくことを検討する」と書いてあるんだから、そこをこっちに書くべきなのに、大径木はあんまり要らないなみたいなように書くんじゃないですか、必要性を。なのに、何か必要じゃない、必要じゃないというところ、切る理由になっちゃいますよ。だから、そういうところも考えて、つくっていただきたいですよ。

○山崎環境政策課長 すみません。できるだけ推進会議に出た委員の意見のほうを集約して、こちらのほうに載せてあります。あとは、あくまでも、これ、生物多様性の観点からどうなのかというご意見です。

○岩田委員 分かっています。分かっています。

○山崎環境政策課長 本数を減らしたほうがいいのか、そういうふうな話ではございません。

○岩田委員 分かっています。分かっています。

○春山副委員長 よろしいでしょうか。

林委員。

○林委員 大分、ちょっとずれてしまう、28ページの資料なんですけど、参考資料の計画の体系のところですよ。第4次千代田区基本構想があって、その下に都市計画マスタープランがあると。並列して、生物多様性のこのプランがあって、また、並列して、温暖化対策があって、その下に都市計画マスタープランの下には、千代田区緑の基本計画があり、ウォークアブルがありというので、これ、区民の方が見て、もう役割分担を含めて、分かるんですかね。ずっと、嫌でしょうけども、大きな基本計画がこれまであったんですよ、全体を束ねる。なくして、各分野別の計画でそれぞれ役割分担って、こんな並列にしたら、やり取りでいろんな価値観の人たちがいるわけですよ。分からないんじゃないですかね。行政って、分かりやすい行政体系をつくらなくてはいけないのに、これじゃあ、ちょっとあまりにも不十分過ぎないかと思うんですけど、改めて、28ページのこの関連図、どうですか。

○山崎環境政策課長 確かに、今、先日の委員会のほうでも、ヒートアイランド対策の計画の見直しについてもご報告をさせていただきました。環境分野におきましては、千代田区の場合は、周辺よりも先んじて、いろいろと取組を進めてきたというところもあるかなと思います。ただ、それぞれの生物多様性、ヒートアイランド、地球温暖化というところ

で、関連するところはあるんですが、それぞれ区として力を入れていくという意味では、その段階では、意義があったのかなというふうにも思っております。

ただ、委員おっしゃるとおり、かなり関連性があるんですけど、非常に数もあるので、複雑に見えてしまうというところは、非常に私どものほうも分かるところでは、理解しているところでありますので、できるだけ、そうはいても、区民の皆さんにご理解いただいて、計画そのものというよりは、環境に対する取組について、ご理解いただけるような形に、普及啓発等を含めて、持っていきたいなというふうには思っております。

○林委員 要は、体系的に分かりやすく、緑の基本計画とウォークブル等々を1カテゴリーにしているというのは、あまりにもちょっと乱暴過ぎないかなと。また犯人捜しされると困るんですけど、僕も皆さんの古い先輩の彩の国の方から聞いたときに、流用の話と、やっぱり行政というのは方針なり、構想をしっかりと組むんだと。その上で、毎年の予算をやっていくと。だから、基本構想も大事だし、各分野別計画も大事なんだと。その重点施策に毎年度の予算をつけていくんだと。これが住民の納税者に分かるような施策体系じゃないと、なかなか分かりづらいよねと。ただ、林君、あなたの考えどおりになる仲間を増やしてくれと、きついご指摘も頂いたんですけども、やっぱり行政の方がこんなことを言わなくても、いろんな分野別計画を1カテゴリーにするような相関的なものは、ここはもうちょっと整理して修正できるんだったら、直してもらいたいというのが一つ。

もう一つが、隣の29ページで、長期目標をつくっていただいています。これは、多分、なかなか読み方によっては賛否あるのかもしれないですけど、方針を、大きく方針を立てるというのは、僕は大事なことだと思います。ただ、ただ、最上位と言われている第4次基本構想は、そんな目標をつくったら、時代変化が激しい時代だから、目標なんかつukれないと片方では言っていて、分野別計画ではできてしまうのは、すごく違和感があるんですよ。皆さんも大変だと思うんですけども。ここの第4次基本構想とこのちよだ生物多様性推進プランの関係、目標については、どういうふうに庁内で共有されているのか、2点、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 前段で28ページのご質疑、あるいは後段で29ページ、将来像ということで、ご指摘のとおりです、分かりにくいというところは。それで、一方で、我々のこういったビジョンや計画は、様々な法に基づいてつくっているというような実態もあります、生物多様性や温暖化や都市緑地法、それから、都市計画法と。そういった中で、相互に関連する計画であるということについては、これ、間違いがないということです。ただ、関連の度合い等については、強弱あるのかなというふうには思っています。

それから、もう一つは、区の中における都市づくりの最上位計画として、都市計画マスタープランを一段上に出しているところです。その下を一つの箱にまとめたのは、大変誤解を招いたと思いますけれども、全く同じカテゴリーとか、同じランクというわけではないんですけども、都市計画マスタープランの下にある都市づくりの分野別計画ということで、一くりにしたというふうにご理解を賜ればと思います。

それから、基本構想、基本計画等の考え方と、ここでいう将来像、目標ということなんですけれども、これも、やはり国家戦略や地域戦略に対応する形で、我々としてはつくっているということについては、ご理解を頂きつつ、2030年目標という形で言葉は使っておりますけれども、2050年将来像と非常に近い、かなり定性的な表現になってお



りまして、目標というような形の中でも、ここについては、何か具体的な指標ということではなくて、それにひもづく施策体系、それを束ねる一つの大ぐくりな定性的な目標と。2030までに、自然を、千代田区、都市における自然を復興させるネイチャーポジティブ、これも片仮名で申し訳ないんですけども、国、都の地域戦略でキーワードとして出ている言葉ですので、こういったことを使っているということでございます。基本構想、基本計画——基本構想の考え方と違うんじゃないかということについては、私としては、所管ではない部分はあるかもしれないんで、ご答弁できませんけれども、事情としては、そういう事情があるというようなことは、ぜひ、ご理解賜りたいと思います。

○林委員 各種分野別計画でも、法定計画、法で定められてつくらなくちゃいけないものと、任意の計画ってあると。それぐらいは、せめて分かりやすく表記してもいいんじゃないのかなと。それと、やっぱりこう、全庁的に各部だけで独立して、例えはよくないけど、関東軍みたいにやるわけじゃなくて、やっぱり組織として、みんな共有して、分野別計画はこうだよねというのを、ラインを一定にしないと、いざ、実現させるための予算のときに、これはよくて、あれは駄目だとかというのは、なかなか判断しづらくなるし、我々も予算審査のときに、どれを優先していいのかわからない。明確な4次構想では、目標値もなくて、変化が激しいんで、複数年続いて、分野別計画であるということ、これは違和感があるんで、ぜひ整理していただきたいのが、大きくまた一つ。

もう一つが、次の31ページなんです。これは、千代田区全体を分けたもので、皇居と神田神保町、いわゆる神田エリアと大手町、大丸有という、下、南半球と麴町・富士見の。これ、かなり昔のA地区、B地区、C地区、D地区とあったときのまちづくりの考え方だと思っているんです、僕自身は。で、この前のページのところで、ちょうど9ページになると、今度、地政学のが出てくるんです。要は、土地の高低差なんだと。あんまり言うと、怒られる、首都の高台の番町・麴町があると。神田でもあります、駿河台です。ここの高台のところと低い土地のところ、ここを生物多様性とかで区分けをしたほうが、僕はいいんじゃないのかなと。多分、まちづくりもそうだと思う。住所のカテゴリーでかっちり通りですとかを分けているよりも、富士見で坂を下りてくる坂上のところと坂下はやっぱり違うわけですし、駿河台だって、高台のところから神保町の下に来るのは、やっぱり少しイメージが違ってくると思うんです。殊、生物多様性で、虫とか鳥というのは、住所の区域なんか関係なく行き来するわけですよ、トンボさんも、セミさんも。そうすると、ちょっと考え方を少し変えたエリア別の考え方というのができるんだったら、エリア別の将来像というのが31ページに2050年に向けてあるんで、少し、ここは、一工夫できるんだたらできるし、できないんだたらできないなりのお答えをしていただきたいです。

○山崎環境政策課長 まず、この分け方につきましては、現計画の推進プランのほうでも、同じようなエリア分けをしております。あくまでも、確かにおっしゃるとおり、土地の高低差で生物のいる環境が違うかどうかとか、そういった観点で調べたりすれば、面白いところも出てくるかもしれないんですけど、こちらに書いてある将来像のところに関しては、エリアごとの取組だったり、その地域である、例えば、そうですね、麴町、番町、飯田橋ですとか、外濠とか、そういったものが特徴的であったりもします。そういった各エリアごとの取組を行って行って、将来的には、こういったイメージになるといいなというよ

うなところをつくっています。

ですので、できれば、こういったエリア分けについては、エリアごとの組織だったり、まち並みの、まちづくりのほうも関係も当然してきますけど、そういったところの取組から考えると、このような従来のエリア別と同じような枠組みでやったほうがいいのかというふうにはちょっと考えています。

○林委員 ああ、そうですかって。要は、2050年って、相当先ですよ。で、昔の地図を見ても、やっぱり高台と下町って違うんですよ。人類も、地政学で、やっぱり住むところ、あるいは活動する場所って違って、どこか、それこそ、さっきのあれじゃないけど、学識経験者に聞いてもらいたいですよね。同じ富士見・飯田橋エリアと番町のところで、同じ目標をやって、そのエリア内で、例えば、木が林とか森とかって最近は出ていますけども、増えたからいいんだというよりも、もう少し、ちょっと地政学で違った試みのアプローチがあってもいいのかなというふうに、ずっと感じているんですよ、まちづくりも。

僕は専門的に生物のほうは分からないんで、せいぜい子どもとセミ取りに行ったり、トンボ取りに行ったり、バッタ取りに行ったりするぐらいなんで、多様性というのは分からないんですけど、どこか切り口を少し変えていかないと、なかなかハードなまちづくりの発想とちょっと違うわけですよ、これ、生物多様性って。無理だったら無理で、もうしょうがないんですけども。

○山崎環境政策課長 はい。失礼しました。以前、この専門家の推進会議の中でも、そういった地域の、地域のといいますか、土地の高い、低いとか、そういったものも含めて、そして、議論をした上で、こういったプランの素案になっているというところでございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足で。

エリア分けについては、有識者の中でも、課長答弁も申し上げましたとおり、いろいろご議論ありましたけれども、今日、そういったご意見を頂戴したと。じゃあ、こういうエリアの中で、具体的にどう施策を展開するという点において、今日、林委員から頂いたような視点もある程度ヒントになるのかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて、今後、推進会議等の検討の中で、今日出たご意見なんかをフィードバックさせていただきたいと思っております。

○春山副委員長 ほかにございますか。

すみません。私のほうから、ちょっと1点——あ、2点確認させていただきたいんですけども、生物多様性推進プランは、気候変動適応策においても、ヒートアイランド対策においても、とても重要な取組だと思っております。その中で、実際に、この2050年の目標の実現に向けていくためには、やはり再開発であるとか、都市整備であるとか、建物更新に合わせて、整備をして、環境を増やしていくということが必要になってくると思うんですけども、代表質問でも、委員会でも質問させていただいていますが、そういった一般設計だったり、建物更新の制度の見直しもしていかないと、この環境整備というのはなかなか実現していかないエリアも多いと思うので、その辺についても、ご検討いただきたいというのが、1点で。

2点目は、この後の報告事項にも入ってくると思うんですけども、千代田区に関わる

再開発事業においてのこの生物多様性の事業を、どのように再開発の中にグリーンインフラを入れるだとか、生物多様性に資するような空間を、ビオトープをつくるだとか、そういったものを明示していただきたいというのが、2点目です。

○山崎環境政策課長 そうですね。やはり大規模な開発ですとか、そういった際に、生物多様性の観点から、グリーンインフラとか、自然共生サイト、そういったものをつくっていかないと、なかなかこの推進プランというのは進んでいかないなということは、十分認識しております、このプランの中にも、そういったものは盛り込んでいくというふうにはなっております。

また、それで、開発の際なんですけど、先ほどの体系のところでもありましたけど、都市マスですとか、まちづくりのほうとも連携してございますので、そういった観点から、様々な都市開発諸制度の中で、グリーンインフラとか、そういったものも随時要望していくと。また、建物の建て替えに関しましては、緑化の推進要綱というものが今現在もやっております。それで、中で緑化指導というのをやって、緑の創出というのが増えていっているというところでございます。以前にもちょっとご報告させていただきましたけど、緑被率ですね、そちらのほうも着実に増えていっているというような状況でございます。

副委員長おっしゃっていただいたご意見等も、こちらは、今、検討しているところでございますので、素案のほうの修正に生かしていきたいと思っております。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○はやお委員 ちょっと林委員とも重なるんですけど、やはり、一番、この法定計画というものと、様々な計画があると。先ほど小枝委員のほうからは大径木の話があるんですが、この辺の整合性を取るということで、いや、それぞれ、これはこういうことですから、大径木については、こういう、今、アナウンスメント、そういう説明があったんですけど、これは、非常に、例えば、大径木に関して、云々かんぬん言うつもりはないんですけど、街路樹の、今、様々な問題もあるので、そういう共通するようなワーディングのところについての計画の、本来なら関連図なんですけれども、関連図だけでも分からないんですけど、具体的に、この項目については、それぞれのこういうふうに見解していて、整合性が取れているという、何というんですかね、字引書みたいなものというのは作るつもりはないんですか。何かといたら、大径木について、こう言っています、ああ言っていますと言っているけど、じゃあ、実際のところ、千代田区の緑の基本計画ではどう言っているの。これでは何言っているの。今、例えば、建築関係の話からしたら、緑ってどうやっているのという点についての整合性が取れているのか、ばらばらに言われても、はあ、そうですか、あと、関連図を見ても、はあ、そうですかという程度なんだけど、特に重要な項目については、整合性が取れているという、せめて幾つかの項目、ワーディングについては、整理してもらいたいなと思うんですけど、その辺はどういうふうを考えるか。

○印出井環境まちづくり部長 環境政策課所管外の様々な計画もあるということで、私からご答弁申し上げます。

はやお委員からご指摘があったことということについては、本当に我々もそういったことをやりたい、やるべきだとは思っているところなんですけれども、なかなか具体的な作業に至っていないところでございます。確かにおっしゃるとおりです。一方で、同じ樹木についても、管理をする立場、それから、保全する立場、様々な立場の中から、大径木の、

例えば、大径木1本とっても、取扱いが違うという状況があるので、それぞれの計画や法令の意味合いの中で、同じ言葉を使って、どういう関係なのかということについては、場合によっては、少し整合性が取れないという状況もあるのかなというふうに思っておりますけれども、今日頂いた宿題ということで、ちょっとスケジュール感というのは今申し上げられませんが、我々、部における宿題として受け止めて、今後も、継続してご指摘いただければというふうに思います。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、報告事項（1）の質疑を終了いたします。

次に、（2）お茶の水橋補修補強工事について、執行機関からの説明を求めます。

○神原道路公園課長 お茶の水橋補修補強工事の変更について、ご報告させていただきます。環境まちづくり部資料3をご覧ください。

1の工事概要です。工事件名及び工事場所は資料記載のとおりでございます。工期は、平成29年12月12日から令和7年3月31日まで。請負業者は、鉄建・スバル興業建設共同企業体。契約金額は31億1,300万円余となっております。

2の変更理由です。当初、東京2020大会中の工事の中止を見込んでおりましたが、この中止期間が短期間で済んだこと、また、橋の上で行う工事の作業帯が、交通管理者協議において、当初の想定より広く取れたことによりまして、工事期間の短縮を図ることができました。次に、足場の組立や解体などの作業の際、神田川を利用する船舶に注意を促すための警戒船を見込んでいました。これが詳細な施工計画の検討を進めていく中で、警戒船の台数を減らした場合においても、安全面で支障がないことが確認できたことから、警戒船による保安の見直しを行いました。

3の変更の概要です。工期については、現在の工期末、令和7年3月末を令和6年3月末に12か月間短縮するものです。また、警戒船による保安の見直しは記載のとおりとなっております。現在精査中ではありますが、減額の変更となる見込みでございます。

お手数ですが、資料をおめくりください。これまでの契約変更の経緯をお示ししております。今回の契約変更は第6回目となります。大変恐縮です。資料のほうは、日付のほうは「令和6年〇月」となっておりますが、1月を今予定しているところでございます。契約金額の5%以内となるため、専決処分の上、第1回定例会において、ご報告を予定しております。

なお、参考に、当初、常任委員会でご説明させていただきました資料を添付させていただいております。

私からの説明は以上です。

○春山副委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、報告事項（2）の質疑を終了いたします。

次に、（3）公園・児童遊園等整備方針の改定について、執行機関からの説明を求めます。

○神原道路公園課長 公園・児童遊園等整備方針の改定の進捗状況について、報告させて

いただきます。環境まちづくり部資料4をご覧ください。

1の検討会の進捗、2の第1回検討会の概要です。本年7月に開催された第1回検討会の主な論点は、公園利用の多様性と潜在ニーズ、運営・維持管理、地域との情報共有、コミュニティ形成、公園ルール、実際の使われ方などでした。10月に開催された第2回の検討会は、これらの議論を踏まえ、課題の整理を行っております。

3の第2回検討会の概要でございます。お手数ですが、資料をおめくりください。2ページをご覧ください。

区内公園等の課題を整理しております。ご承知のとおり、小規模な公園が多数を占めていること。その中で、極端に利用されていない場所があること。画一的な整備が多く、遊具が乏しいこと。多様な利用に関するニーズを満たせていないことの四つを挙げさせていただいております。これらの課題に対する改定の視点、コンセプトとしまして、視点1は利用者別によるタイムシェア、視点2は禁止事項の緩和、視点3は地域特性に合わせた機能分担、視点4は具体的な機能、場所を想定しながら整備を検討していきましょうといったものでございます。このような課題や改定の視点を踏まえ、第2回検討会での委員の方々の議事概要でございます。

資料の3ページをご覧ください。改定のポイントとして、大きなコンセプトがあるとよい。利用実態を踏まえた公園等の類型化が必要。千代田の公園の特色の一つである隣接する神社や学校、秋葉原などの新しいコンテンツや、神保町古書店街などとの連携、活用の検討が必要。また、地域との合意形成では、地域の方々を早い段階で巻き込んでいくことや、地域で既に使われている使われ方といったものを尊重すること。維持管理や運営では、地域サポーターのような認定制度に関するご意見を頂いております。

資料の4ページをご覧ください。第2回検討会を踏まえ、さらに検討の深度化を図ってまいりたいと考えております。歴史的な資産となる公園や地域のイベント利用が見込まれる公園など、機能分類の視点も入れながら、目指すべき方向を検討してまいります。また、運営についても、Park-PFIや指定管理についても検討の射程に入れて、今後、議論をしていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、変更点はございませんが、次回の検討会を1月16日に予定しているところでございます。

最後に、昨年度実施させていただきましたアンケート調査及びヒアリング調査の概要版を参考資料として、委員の皆様にお配りさせていただきます。本日、ご説明のほうは割愛させていただきますが、今後の議論の参考にしていただければ、幸いです。

なお、これら概要版につきましては、近日中に区のホームページにも掲載させていただきたいと存じます。

私からの説明は以上です。

○春山副委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○林委員 アンケートの実態調査の概要版も、どうもありがとうございます。随分かかって集計されたことだと思います。

で、今日の資料の中でもいいんですけど、僕も、本会議で言った、分類できればいいですよねと、渋谷区みたいに。現状で、これ、ちょっと抜け落ちちゃっているんですけど、

千代田区の広場とか公園で、花火というのができるところとできないところって、そういった調査とか精査ってされているんですかね。実際、火事になっちゃうとか、いろいろ近所迷惑とかあると思うんですが。

○神原道路公園課長 運用上は、原則、全ての公園、広場は禁止にさせていただきます。ただ、実際、やって危なくないところ、できるところ、できないところ、そちらについては、まだ分類のほうというのはしていません。

○林委員 そうですよ。要は、今は、全部禁止していて、それで、9月にやって、好評だった。これは、あったらいいねの世界で、やっぱり一つが、公園を分類にかけるって、渋谷区みたいな体系的なもの片方で必要ですけども、目に見えて、あ、よかったねと。去年に比べて、今年はよかったという状態になってくると、ボール遊びというのは結構厳しいのかもしれないんですけど、僕、花火だったらいけるのかなと思っているんですよ。

そうすると、下が、材質がアスファルトとか土だったらいいけど、ほかのだったら、できないよねとか、住宅が近過ぎちゃうよねとか、水道とか水回りが無いから危ないよねとかと、分類別をかけて、ここならいけそうだとするところを目に見える形で進捗して、駄目なところはしょうがないけれども、花火が来年の夏休み中にできる場所があるんだしたら、そこはどうかという形で、深掘りした形で、来年度の予算の編成をしていただきたいんですよ。

そうしないと、せっかくアンケートって、私も手が痛くなるまで、3人分かな、書きましたよ、自由記載のところ、この公園がいいところって、よその区。いっぱい書いてんですけど、やっぱり書いた——たくさんの方が書いてくれた、僕の支持者の中でも。それが一向に実現しないというのは、やっぱり寂しいもんですよ。聞くだけ聞いただけでは、あと、何もしないんですかという形にならないような目に見える進捗というのは、この検討会とか、方針のどのレベルで分かるようになるんですかね。あるいは来年度予算のときに、こんな形で頑張っていくと、取り組みますというのは、見える形になるんでしょうかね。

○神原道路公園課長 花火の試行運用のご報告のときにも、そういった拡充に対するご意見というのは頂戴していたかと思います。それを受けまして、今回の試行実験におきましても、麴町の東郷公園、神田の神田児童公園の2か所ということで、期間も限定的、場所も限定的ということで、非常に大勢の方がいらっしゃったというような状況も踏まえまして、来年度に向けて、我々も本格実施に向けて、場所の拡充、あと、日数の拡充といったものも検討して、また予算の際にご審議いただきたいというふうに考えてございます。

その他の、今、申し上げた課題につきましても、我々としても、今後、公園を皆様が今より柔軟に使えるような形に向けて、検討を深めてまいりたいと。併せまして、試行運用で何かできるものについては、積極的にやっていきたいというふうに考えております。

○林委員 そうですよ。やっぱり短期と中期と長期って、行政って、大事だと思うんですよ。大きな方針をつくっていくところの中で、やっぱりフェーズを分けて、目に見える形でやっていただける。で、花火のときみたいに、消防署の人に、ここの公園で、外濠公園でいけますかね、遊具いっぱいあるけどといたら、いけるんじゃないですかとか、やっぱり遊具との関係、遊具が近いと危ないというのは、消防署の方でないと分からないでしょうし、ブランコに乗りながら花火やったりしたら、けがしたら大変です。あ

るいは、今、予算の準備はすると言っていた、まあ、用意していると、今、編成作業なんでしょうけど、やっぱり職員の方が試行実験のときは、これ、花火のときに言いましたけど、ずっと出勤していただいて、子どもたちを見守りながらやっていただけて、それは職員の方におんぶにだっこ過ぎるのもきつい話だから、じゃあ、誰が見るんだというのと、東郷公園のときは、町会の方たちが様子見に来てくれて、どきどきしたけど、これならいいかなとかと言っていたり、会話の中で成り立ったりしているんで、事前の周知とか、急に聞いて、近隣の町会の人々が急に花火をやるなんか聞いていなかったと言われられないような形で、前倒していくには、やっぱり少し予算とか、広報のやり方ですとか、ここではできますよ。この公園では、何月何日、7月30日だったらできるとかという、周辺も含めて、予算の積立て、積上げというのはできているのか否か。大丈夫だったら大丈夫と言っていたきたいんですよ、期待しますから。どこまで膨れて、僕も、これ、余ってもいいと思うんですよ。余ってもいいんで、積み増ししてもらいたいぐらいなんですけど、どんな予算編成状況なんだろうかな。

○神原道路公園課長 予算編成については、一定程度、規模の拡充、先ほど申しました日数の拡充といったところで考えてございます。周知に関しましては、いろいろな媒体を使いながら、地域はもとより、そういった子ども施設関係にも協力いただきながら、早い段階から周知を図っていただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○林委員 そうですね。区立学校8校あったりするんで、その8校の子どもたちには、少なくとも、近くの公園で、これ、できるよと、夏休み前にできるような体制をぜひ組んでいただきたいと思います。

もう一つが2ページ目にある課題のところ、小規模公園が多い。これ、切実問題だと思います。一番町にある英国大使館の端っこの消防署の側が公園みたいな形でなりましたけども、区立のはないし、なかなか遊び場がないと。この検討会等々を通じて、何らか拡張性の話とか出てくるもんなんですか。そこまでは裁量がないんですかね、分類別も含めて。

○神原道路公園課長 拡張性の部分といいますと、なかなか狭い公園であったり、区有地もないような状況の中で、どのような形で進めていくかというところでございますけれども、一つは、地域の開放された民間の空地のようなものが活用できたりとか、あとは、ご協力いただけるような民間のまとまった空地があったりということであれば、我々は、その辺についても、検討の射程の中には入れていきたいなというふうには考えてございます。

○林委員 うーん……。何かそういう意味じゃない。また古い話をと言われるかもしれないですけども、公適配、公共施設適正配置構想のときは、やっぱり土地の交換を含めて、大きく集約していこうと、学校とか公園とかという、一応、構想があったわけなんです。それが立ち消えになってしまって、今の段階で、機会があったら、買っていこうとかという、もちろん公園に面したところですよ、出物が出たらとか。こういった方針というのは立てられないもんなんですかね、やっぱり予算との関係も含めて。永遠に狭いところだけと言っているよりも、機会があれば、広げられるような方針に出してもらいたいんですよ。それはできないもんなんですか、公園の整備方針だから、広げるというところは。

○印出井環境まちづくり部長 なかなか道路公園課長では答弁し切れないところもあるの

で、私のほうからご答弁さしあげますけれども、これは言うまでもなく、千代田区の高地価の状況の中で、新たに土地を取得するという事は、非常に難しいという状況であります。一方で、林委員おっしゃられるとおり、今後のまちづくりの中で、公園や広場に接するようなところで、どういう動きがあるのかと。その辺については、我々としても、しっかり着目しながら、例えば、道路の付け替えとか、そういう手法を用いて、できるだけ区の財政負担にならないような形での検討などはあり得るのかなというふうに思っております。

前段の、やっぱり土地取得等については、ちょっと私の所管を越えるところかなというふうに思っていますが、ただ、今回の検討の中では、単に公園、今ある公園・児童遊園を整備するのではなくて、既存ストックの活用等も含めて、検討していただくということになってございます。その既存ストックが今ある用途を転用するのか、新たに何らかの形で拡張するのかということも、一つの論点にはなり得るのかなというふうに思いますので、厳しい状況、財政状況等はあると思うんですけれども、その辺も含めて、検討をしていただくようにしていきたいと思っております。

○林委員 すみません。（発言する者あり）もう、次……。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 厳しい財政状況とは言いますが、毎年、決算で数十億余剰があって、基金も1,000億を超えていて、英国大使館のあの弥生遺跡とか縄文遺跡が出てきたところの土地を聞くと、ちょっとびっくりするような値段で、さすがにそこは買えないかもしれないけれども、一定程度の方針を、さっき言った皆さんの大先輩に聞いたら、やっぱり方針なり構想がないと、役所は動けないんですと。急に出物が出たから、はい、買いますかといっても、買えないんだ。だから、方針とか構想を区民の方に高らかに掲げておいて、急に物が出たときに、ほら、方針にあるじゃないかと。だから、買いたいんですよと言えるような方針になってもらうといいなと。

この方針というのは、全庁的にももちろん決めるんでしょうけど、そこにはやっぱり書き込めないもんなんですかね。公園の、大きな公園の箇所を指定してもいいと思いますよ、かなり大規模な公園の、東郷公園とか清水谷公園とか神田公園とか和泉公園の隣にでも土地が出たら買うみたいな感じで、ただ、個別具体的になかなか難しいから、一定規模の公園の隣に駐車場のパーキングができたときは、買いに行っちゃうとか、できるだけ交渉するとかというのを方針に書き込んでもらおうと、未来に向けた仕事になるんじゃないのかなと。今ある土地だけ考えても、寂しいじゃないですか。人が増えてきているんだから、今、人口も、子どもの数も。もう少し夢のある方針にしてもらえればなという思いを、少なくとも、相当人数、僕の周りの人、同じようなことを書いたはずなんですけど、アンケートの中でも、自由記述欄で、保護者からのと。お金があるんだから、千代田区さん買ってくださいというのは、かなりの人数が書いたはずなんですけれども、方針にはやっぱり立てられないもんなんですかね。

○神原道路公園課長 今、ちょっと私どもの所管で、書ける、書けないというような判断がなかなか難しいのかなと思っております。以前、林委員のほうからもご指摘いただいておりますが、これは全庁的な議論が必要だろうというようなところもございまして、そういった場でも、今頂いたようなご意見を共有させていただきながら、こ



の改定に向けて、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 桜井委員。

○桜井委員 具体的な遊びということではなくて、ちょっと短い中でこのアンケートを読ませていただいて、千代田区は土地がない中で、様々な公園利用を区としてつくっていく提案をしていくというのは、大変ご苦労されていることだと思います。その中で、今回、こういうアンケート調査をされて、それで、今後の中の参考ということでございますけども、当然、様々な場面の中で、整備をされていくということにも当然なっていくんでしょうから、そのときのためにも、ちょっと聞いておきたいことがございます。

まず、この概要版の1ページのところに調査概要とあって、調査対象が区民、区内全域の小学校の児童、保護者及び中学校の生徒、るる書いてあります。この区民というのは、どういう方を抽出して、どういう形でご意見を頂いたのか、教えていただけますか。

○神原道路公園課長 区民の方に直接何かお送りしたということではございませんで、ホームページ等で参加できるような、アンケート調査に参加できるような形になってございまして、ですので、広くというか、そういったところから入っていただいた方で、このアンケートを書いていたところで、大人の部分でいいますと、やはり学校関係の保護者の方が多いというようなアンケート結果になってございます。

○桜井委員 この4枚のぺらの2ページのところに、ニーズを満たせていないという調査分析の3行目のところで、大人で公園利用の多い人は、子どもと遊ぶための傾向が高いと、そのようなことが書いてあります。どうしてもヒアリングをしている対象というのは、お子様を連れていらっしゃる保護者の方ということになるんでしょかね、主として。全員がそうということじゃないんでしょけども、そういうことで理解してよろしいですか。

○神原道路公園課長 保護者の方がアンケートの回答者として多くございますので、そういった傾向が出ているものだというふうに認識しております。

○桜井委員 冒頭、千代田区内の狭い広場、公園をどのように活用していくのかということについては、大変な執行機関の皆さんにはご苦労されていらっしゃるということを申し述べさせていただきました。いろんな活用の仕方というのが、やはり地域から求められているんだと思います。ましてや、遊具を設置するということになれば、それなりの場所を取りますから、それと、地域の方のご要望もいろいろあるでしょうから、それを満たすということは、大変なご苦労をされるんだなというふうに実は思った次第でございます。

そのときに、何を言いたいかということ、やはり地域の活用をするときに、小さなお子さんたちに安全に公園で遊んでいただくということは大変素晴らしいことだと私は思います。ぜひ、そういう整備ができればなということは常々思っておりますけども、一方、非常に狭い千代田区の土地利用の中で、例えば、防災として使っているところもあります。また、地域の活性化に使っているところもあります。様々な使われ方があるわけございまして、もう一つ、先ほど区民ということで聞きましたけど、千代田区には、80万、90万という昼間人口の方がいらっしゃるわけで、この方たちが公園で食事をしたり、または、お昼休みに休んだりということもしているわけございまして、これはこれで、また我々も大切に整備もしていかなければならない、そういう方たちだと思うんですね。

そうすると、そういう中で、お子さんのニーズを聞くこともこれは必要。ですけども、

そういう地域の方の様々な、もう既に既存として使われている使われ方等についても、働いていらっしゃる企業の方の使われ方についても、様々にやはり周知を、それを区として調査をするという、調査をして、同じように、どういう使い方がいいのかということを考える際の資料として持っていただくということが大切なんではないかと私は思うんですけども、そこはいかがでしょう。

○神原道路公園課長 この検討会の中でも、先ほど報告の中で、今ご紹介させていただきましたが、地域で既に使われているものを尊重というようなことをご意見として出ているところでございます。我々も、地域での利用の今の実態というの踏まえながら、子どもの遊べる場所、箇所というの充実が必要かなと思っております。それをうまくバランスを取りながら、この計画といったものを進めていければというふうに考えておりますので、そういったことについては、慎重かつ丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい。ありがとうございます。

何度も言いますが、小さなお子さんが安全で楽しく遊んでいただく公園を整備するというについては、私は大賛成ですので、ただ、地域の中で様々な使われ方が既にある、または、今後必要とあるものであれば、地域の合意を頂く形の中で整備をしていただくということは、とても大切なことだと思いますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

以上です。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩佐委員 すみません。この維持管理の方法、方向性の中で、Park-PFIとか指定管理というのが出てきているんですけども、その一方で、最初のほうの課題の中で、小規模公園がすごく圧倒的に多いという中で、いわゆるPFIがなじむような公園というのは、うちに果たしてどれだけあるのかという。そうなってくると、もう、これ、ピンポイントにここの公園とこの公園を想定して、PFIを、収益性なんかを考えなきゃいけなくなってくるから、PFIとかになってきますと。ということがあるのかなというのがちょっと1点と。逆を言えば、一つの大きな公園のPFIとか指定管理ではなくて、小規模公園を統括して事業者が運営する手法というの、ご検討とかされたんでしょうかという、2点、お願いします。

○神原道路公園課長 今ご指摘いただいたところにつきましては、これからの検討になってしまうんですけども、想像すると、やはり大きい公園で何か収益施設をつけてというところが一つ出てくるのかなと思っておりますが、おっしゃられるように、エリアを分類した中で、まとまったところで、可能性、収益性があるのかといったところは、検討しなければいけない課題の一つかなと思っておりますので、今後、その辺についても調査してまいります。

○岩佐委員 答えていないけど、いいです。

○春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、報告事項（3）の質疑を終了いたします。

次に、（5）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、執行機関からの説明を求めます。

すみません。傍聴人の方々、私語を謹んでいただけますでしょうか。委員会運営に影響

を及ぼしますので、お静かにお願いいたします。同じことを繰り返されますと、委員会条例第15条第2項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

○前田景観・都市計画課長 まちづくりプラットフォームの検討等につきましては、昨年度まで特別委員会にて、当委員会におきましては、本年7月に検討状況をご説明、ご報告をさせていただいているところでございます。本日も、前回に引き続いて、環境まちづくり部資料6に基づきまして、検討状況をご報告させていただきます。

まず、6-1をご覧ください。項番1、まちづくりプラットフォームのあり方検討会の設置のところにつきましては、記載のとおりということで、割愛をさせていただきたく存じます。

項番2、検討状況でございますが、7月の実証実験以降、検討会は特段まだ開催に至ってございませんので、実証実験中ということでございますので、特に検討会の意見等は、ここで記載をしてございませんが、検討状況といたしましては、あり方素案と項番（2）にあるような情報発信サイト（案）、（3）まちづくり推進の手引き、また、（4）で実証実験の状況というところがございますので、この部分をご案内させていただければというふうに存じます。

まず、環境まちづくり部資料6-2をご覧くださいよろしいでしょうか。

こちらは、昨年度来、検討会にて議論を進めてございまして、本年に入りましても、表現等を学識経験者のご意見を踏まえてアップデートしているものとなっております。こちら、ちょっと大変ボリュームがございますので、ポイントとなる部分を絞って、ご案内をさせていただきます。

お開きいただきまして、12ページでございます。第2章、まちづくりの合意形成と意思決定といったところでございますけれども、中段部分からになるんですが、まちに対する様々なイメージが、お想いのイメージがあるといったところを図でお示ししてございましてけれども、共通していることではございますが、太字部分でございます。「よいまちにしたい」ということだろうというふうに認識してございます。しかしながら、よいまちのイメージが一人一人異なると。そのため、よいまちの実現には、それぞれの想いを理解していくことを記載をさせていただいております。

続きまして、16ページ、お開きいただきよろしいでしょうか。

まちづくりのプロセスの明確化ということで、ちょっと共通認識をとということで、先生方からもご意見を賜る中で、幾つかのプロセスでお示しをしております。地域ビジョンの策定や、17ページのところでは、地区計画のプロセス、また、18ページ目のところでは、再開発事業のということで、こういった形でお示しをし、支援をできる機能として、こういったタイミングで、こういったことができるかというところを、右側のところの緑色の枠で添えてお示しをしているといったものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、23ページ、22、23ページの部分でございます。第3章、ここがプラットフォームのあり方ということで、こういった支援を持っていくかといったところの支援機能の五つを整理させていただいております。支援1といたしましては、分かり易い説明をしていこうと。支援2といたしまして、組織の支援をしていく。支援3といたしましては、ニーズ関係のマッチングを図っていくと。支援4といたしましては、ルールづくり、合意形成の支援をしていく。支援5として、いず

れにいたしましても、情報発信、ここをやっていくといったことで、もし、このプラットフォームということで、第三者的な機能を活用していくといったことであれば、こういった支援をやっていくことがいいのではないかとといったことで、整理をさせていただいてございます。

28ページ目以降は、第4章、みんなで取組むまちづくりに向けてということで、こちら、今後の課題等も含めて、記載をさせていただいているといったところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、続いて、環境まちづくり部資料6-3をご覧ください。読んでよろしいでしょうか。

情報を適切に発信していくといったことで、情報発信サイトの検討を進めているところでございます。

項番1の目的のところでございますけれども、まちづくりの活動を円滑に進めるためには、情報が適切に発信されまして、認知されることが求められていると。また、地域発意のまちづくりの活動をしていくために、合意形成の重要な材料である情報に不均衡が生じてしまいますと、合意形成が困難になるといったことで、質と量を同じものにしていく必要があるのではないかと。そうしたことを踏まえまして、こういった情報発信サイトの検討を進めているといったところでございます。

項番2で、情報発信サイトのイメージをお示ししてございますが、マイページのところで、ご覧になりたいところの地域を登録いただき、ご選択いただきますと、情報発信いたしますして、その地域の協議会の活動であったり、計画に関する情報が出るようにしていくといったことや、情報発信、収集、こういったものもしやすいようにしまして、また、可視化コンテンツとしても、その地域のまちづくりデータ等をお示しすることができるというふうにご覧いただいております。

項番3、掲載コンテンツの一覧でございますが、①可視化コンテンツということで、記載のとおり、また、裏面をおめくりいただきまして、②で千代田区の実情、個々の情報関係をと。また、③Q&Aと、こういったものを準備できるというふうにご覧いただいております。

また、項番4のところで、今後の検討方針を記載させていただいておりますが、まずは、掲載コンテンツに係る情報収集を進めていくといったこと、また、これを、実際、機能するに当たりまして、協議会であるとか、そういったエリアプラットフォームの方々にとってどういう機能があったほうがいいのかというのをヒアリングしていくことが大事かなというふうにご覧いただいております。また、③でございますけれども、全庁的なDXの取組と連携することが肝要かなというふうにご覧いただきまして、互換性の高いデータ管理、こうしたものを図ってまいりたいというふうにご覧いただいております。

続きまして、本日、委員限りで恐縮でございますけれども、まちづくり推進の手引きと実証実験の参考資料、ご用意をさせていただいております。また、構成、表現等は、学識の先生方からご意見を頂く前のものでございますので、追記であったり、変更、場合によっては削除等もあることも、あらかじめご了承賜りたいというふうに思います。

おめくりいただきまして、1ページ目のところで、手引きということで、目次をご準備させていただく中で、この手引きの位置づけでございますが、2ページに記載をさせていただきます。合意形成とは何なのか、合意形成を進めるために必要な手法であったり、プロセ

スをさらに明確化し、先ほどのあり方素案を補完するような形で記載していくことができればというふうに考えてございます。

おめぐりいただきまして、3ページ、4ページ、ここは、合意形成を図るための大切な四つのポイントということでお示しをさせていただいてございます。

ちょっと駆け足で恐縮でございますが、5ページのところでは、改めて、まちづくりの第三者的などということ、支援機能、このプラットフォームにつきまして、再掲をさせていただきまして、7ページのところでは、まちづくりを進めるために必要なこと、共通事項ということ、議論の場の確保であったり、8ページ目のところでは、進め方を共有していくこと、そして、情報提供をしっかりとっていくことと、そうしたことを記載してございます。

9ページから11ページは、参画しやすいような手法の活用をしていきたいと思いますというところで、これを地域の方が選択いただく中で、例えば、どういったメリット、デメリットがあるのか、また、それぞれの参画しやすい手法を用いたときに、どのぐらいの時間がかかるのかといったこと、これ、目安で恐縮でございますが、お示しをしているといったものでございます。

続きまして、12ページ目以降が、特に13ページのところからご覧になっていただきたいんですが、プロセスの明確化ということ、先ほどの素案の中では、縦で議論を重ねていったといったところでございます。一方で、参画と協働のガイドラインと照らしてといったところのほうが、ちょっと手に取りやすいかなということもございまして、今、どういった形で、例えば、地域発意型のまちづくり構想の策定が進んでいくのか、どの段階にこの参画と協働ガイドラインが当てはまっているのか、また、どのタイミングで支援が、第三者的な支援が可能かどうか、そういったことを、上記にある参画と協働ガイドラインの図と合わせるような形で、ちょっと準備していくことができるというふうなふうに考えてございます。もし、ここで、こういった記載がということであれば、先ほどの素案のところは、ちょっと重複してしまうので、場合によっては、こちらに全てそういったところを記載していくと。

14ページのところで、(2)から書いてございますが、できる限り、いろんなパターンをお示ししていきたいなというふうに考えているといったところでございます。

続きまして、15ページ、第3章のところでは、まちをよりよくするためにということで、意見、知恵を結集していくことであったり、16ページ目では、議論の場を構築していくこと、また、17ページ目では、極端な意見、サイレントマジョリティの取り扱い、18ページ目では、議論の整理が困難な場合と、こういったことも、記載、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、まだどこまで書き込みをするかといったところは検討中でございますので、大変恐縮でございますが、手持ちとさせていただいているといったところでございます。

最後に――あ、すみません、資料としては、最後のところになりますが、参考資料、実証実験の検討ということ、神保町地区で取り組んでいるものをA4一枚で委員限りでお示しをさせていただいてございます。

こちらは、前回の委員会で、神保町にて取組を推進していく旨のご報告をさせていただ

いているところでございますけれども、第三者による課題、ニーズの状況を把握しているといったことで、サポーターチームを編成して、今、まちのヒアリングを行っているところでございます。メンバーにつきましては、2ページの右下、ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、3名の方にサポーターチームとしてご協力を頂きながら、ヒアリングを実施していると、こういったところでございます。

裏面をおめくりいただきまして、4ページのところでございますが、こちらは、初めに、まず聞いてみるヒアリング先ということで記載をさせていただいてございます。また、このヒアリングの中で、ヒアリング先の方々からご紹介いただいた方にもお話を聞いていくというような形で、リレー方式で進めているといったところでございます。今後、ヒアリングの状況等をご整理いただく予定となっているところでございます。

環境まちづくり部資料6-1にお戻りいただきましてよろしいでしょうか。

項番3の今後のスケジュールでございます。今後でございますけれども、実証実験の結果を踏まえまして、来年、検討会にて、あり方等を更新いたしまして、記載のスケジュールにて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

駆け足で恐縮でございますが、ご説明は以上でございます。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はやお委員 非常に、これ、重要なことだと思っておるんです。協議会方式で、開発のこともチェックをしてきて、それで、なかなか難しく、現場の声が吸い切れていなくて、いろいろ課題が出てきていると思うんですが、この辺のところについて、協働と参画、先ほど照らし合わせてやっているんですけれども、この辺のところの協働と参画、先ほども説明があったんですが、いま一度、何で協働と参画のガイドラインとは別儀に、このプラットフォームをつくったのかということ、もう少し詳しく説明いただけますか。

○前田景観・都市計画課長 まず、このご説明には2点あるかなというふうに認識してございます。1点は、プロセスの明確化といったところで、先ほどの分野別計画一つということで、参画と協働ガイドラインの事例は書いてございますけれども、そもそもまちづくりのプロセスが分かりづらいと。どの段階でプロセスの意見を集めることがあって、どのタイミングで意見が言えてと、そして、また、どのタイミングで第三者的な支援が得られるのかと、そういったことが分かりづらいといったこともありまして、そのフローに照らして、どのタイミングでまちづくりが進んでいくのか、こういった形でやっていくのかといったところをお示ししているといったところが、まず1点目でございます。

また、2点目といたしましては、各協議会、エリアプラットフォームの方々も熱心に議論をなされているといったところでございますけれども、どうしても協議会の中の当事者の方々のみでは、もしかしたら解決できない課題もあるかもしれない。そうしたところに対しまして、第三者的な形で、こうしたことができるのではないかといったところの助言をできるようなことの機能を準備することで、円滑なまちづくりが推進できるかなといったところで準備をさせていただいてございます。

いずれにいたしましても、この構築自体は、もし不必要だと、特に協議会として支援は要らないよ、円滑に行ってるよといったところであれば、お使いいただく必要はないかなというふうに思いますし、一方で、ちょっとこの辺悩んでいるなど、今後の進め方はどういった参画手法を使ったほうがいいかなとかといったところについては、支援できるよう

な形でやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○はやお委員 また別に言質を取るというつもりはないんだけど、やっぱり、様々、こういう開発について、うまくいっていないということについての反省を踏まえて、やっているということなのか。やっぱり、それはちょっと限界に来ていることについては、樋口区長も考えているんだろうと思います。だから、そういうところで、これは前向きに、前向きにどうやってやっていくのかということの位置づけでいいのかということと、先ほど選んでということなんですけど、まだ私の地元の支援のところは、意外とまだ町場のあれが強くて、意外と協議会だけでもグリッパが利いて進んでしまうということもあるんで、そういうことでの、今、さっきの自由に選択して結構ですよということなのか、その2点をお答えいただければと。

○前田景観・都市計画課長 まず初めに、後段の自由にいうところは、ご指摘のとおりでございます。活用するか、しないかということも、各エリアプラットフォームの方々のほうからご検討いただきたいなというふうに思っております。

まず、最初に頂いたご意見のほうでございますけど——あ、次に、最初に頂いたご意見のほうでございますが、これまでのまちづくり、特に進め方という形ではなくて、やはりデザインといいますか、分かりやすくなってなかった部分があるのではないかとというふうに認識をしております。情報発信の仕方一つとっても、ホームページといっても、なかなか階層が深くて、分かりづらいといった状況もあったのかなというふうに認識しております。そうしたところに分かりやすく情報発信をすることで、皆様方がそれぞれ情報をしっかり持っていただ——分かりやすく情報を認識していただきまして、できるだけ円滑にご議論ができるように、一方で、行政としても、プロセスの考え方とかというところで、私どもとしては分かっている、担当としては分かっているといった部分があるかもしれないですが、それがなかなか可視化されていないという現状があったかなというふうに思っておりますので、それらを可視化させていただいているといったところでございます。

○はやお委員 ありがとうございます。

今後、大変だと思うんですけども、やっぱり、協働と参画のガイドラインを含めて、こういうふういかに地域の声を吸い取っていくかということは非常に重要なことなので、これだけ、今日、げっぷが出るほどまた報告があったんで、実を言うと、もう一回読み直して、やっていかな——こは、特に重要だと思っておりますので、また逐次、節目、節目での報告を頂いて、それで、修正できるものは修正していただけるという認識でよろしいのか、お答えいただきたいと思います。

○前田景観・都市計画課長 こちらは、来月でございますけれども、検討会を予定してございます。またそこで出たご意見とかもご報告をさせていただきますとともに、こちら、パブリックコメントをかけた後につきましても、ご意見等も含めて、この委員会のほうにご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 お疲れさまです、ちょっと別に変な意味じゃなくて、教えていただきたいです、珍しく言うんですけど。今、17ページに例えると、陳情審査じゃないですよ、二番町の地区計画はどこのフェーズなのか。18ページだと、再開発事業なんで、外神田一丁目がどこのフェーズなのか。次、19ページの道路整備で、神田警察通りはどこのフェー

ズになっているのかなというのの課題認識というか、現状。

○前田景観・都市計画課長 まず、今、この二番町のところで当てはめますと、17のところ、地区計画といったところでは、意思決定プロセスの中の計画素案の縦覧、こちらに位置しているといったところでございます。

○林委員 次、再開発。

○前田景観・都市計画課長 はい。続きまして、18ページ目のところでございますけれども、ここは、もう都市計画決定といったところで、フェーズとしては、ちょっと分かりづらくて恐縮ですが、中段よりちょっと下のところ、市街地再開発事業、都市計画決定一―あ、すみません、この前、都市計画審議会と市街地再開発事業、都市計画決定といったところの間に位置しているのかなと。審議会のほうにはかけましたけれども、都市計画決定自体はまだと。

○林委員 したんじゃないの。

○前田景観・都市計画課長 市街地再開発事業については。

○林委員 あ、二つ目のか。

○前田景観・都市計画課長 はい。地区計画についてはというところでございますけれども、そういった状況にあるのかなというふうに思っております。

道路整備事業のほうが、ちょっとこれに直接当てはまるかといったところがあるかなというふうに思うんですけども、この概略の計画とか素案とか、そういったものはもう既にできておまして、予算を議決されていて、工事のほうに着手をしているといった段階であるのかなというふうに認識をしております。

ちょっと一例ということのこのフローチャートですので、今後、できるだけ地域発意型の地域ビジョンのつくり方とか、そういった形で少し整理ができればというふうには考えてございます。

○林委員 分かりました。ありがとうございます。

それぞれこの時点なのかというところを確認させた上で、次、行政の方は一生懸命やっていたのはこれはいいんです、直接、個々で。僕らの議会の関与というのは、どうなんだろうと。あんまりきれいな形になって、完成形のものを持ってこられても、まあ、みんな賛成したんだからといって、全部、賛成ボタンを押すだけになってしまうんですよ。とはいえ、何かあるのかなといったら、開発事業も、道路も、やっぱり一つの部分なわけですよ。この部分が全部よくて、合成の誤謬というやつで、全体見たら、あんまりよくなかったねというところを僕は言う形になるのかな。このフェーズでいっても、どこの段階で、何かちょっと違うんじゃないとかというのを期待されているのか、全く期待していないで、余計なことを言わないでくださいと、順調に聞いていますからという形になってくるのか。今後の、今の3点のこれからあるものを念頭に置きながら、今後のイメージを説明してもらいたいんですけども。

○前田景観・都市計画課長 まず、個々の例えばでございますけれども、地区計画であったりといったところのご報告につきましては、適切なタイミングでということで、定期的にご報告を差し上げるものかなというふうに認識しております。一方で、それが地区ではなくて、地域、広い形になったときに、それが全体としてきちんとできているかといったところにつきましては、まちづくりの構想、地域ビジョンといった形のものも必要にな



ってくるかなというふうに認識をしてございます。したがって、まず、地域ビジョンをつくっていくといったところにつきましては、まず、全体的な話で、そこもご議会のほうにもご報告しながらというところで考えてございますが、先に、そういった地域ビジョンをつくらずとも、地区計画をつくりながら、地域全体を考えていこうというような動きもあるかなというふうに認識してございます。

したがって、それぞれのまち、まちの取組で異なる部分はありますけれども、適切なタイミングで議会のほうにはご報告を差し上げるものだというふうに認識してございます。

○林委員 すみません。あんまり長くなるとなんですけど、一つは、だから、地区計画の範囲なんですよ。合意されれば、千代田区の場合、町単位で結構行っていますけど、よそのところを見ると、結構幅広に出たりすると。じゃあ、この大きさの是非というのは、誰がどういうふうに判断していくんだろうと。地権者があってのことなんでしようけども、そういった話が固まった後で出てこられても、要は、議論も、意見も言えないですよ。なぜならば、地権者が全て合意した話になってくるからですか、ただ、そこからちょっと外れた人、道路一つ向かいの人はそんなに決まってしまうのかということにならないようなものになるんですかね、このプラットフォームというのは、自分の住所を入れれば、近所の道路1本、路地向こうのところで、こんな話合いがされているんだというのが確認できる、こういったイメージなんですかね。

○前田景観・都市計画課長 まさに、そういったコアの部分について、今後、各協議会とかにヒアリングをかけていく必要があるかなというふうに認識してございます。

実際、協議会とかという形になると、恐らく情報自体は共有してといった段階になるかもしれませんが、一方で、勉強会の段階からというところで、そういった情報ももしかしたらお示しをしたいとかという地域があるかもしれないですし、いや、まだそこは生煮えの状態なのでというところもあるかもしれないです。そうした状況も含めてという形になりますけれども、発信できる情報につきましては、一定程度、共有できるような形で、地域の方々がご覧になれるような形で準備していくことを想定して、検討していきたいなというふうに考えてございます。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○小枝委員 この11ページのところでしたかね、一番最初に、よいまちのイメージは一人一人異なると。複数案から最善案を選ぶということが非常に重要であるというところから、説明が入ったんですね。それはもう全くそのとおりで、その認識からスタートしていったときに、どういう場をつくっていったらいいのかということが、今、林委員が抽出されたページのの一つ一つだと思うんです。その中で、特に大事なのが、テーブルの多様性、多様な地域メンバーを選び取っていくということと、何というか、えらい人をつくらないというんですかね、特にまちづくりにおいては、どこと言わなくても分かると思うんですけど、ほんと女性が1人も入っていない、もう男女の関係だけじゃなくて、例えば、新しい住民や子育て中の人が入れなかったり、そういう状況をどういうふうに開いていくのかというのは、ここの記述では、具体的にちゃんと書かれていないと思うんですね。書き込みができていないなというふうに思うので、そこはもう一工夫必要じゃないか。どうでしょうかね。

○前田景観・都市計画課長 ご指摘の部分でございますけれども、13ページ目のところで、開かれた議論の場をつくるであるとか、多様な関係者が参画できるようにするという記載はさせていただいております。一方で、そこから踏み込んでいないかというところのご指摘かというふうに認識してございますが、実際、各協議会であるとか、エリアプラットフォームと広くちょっと言わせていただいているんですけれども、そうしたところが、まずは、どういう在り方でやるかを検討されるというふうに認識をしてございます。なので、その中で、こういったメンバー構成にしていくかをまず考えると。一方で、それを、もうちょっと、じゃあ、違う目で見たいといった形であれば、恐らく、今回の支援機能をご活用いただいて、もしかしたら、サポーターチームの中から、もっと違うメンバーを入れたほうがいいんじゃないかという助言があるかもしれないですといったことの視点を入れていくといったものになりますので、この支援機能が何かエリアプラットフォームの中身までがっちり決めるといったものではないといったところで、おつくり込みをさせていただいているものでございます。

○小枝委員 そうすると、最初、メンバー、コアなメンバーが、何というのかな、やっぱり、今まで、これだけ千代田区というのは、多分、かなり強い町会で全体をコントロールできてきたまちだと思うんですけども、それが、今、新住民が多くなったり、若干、機能が弱っているという中で、意見把握ができていないという問題を生んだ。そのメンバーがそのまんま結局はやりたいよというふうになっちゃった場合に、開かれないんじゃないかということもあって、そこは、ここのプロセスの中に、多様性であるとか、例えば、無作為抽出の方法であるとか、そうした記述も入れていく必要があるんじゃないか。一応、先に進みたいので。（発言する者あり）

それと、オープンハウスという人の権利関係にいろんな影響を与えるものについて、好きな人が好きな時間に好きなだけ見て、記録に残らないようなやり方はやめてほしいということが一番最初に議論して、そこは削除したはずなのに、またこの中に出てきているということについては、忘れちゃったのかなという。（発言する者あり）そこもちょっとちゃんとしていただきたい。

○前田景観・都市計画課長 ありがとうございます。2点、ご指摘を頂きました。

まず1点目のところは、この25ページでございますけれども、A3のところ、ご案内をさせていただきます。

恐らく組織支援の支援2に当たるところの今お話を最初は頂いたのかなというふうに認識してございます。メンバー構成等について、もし、客観的に違うメンバーを含めるかどうか検討されたほうがいいのかということであれば、まちづくりプラットフォーム支援という中で、サポーターチームの方々から加えたほうがいいのかということのご助言をさせていただければというふうに認識してございますので、そうした機能自体は含めさせていただいています。

続きまして、2点目のところ、オープンハウスにつきましても、すみません、ちょっとあくまで1事例ということで記載をさせていただきまして、必ずこの方式でというふうには認識してございません。また、この先ほどの参画手法、様々あるといった形によりまず記載をさせていただいておりますので、まちづくりのそれぞれの地域特性に合わせて、場合によっては、それを固定で行くものもあるかもしれませんが、地域の方がそれぞれ検

討されているようなものであれば、地域の方々が自らこういったやり方をしていこうという事で選択をされて、また、複数を組み合わせてといったこともあるかなというふうに認識をしてございます。

いずれにいたしましても、幾つかのどういったまちづくりの手法があるかといったことをお示しさせていただいて、どのぐらいの時間がかかるかということも、共通認識の下、まちづくりを推進していくことが肝要かなというふうに考えてございます。

○小枝委員 分かりづらさというんですかね、何か聞くと、いや、25ページの支援2を見てくださいと、開くと、前田さん、課長の声が聞こえてくるわけじゃないから、やっぱり見ないんですよ、そういうことは。それと、一々アドバイスされないと、多様性に結びつかないような設定そのものが、そうでない方向をまた進めてしまうから、区として持っている、もう初めからの価値観というのがありますね。そこは、やっぱり17ページ、16ページ、18ページ、19ページの中にしっかりと入っていないと駄目だと思います。一々どうですか、支援をしてくれる人に聞いたら、いや、もう少し多様なほうがいいんじゃないですかというようなことをやっていたら、それこそ間に合いませんね。こういう方向で進めたいんです、こういう方向で皆さんで進めていきたいと思いますというところは、スタートラインとして中に組み込まれていなければ駄目じゃないかということ。

それと、オープンハウスについては、この記述からはやはり入れるべきではないだろうということですね。皆さんやりたがりますので、行政はやりたがるんで、で、オープンハウスという補完的やり方はあっていいと思うんですよ。でも、説明会に代えてしまうオープンハウスというやり方は、あまりにも多用されてきたので、それよりも、であれば、こういう拠点、ここでこのエリアというエリア設定も大事だと思うんですけど、じゃあ、神保町といったときに、どこまでのエリアなのか。じゃあ、このエリアでプラットフォームをやりたいんです、もう始めていますといったら、じゃあ、この公共施設なり、この拠点には、そこに関わるコンテンツ、ポータルサイトでは、いろんなコンテンツがオープンになるということでしたけれども、その映像上のオープンだけじゃなくて、やっぱり場としての、人が行って見れば分かる、あるいは紙ベースでもそこで見られる、あるいはよく言われる500分の1の模型もそこにある。そうすると、話が分かりやすいと思うんですよ。そこで、何なら給茶機でも置いてお湯も出て、赤ちゃんのミルクのポットでも、そういう、何というのかな、たまり場的にしたほうがいいんじゃないのということで、私は極めて建設的に言っているつもりなので、分かりづらいことはやめたほうがいい。

○前田景観・都市計画課長 ありがとうございます。

まず、ご指摘いただきました分かりづらさといった点、まさにそのとおりかなというふうに、すみません、私どもも、検討会の中でご指摘を受けてございますので、なので、大変恐縮でございますが、25ページ目のところでは1例を、A3でお示しをしていたというのがちょっと事実でございます。なので、言葉の一つ一つとしては、今、学識の方々と、言葉を詰めているといったところでございます、分かりやすい表現とか、見せ方というところは、私どもも一層工夫をしてまいりたいというふうに考えてございますが、そういった中で、今、築いているものだというところで認識をいただければと思います。

2点目のところで、先ほどのまたメンバー選定の話がありましたけれども、17ページをご覧になっていただきますと、すみません、私が説明すると、というところでまたある

かもしれませんが、この緑の枠の中の一つ目のところの2点目ですね、協議の場に必要なら人に声かけができていない、こういったところについても支援をさせていただこうかなというふうに思っています。なので、まだ、すみません、これが実装されているわけではございませんので、こういったサポーターチームが並走していくというのが普通に今後活用できるようになりましたら、ぜひ利用されたいということであれば、そのメンバー設定についても、第三者的な視点からご意見をさせていただくといったことで考えてございますので、ご指摘の部分は包括されているかなというふうに認識をさせていただきます。

また、3点目のオープンハウス型説明会ということで、どうしても、これはすみません、説明会の一つではあることは事実でございます。なので、こういった手法を取るかというのは、やはり地域特性に合わせて、先ほどの答弁と重なりますけれども、手法としてはあるといったところは、大変恐縮でございますが、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○岩佐委員 関連で。

○春山副委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。私は、ちょっと、逆に、オープンハウス、絶対駄目という逆じゃなくて、もうちょっと、もう仮想空間を使うぐらい、いろんな手法を、これから特に、とにかく多くの方が、今まで声を上げなかった方がしっかりと声を上げやすい状況というのは、ICTも活用してつくっていただきたいなと思うんですね。そういう意味では、例示というのは書かれるんでしょうけれども、ある意味、あんまり限定はしていかないで、とにかくあらゆるツールを、可視化についてもしかり、場の設定についてもしかり、いろんなことが今までのやり方で、お茶を飲みながらやるのも、膝を突き合わせてやるというのも本当にすごいことだと思いますけれども、そうじゃない世代、そうじゃない、本当に、もう、いわゆる、今、Z世代と呼ばれる人たちがどんな感じでそういった場に意見を言ってくれるのかというのは、私なんか分からないんですけども、そういった方たちと一緒にまた場をつくっていくというのは大事なんだと思います。だから、ある意味、限定し過ぎない、いろんな可能性を追求していく、やっていただきたいなと思うんですけども。というのが1点と。

あと、多様性については、ちょっと、先ほど、逆に、今度、小枝委員と同じでありまして、特に私のほうでは都市マスのときの合意形成の在り方についてもちょっと触れさせてもらったのが、障害者ですよね。これは、いろんな地域住民、町会、来街者、どのあれにも障害者の人もいますけど、逆に、ここに書いていなければ、絶対に障害者というのは意識しないと思われる。なので、でも、地域ニーズをしっかりと把握するためには、絶対、障害当事者の声というのは、どこか早い段階で入れていかなきゃいけないので、それは、逆に、今、ここの多様な主体とか、ステークホルダーと書いておきながら、障害というのは出てこないわけですよ、文字面にこういうふうに出てこないというところで、もちろん、例えば、男女比を意識するとか、そういうことも、本当は書き込まないと、やっぱりそれって進まないんじゃないかと。

地域のステークホルダーを普通に無作為に選んだら、町会から来たら、きっと町会長が来て、地域住民の代表から来たら、自治会長みたいな人が来て、結果的に男性しかいなかったというのは、区の、例えば、防災会議なんかでも、結果的にそういうふうになっちゃったんですよね。別にそういうふうに指定したわけじゃないのにということはいよいよ

くあるわけで、これをしっかりと変えていこうという話から、こういうプラットフォームのつくり方、で、このプラットフォームの検討の中で、いろんな世代の、それこそ男女問わず、いろんな世代の方が物すごい先進的な議論をしてくださっているのを私も聞いてまして、その中で、当然——でも、その中にも障害者は入っていないんだよねと思うので、ぜひ、そこは意識するような記述にさせていただきたいです。

○前田景観・都市計画課長 2点、ご指摘を賜りました。

まず、検討会の中でも、オンラインのといったところのご指摘を賜っているところでございます。今後の進め方としては、そういったものを、手法を活用しながら、ご意見を吸い上げていくといったやり方もあるかなというふうに認識をしております。

先ほどの情報発信サイトのところで、まだ検討はこれからという形になりますけれども、Decidimとかということであったり、また、Liquidというような形で、ほかにも、様々、オンラインの参加型の合意形成プラットフォームといったものがあるということに認識をしております。そうしたものを活用するのか、あるいはもうちょっと簡単にご意見を募れるようなものが構築できるのか、できないか、そうしたことも、まだ、すみません、この枠組み自体を決める段階でございますので、今後、検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

2点目の、多様性と男女比といったところにつきましては、ちょっと先ほどのご説明と重なるところがあるかもしれませんが、まずは、各エリアプラットフォームの中での選定といったところ、それに対して、こういった形でご支援をという形であれば、第三者的なご意見を募らせていただいて、そこで、もしかしたら、先ほどの男女比をもっと工夫したほうがいいんじゃないか、世代を変えた、世代をもっと広くしたほうがいいんじゃないかというところのご意見が出るものかなというふうに認識をしております。そうしたところを今後やる中で、まだ、すみません、実装していない中で大変恐縮でございますが、もし可能であれば、ほかの実績とかも拾いながら、こういった形の構成をしたことで、うまくいったのかとか、成功事例とかがもしあるようでしたら、研究をさせていただいて、どこか資料として掲載できるような形のものも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 私、オープンハウスのことについて、ちょっと言いたいですけどね。オープンハウスもいいんですよ。好きな時間にいろんな人が見に来て、説明を受けられる。ただ、オープンハウスを、オープンハウス型説明会なんていうふうに名づけて、説明会と同等にするような、そういうやり方はちょっとおかしいと思うんですよ。なぜなら、説明会だったら、みんなが一堂に会して、ほかの人が質問をする。それを聞いて、あ、なるほどなと思うこともある。でも、オープンハウスは1対1で、言い方は悪いけど、一本釣りの感じなんです。中には、正しい説明というのかもしれないけども、私が聞いていると、えっ、それって何かどっちにも取れるような紛らわしい説明の仕方をしているじゃない、ちょっとおかしいんじゃないのというような説明の仕方もある人もいますよ、中には。だから、そういうんじゃないで、もうみんなの目の前でできるようなことをちゃんとやっていただきたい。

だから、オープンハウスと説明会は違うもの。だから、同等というふうに位置づけない

でいただきたい。オープンハウス型説明会をやりました。だから、説明会をやりましたよねというようなことは言わないでいただきたい。これだけです。

○前田景観・都市計画課長 実際、ちょっと事実として、説明会であるというふうに認識してございますので、その部分のところは、大変恐縮でございますが、ご理解を賜りたいなというふうに認識してございます。しかしながら、先ほどご指摘を賜りましたように、オープンハウス型説明会についても、メリット、デメリットがあるのは事実でございます。私もこれまでまちづくりの中でご説明を対応させていただく中で、オープン型説明会の中にさらに人を集める説明会を設けてということ、組み合わせをやったこともございます。そのやり方はそれぞれの事業ごとに選択されるものかなというふうに認識してございますので、それぞれの事業ごとに、計画ごとに適した参画手法で展開できるような形で、推進されればいいかなというふうに認識してございます。

○岩田委員 最後で。

そうやって、オープンハウス型の説明会も説明会だと、位置づけるのは勝手なんですけども、オープンハウスと普通の説明会を合わせてやるのならいいんです。ただ、オープンハウスだけをやって、これは説明会をやりましたよ、終わりましたよというふうにやるような乱暴なやり方をしないで、丁寧にやっていただきたい。

以上です。

○前田景観・都市計画課長 すみません。今回の取組の中では、行政がやるもの、あるいは地域のほうが、例えば勉強的な要素でやっていくものはあるかもしれませんが、やはり、繰り返し恐縮でございますが、それぞれの取組ごとに適した参画手法を用いていただきたいというふうに考えてございます。

○春山副委員長 よろしいでしょうか。（発言する者あり）

休憩を取ります。

午後3時54分休憩

午後4時10分再開

○春山副委員長 委員会を再開します。

○神原道路公園課長 先ほどご報告いたしました公園等アンケートについて、答弁を修正させていただきます。区民アンケートは行っていないと答弁いたしましたが、無作為抽出の区民向けアンケートを実施しており、全回答者数4,239のうち、この区民アンケートの回答が901ございましたので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○春山副委員長 はい。いいですか。

○はやお委員 幅広に聞いていたんだよね。

○神原道路公園課長 はい。そういうことです。

○春山副委員長 次に、日程3、（6）九段南一丁目地区について、執行機関からの説明を求めます。

○江原地域まちづくり課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、資料7、8、9の下に環境まちづくり部参考資料として、A4横使いの開発発諸元のもの、並びに前回もお示しをした地域まちづくり動向の図をつけてございます。こちらのほう配付をしておりますが、こちらにつきましては進捗に応じて適時時点更新をしてまいりたいというふうに考えておりますので、各まちづくり報告案件について、千代

田区全体の中での位置ですとか、開発概要の確認等でご活用いただければと思い、参考に配付をさせていただいたところでございます。

それでは、九段南一丁目地区についてというところで、環境まちづくり部資料7をご覧ください。

九段南一丁目地区につきましては、7月7日の環境まちづくり委員会におきまして、資料7の1ページ目から3ページ目の内容についてご説明をさせていただきます。次回、都市計画審議会に報告するというところをお知らせさせていただきました。8月23日の都市計画審議会で現時点の検討状況と今後の進め方についてご報告をいたしました。

お配りした資料7でございますが、こちら都市計画審議会での配付資料でございます。本委員会でご報告した内容をベースとして、都市計画図書の内容として4ページ目と5ページ目に反映をしておりますけれども、中身の大きな変更はないというところでございます。

その後、9月5日の環境まちづくり委員会におきまして、9月14日から法16条の手續に着手する旨をご報告させていただいたところでございます。本日は、9月から11月に実施いたしました法16条手續、法17条手續の状況についてご報告をさせていただきます。

まず、法16条手續につきましては、9月19日に法16条2項に基づく九段南一丁目地区地区計画に係る素案の説明会を開催し、地区計画素案の公告・縦覧期間は9月14日から9月28日の2週間、意見書の提出期間は9月14日から10月5日までの3週間設けました。結果、5名の方から意見書の提出がございまして、いずれも早く進めてほしいという賛成のご意見でございました。

続きまして、法17条手續につきましては、都市計画案の公告・縦覧期間として、11月8日から11月22日までの2週間設けて意見書を受け付けました。結果、6名の方から意見書のご提出があったところでございます。内訳としては、この内容で早く進めてほしいという趣旨の賛成のご意見が5名、特に賛否の意思表示はないその他意見が1名となっております。その他意見といたしましては、今後の詳細建物計画検討に当たっての考え方ですとか、東京直下型地震が発生した場合の災害対応の考え方の確認等がございました。

本案件につきましては、配付した都市計画の内容で法17条で受け付けた意見を取りまとめた要旨を資料としておつけした上で、12月18日の都市計画審議会におきましてご審議を頂く予定でございます。

ご報告は以上になります。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員会からの質疑を受けます。

○林委員 この再開発で、区役所に隣接しているのでとてもとても大切なところだと思うんですけども、そうすると、さっきの都市計画課長の言った、このプラットフォームのフェーズでいくと、今、都市計画、さっきのあれと一緒にのかな。要は何を言わんとしているかということ、公共施設がいつまでにリクエストすればいいのか、千代田区役所から。これだけ区役所に隣接して、かつ駅に直結している立地なわけですから、幅広に区民の意見を聞いた上でやっていくんだったらいつまでなのか。

○江原地域まちづくり課長 基本的な考え方としては、北地区の再開発事業でやってまいりますので、今後、事業認可、権利変換計画認可といった手續を進捗させていくというところ

ころでございます。地権者の立場として、区有施設の扱い、計画内容を区が決定していくというのに当たりましては、地権者である区有施設担当部署にも加わってもらい考え方等を共有しているところでございます。こちらのフローでいきますと、この事業計画の策定というところで基本設計を進めながら設計に反映していくと。その図書をつけて組合設立認可の申請をするという段取りになっております。こちらのほう、確定的にいつ申請しますというのはまだ確定はしていないんですけども、先日の大木課長の答弁にもございましたが、都決から大体1年程度で事業計画の認可の申請のほうに行くという形が結構事例として多くなってございます。この都決後、設計を進めながら反映すべきものとしては、やはり例えばですけども、ホールですとか、結構その耐荷重が重くかかってくるような用途を入れるですとか、そういったちょっと特殊仕様のものについては確定をしていかないといけないというところでございますので、この設計作業を進めながら、そこの設計の内容に地権者である区のニーズを入れていくというところでございます。そこを実際にどんな用途を入れて、区民にどういった形で聞くのかということについては、所掌部門とは共有はしているんですけども、そちらのほうで今準備を進めているというところでございます。

○林委員 準備を進めているのもいいんですけども、別の外神田一丁目のときも同じ議論になったんです。要は千代田区全体として必要な施設はどこなのかと。ただ、外神田の場合は駅からも少し離れているし、区役所からもかなり離れているといえ離れていますけども、この九段下に関しては、非常に区民の方の利便性も含めて真ん中ですから、相当施設ニーズってたくさんあるでしょう。区民世論調査であっても、先ほどホールと言われたけど、ホールもあるでしょうし、様々な、ここに1ページ目か、書いてあるのは生涯学習館、図書館、高齢者サポートセンターは難しいでしょうけれども、ほかにも何か施設が必要なの、千代田区が欲しい施設。あるいは将来世代に造らなくちゃいけない施設とか、区役所の床面積だって足りないんだからどうしようとか、こういったものを議論で庁内でまとめて未来投資ができる期限というのはいつになる、いつまで、専門職だから何月頃までというフェーズで言ってもらいたいんですけども、そうしないと、いやあ、遅いんですよ。残念でしたと言われても、本当に残念過ぎてしまうんで、まだ間に合うのか間に合わないのかも含めてお答えください。

○加島まちづくり担当部長 我々は間に合うという考え方でございます。市街地再開発事業の用途、建物のですね、用途に関してはある程度文化施設だとかそういったことは書き込みはしておりますけれども、具体的なところは決まっていない。建物の高さだとか延床面積だとかというのは都市計画で決めますけど、具体的内容はこれからです。逆に先ほどのプラットフォームの18ページを見ていただきますと、今、段階としては都市計画審議会、18日にやっていただいて、その下に市街地再開発事業等を都市計画決定ということで、これは外神田でもそうですけれども、建築条例が決まらないと本格的に着手できないといったようなところになっています。それを着手しないと組合の設立というものに向かった行動というか、作業ができないので、その組合の設立に向かった作業をしていかないと、具体的に区が、じゃあ例えば、これ、委員会でもちょっとお話が出たかどうか、休憩中だったのかもしれないんですけど、例えば、区の床を増すとか、そういったことに関しましては、その組合設立に向かった作業をしないと本格的な調整ができないといったようなところがございますので、今の時点はそこの時点ではないということなので、十分我々



としては間に合うというふうには考えているところでございます。

○林委員 そうすると、資料の3ページのところでは、ちょっと字が小さいので、文化施設、公共公益施設、ここの部分は千代田区の権利がどれくらいあって、床を買い増しできるとするとどれくらいまで、先ほど言った、お金あるんですよ千代田区、土地とかがないだけなんで、ただ、この九段下だけは僕はもう全力で集中して資本投入すべき事案なのかなと思っています。もう二度と多分返ってこれないですよ。九段坂に貸した70年、後六十何年、病院の意向は。そうすると、施設のニーズを把握して、施設の管理方針ではやっぱりまずいと思うんですよ。欲しいニーズとか、夢のある施設をいつまでに具体的に、で、できないのもあるでしょう。相手のあることだし、事業者もあることだから、それは勘弁してくださいと言われたとしても、ここに入る床面積、このオレンジゾーンよりも多いぐらいのボリュームを千代田区役所として、千代田区として欲しいですと。売ってください、貸してくださいも含めてできるような体制を組まなくちゃいけないんだとすると、お尻というのかな、これからあと1年と言いましたけど、やっぱり全庁のそれぞれの部の施設需要もあるでしょう。子ども部だったら子育て施設だし、地域振興部だったら文化施設だしとあるんで、これを洗い出しを含めていいモデルケースにしてもらいたいんですけども、それは庁内ではまとまる予定あるんですかね。いや、部長が答えられなかったら答えられないのかもしれないけど。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと私では答えられないところがどうしても入ってしまう、増し床するかしないかも含めて、やっぱり環境まちづくり部だけではなくて、庁内との連携の中の整理をどうしてもする必要があるということなんです。また一方では、市街地再開発事業ですので、区だけではなくてほかの地権者の方々もいらっしゃるということなので、そこの全体の調整を踏まえながら、区が増し床をするということになってくると、やはり一定のルールを決めた中でやっていくという形になりますので、そのルールに関しましては、やっぱりちゃんとした組合を設立していかないとそこら辺のルールが確定していかないとということになりますので、そこに関しましては、やはり都市計画決定をした後でも1年以上はかかるのかなというふうには踏んでいるところでございます。

○林委員 いや、そっちの実務的ならいいんですよ。ただ、まちづくりは何を欲しいかと本当に分かりますかという話なんですよ。オープンハウスする会議の場所ですか。違うんですよ。やっぱり違う部が欲しいものがたくさんあるはずなんですよ。僕も全ての職員の方に嫌われているわけじゃないんで、親しい方に行くと、いや、あれつくりたいね、これつくりたいねって、やっぱり夢のある話をしてくださるんですよ。それいいじゃないかって、本当につくりたいよと思うんだけど、まちづくりから言われたときには、これもう子ども施設にしてくださいと限定になっていると。床面積や平米数が決まっていると。これじゃあ何もできないですよというんで、もっと前倒して、ほかの開発はどうこうじゃない、九段下はやっぱり財源投入の方針も含めて、庁内できっちり決めてもらいたいんですよ。床面積も増やそうとか。それはできないもんなんですかね。いや、再開発組合と同時並行というかパラレルで行かないと僕は間に合わないと思っているんですよ。みんな人それぞれ好き嫌いあるから、いや、うちは銭湯を造ってくれ、いや、うちは何とか造ってくれとなるんで、それを間に合うのは何月なんだろうというのが知りたいんですよ。

○加島まちづくり担当部長 失礼しました。1年と言ったのは、その1年後に決めるとかじゃなくて、今から検討していかなくちゃいけないということは、所管、政策経営部が主体となって検討していただいているようなところがありますので、それはもう既にお話をしているというところで、今、委員言われたように、これはパラレルでやっていくという形で、最終的な決定、本当にその床が、例えば増し床したいとなったときに取れるかどうかというのは、その組合の設立という形になるので、それは先の1年とかそのぐらい先になりますよといったようなことを答弁させていただきました。今言われたような検討に関しては、既にもう政策経営部のほうとも話をして、いろいろと検討していく必要があるということはまちづくりのほうからは要望しているといったような状況でございます。

○林委員 分かりました。政策経営部とやっていると。出してもらいたいぐらいなんですよ、ペーパーも。本当に九段下で必要な公共施設、公適配のときには皆さんの先輩がやられていたじゃないですか。小川町には図書館を造りましょうとか、麴町中学校のところにも図書館と学校を造りましょうとか、これ大事なんですよと、人口回復するためには大事なんですって考えられてやったじゃないですか。そこで初めていい悪いの議論も僕らも言いやすくなるし、今だったらあれ造ってくれこれ造ってとおねだりって言っちゃいけないんでしょうけど、要求ばっかりの話になってしまうんですよ。そうじゃなくて、政策経営部がもし本当にやっているんだっただけで出してもらいたいんですよ。施設需要で本当に区内に必要なもの、そこからさらに狭まって、九段下に、区役所に隣接して必要なもの、施設拡張性の高いもの、ニーズが高いもの、面積が取るもの、重さが取るもの、金額がかかっちゃうものとか、維持費の、出してもらいたいんですよ。体育館以外は僕はあらゆるものが九段下に欲しいんだと思いますよ。もしかしたら体育館も造れば体育館だったのかもしれないけど、決まっちゃったわけですから、それ以外のものは九段下に要らないという担当の課長さんいないと思うんですよ。区役所のすぐそばなんだし、千代田区を中心なんだから、それを出してください、出せるのかとか、ペーパーも含めて。後で賛成だ反対だというよりも、やっぱりいい計画、夢のあるものをプランニングをかけて頑張ったんだという、僕、姿勢と過程が大事だと思っているんですよ、再開発で。

○江原地域まちづくり課長 すみません。そこはそういった形で、これだけ一等地というか、交通結節点のところでございますので、こういった機能をというところは非常に大事な話かなと思っておりますので、その検討の上では、事業の中でじゃあ実際どれぐらいの床が得られるのかとか、増し床するんだっただけでどういうルールにするのかとか、そういったことが都決後、組合の中で協議をしながら、増し床基準みたいな形でルールを定めてまいります。で、そういった形でルールを定めたり、基本設計を進めたりというのがこのフローでいう事業計画の策定の項目でして、その後、権利変換計画の策定というところで、実際にどれぐらい増し床をするのかという位置づけをした上で権利変換の申請をするというような形で進めていきます。まちづくり部門としては、きちんとどれぐらいの床、どういうバリエーションがあるのかとか、そういった検討に必要な条件をきちっとご提示をした上で、施設管理部門全体での戦略としてどうなのかというところをそこに重ねていくということまちづくり部門としてはしていくのかなというふうに考えているところでございます。ですので、そこはやっていく必要があるというご意見でございます。

○林委員 僕、ずっと何月ぐらいまでと。やっぱり時間軸があるでしょう。ないのかな。

○加島まちづくり担当部長 庁内全体の調整については、すみません、私のほうからこういうものが出せますとかということところはちょっと言えないといったようなのが、申し訳ないんですけど、今そういうような状況で、それに関しては政策経営部のほうにも伝えて、そこら辺の出せられる資料だとか、全体の、今、九段下のお話もあったんですけど、区内全体から九段下というようにお話もあったので、そこら辺のまとめというものがちょっとどうなっているか、どうまとめていくかということもちょっと、私のほうではちょっと答えられないので、そういったご意見があったということ踏まえまして、政策経営部のほうと調整をさせていただきたいなというふうに思っています。今、担当課長のほうが申しましたのは、18ページのフロー図で権利変換計画の策定ということで、これはまた組合の設立の後の段階、組合を設立した後に権利変換というものがございますので、権利変換までのことを考えるとさらに時間はかかると。通常だと、この間本会議場でご答弁させていただいたときに、千代田区では都市計画決定してから権利変換まで約3年ぐらいという形でご説明させていただきましたので、通常そのぐらいの時間はかかってやっているといったところかなというふうに思っております。

○林委員 最後にします。

実務のことは、それは専門の方にお任せしますよ。僕らはどんなものが造れるのか、具体的にはホールだったら200人規模の内幸町がいいのか、500人規模なのか、1,000人規模なのか、ここから床面積の話になるわけですよ。全部の施設をやっぱり出すには、ここの旧庁舎から新庁舎に来るときは、皆さんのほうでもプロジェクトチームをつくりました。議会も特別委員会をつくったと。僕はそれぐらい重要度が高い、もしかしたら特別委員会の公共施設何とかというのが本来やるべき話なのかもしれないけど、今は全然違う調査になっているんで、少なくとも庁内で施設のをやってもらわないと、今後、50年、100年まで、もう建物が建ったらこの九段下の拡張性って、あと千代田会館しかないでしょう。駅直結はもう出てこない出物なんですから、もう少しちょっと全庁的に上げる、まちづくり担当部長とか環境まちづくり部長、今主軸なんですから、区役所の中で、パワーを持っているんですから、やっぱり全庁的に集めた形のプロジェクトチームなり、どこかの会議体をつくっていただくのと同時に、議会側のほうもちょっと対応しないと、やっぱり手後れになったらやっぱり悲し過ぎますよ、再開発でやっぱりいい悪いだけじゃなくて、こんなものができるんだというのを見させてくださいよ、子どもたちにも僕たちにも。いい開発、誰もが喜ぶような開発というのを、もうこれ逃したら本当に残念過ぎちゃうんで、どうなんだろう、庁内で難しいのかな。僕が言うと否定されちゃうのかな、やっぱり嫌われているから。

○加島まちづくり担当部長 たしかこの庁舎のときも新庁舎特別委員会だとかつくったと言われてるのは記憶にしております。ちょっと私のほうから、今の委員のご発言を受けて、こういうふうな形でやりますということは、ちょっと大変申し訳ないんですけども言えないといったような状況でございます。ただ、今回の市街地再開発事業、この千代田区の施設が入る北地区ですね。北地区と中地区のSMBC、そこがやっとうんどうにか進めることができるといったようなところなので、とにかくこの都市計画を進めていかないと一歩先に進まないということはちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。その中で、今、委員が言われた、区の施設がどうなのかといったことに関しては非常に大

事なことだというふうに思っていますので、これ区全体でいろいろと検討していく必要があるだろうと、そういうふうな認識でございます。その中でこういった体制でどう取り組んでいくかといったところに関しましては、区の中でいろいろと協議させていただければなというふうに思っております。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○小枝委員 資料を作るに当たって、もうこれまで議論がされて必ず出てくるようなことは最初からこの中に入っていると非常にもっとスムーズに進むのかなというふうに思うんですね。で、この段階でちょっと聞くのもなんですけど、まず居住者がゼロになっていますよね。居住者ゼロというのは、こことって郵政の住宅もあって区営住宅もあって、あと一般の住民居住者もいたと思うんです。それが全部がゼロになるというイメージ感はどこ、これ見ると、3ページ見るとそう見えるんです。そうじゃなかったらそれを言ってください。

それから、区道が3ページの絵の右側を見ると、オフィス、オフィス、文化施設、公共公益に、だからそれ答弁してください。郵便局はどこへ行くのか、どうなるのか、ちょっとこれでは正直分かる人がいたら超能力者だと思うんでね。あと、区道は全部広場になるのか、それとも一部床になるのか。それから、容積率の飛ばしがこの中で行われているのか。それから、再開発促進区適用なので、再開発促進区適用ということは、外神田やそれから日テレと同じなわけですよ。そうすると、例えばエリマネに関する記述がないですよとか、それから、地域貢献になるものがもっと本当はいろいろ提案できるんじゃないか。景観上も、向かい側の九段会館、千代田区議会も頑張っかなり保存部分を大きくして、高さでいうと、あれ、100ぐらいなんですかね、ないのかな。その辺の景観的なスカイラインもこれじゃ分からないんですよ。170というのがどのくらいの突出感があるのか。で、オフィスを両側で大量供給をすることによって、何というか、賃料が下がったり供給過剰になったり、何かつまらないことに今のご時勢からするとならないのかなと。かなり過去の成功体験で勢いで行っちゃっているんじゃないかと思ったりですね。その辺のところ未消化のまま都市計画決定してしまう状況に今あるのかなというふうに見えるので、今、一緒にまとめて問いましたので、まとめて答弁ください。

○江原地域まちづくり課長 すみません。ちょっと何点が頂きました。

まず、3ページ目で、恐らく用途として住宅という書き込みがないのでゼロというような形でおっしゃられたかなというふうに思っております。で、5ページ目をご覧いただきたいんですけども、中ほど建築物の整備という欄がございます。今回、都市計画決定で本当に細かい今後の用途も含めたつくり込みというのは今後という中で、図書上は主要用途として、事務所、店舗、公共公益施設、駐車場等というような書き方をさせていただきます。主要用途としてはオフィスが事務所が主要となってくるかなというところでございますが、具体的な公益施設の中身までは言及しておらず、さらに一部住宅を入れるという可能性もゼロではないと。今後の地権者調整の中で入れるという形になった場合は、この「等」の中で読み取ることができるということを確認しております。

今、住んでいらっしゃる方ということなんですけども、北地区の地権者さんの中で3名ほどというふうに把握をさせていただきます。実際住まれているのがですね。あとはテナント貸しだというところで。

○小枝委員 区営住宅は。

○江原地域まちづくり課長 あ、区営住宅の利用者の方と、地権者さんとしては3名ほどの、住んでいらっしゃる方がいるというところ。（「区道はそこでどうなるか」と呼ぶ者あり）

あ、で、区道でございますが、区道のほうは、広場のほうは敷地を供出をして地区施設として位置づけて整備をするというところで、基本的には北側の区道312号ですかね、4メートルから8メートルに拡幅をするというところへの道路の付け替え、余剰分については一部宅地化というような形になります。ですので、区道分、北地区で合計124.90平米道路としては減ってくるというところで、その分については宅地化で、大部分については、北側の道路に付け替えと、付け替えプラス宅地化という形で考えております。

（「容積率の飛ばし」と呼ぶ者あり）

容積率の飛ばしにつきましては、飛ばしでございますか。飛ばして何だろう。（発言する者あり）今の容積率の設定につきましては、東京都を含めて協議をする中で積み上げてまいったというところでございます。現況700%のところ、こういった基盤施設整備効果で見直し用途で100%上げて800%、空地の評価で250%、で、域外貢献というところで200%ということで、合計1250%というような状況でございます。

エリアマネジメントについては、この地区につきましては明確にエリマネを実施をしないという位置づけは入れてはいないんですけども、事業者のほうとは、こういったアトリウムを整備をして、帰宅困難者対応も被災時にやっていくというところがございますので、3街区で一体的にそういったエリマネ組織を束ねて、そういったソフト面のケアを街区全体、周辺の発信も含めてやっていく必要があるのではないかとというようなことは一応申し伝えているところがございます。

地域貢献につきましては、今のところ東京都を含めて、こういった屋内滞留空間をそれぞれアトリウムとして整備をしていく。さらには3ページ目の下にございますけども、これだけ大規模な駅前広場（地下）、駅接続通路、コストにするとかなりかかってくるというところがございますので、現在設定している貢献メニューで今の組立てがされているというところがございます。

景観的な視点につきましては、ちょっと、そうですね、資料が不足していたかと思しますので、申し訳なかったんですけども、皇居周辺の大手町エリアも含めて、景観的にどうなのかというところについては、モニタージュをちょっと作成をしてイメージをお伝えしていこうかというふうには考えているのと、あと、東京都の景観部会等で、なるべくスリムに、デザイン上工夫をして、高さを高く見せないような工夫とか、足元部のいろんなデザイン上の工夫とか、そういった形でいろいろ議論をされているというところがございます。

オフィスの供給過剰につきましては、ちょっと休憩いただいてよろしいですか。すみません。

○春山副委員長 休憩します。

午後4時42分休憩

午後4時44分再開

○春山副委員長 再開します。

地域まちづくり課長。

○江原地域まちづくり課長 オフィスの本当に供給をして需要があるのかというところにつきましては、まずは当地区におきましては立地条件というところで需要は非常に高いのかなというところで、ここの地区の処分性は、オフィス需要において、非常に優良かなというふうに考えております。オフィス供給過多という中で、そういったオフィスの時代の移り変わりでリモートワーク等も定着している中で、オフィスの造り方というのいろいろ問われているところがございます。そういった特色のあるコンセプトをきちっと検討して、きちっと時代のニーズを酌み取って供給をしていくというところで事業者のほうからも伝え聞いておりますし、実際そういった形で対応していくのかなというふうに考えております。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 都市計画審議会に出すということでしたので、そこに出すときには、いつもの私なら出すのやめたらというんですけど、もうここは住民が結局いないということもあって、やっぱり意見もないじゃないですか。（「いるよ、いるんだけど」と呼ぶ者あり）いや、少ないということがあってね。（「少ないと言えば少ないよ」と呼ぶ者あり）うん。であれば、もっと先ほどから出ているように、好き嫌いを超えて何かわくわくするような、わくわくする何かをやっぱり必要。で、あと先ほど東京都景観のことも言ったんだけど、東京都景観の履歴もちゃんと入れるべきだし、この3ページのオフィスのすんとしたつまらない姿にするよりは、やっぱり何だろう、緑とか農業とか医療とか保健とか、今の住民が本当に欲している介護であるとか、そういう何というのか、人間が生きていくために必要なものが入っていくという想像力によって、床が増えて超高層になってビル風が苦しいけど、まあ暮らしはよりよくなるよねというイメージがもっと描けるような建設的なみんな話ができるようなことにしていくのに、ちょっと今のこの状況だともったいないなというふうに思います。中街区のSMBCがとても急いでいるというのは聞いたことがあります。だけれども、まだこっちの北街区のほうは時間があるわけですよ。そういう中で、その日程感をもっと、何というか、みんなのプラスのエネルギーを出し合って、暮らしが本当に豊かになるという、わくわくするような何かにしていくということをもっと工夫してもらいたいんですけど、どうでしょうか。

○江原地域まちづくり課長 わくわくするような形にしていきたいなと思っております。

○小枝委員 口だけじゃなくて。

○江原地域まちづくり課長 3ページ目をご覧くださいと、北地区のところ、かなりだいたい色の文化施設、公共公益施設、アトリウムということで、これ高さにすると、まだちょっとあらあらの計画レベルなんであれなんですけども、この5層分で20、30弱という非常にゆとりのある階高になって、いろんな可能性を秘めている空間が駅直結でここに創出されると。しかもここは規制用途の関連もあるので、必ず文化施設、オフィスを入れてはいけないというような場所になりますので、下の紫の駅前広場と一体的に、この部分というのはいろんなつくりようがあるのかなと考えております。で、今ちょっとポンチ絵みたいなものしかお示ししていませんので、ちょっとイメージが伝わるようなパースも使いながら、もう少しビジュアルで、それこそ委員おっしゃられるような、本当に胸がときめくというか、わくわくするような……

○小枝委員 そうそう。

○江原地域まちづくり課長 示し方をしていきたいなというふうにというところは申し訳なかったなと思っております。実際、畑とかいろんな活動の話がございましたので、その辺りはまさしく先ほどちょっと触れましたけれども、エリマネ、ソフトの展開の中で、この空間を使ってどういったことをするのかというのは、この部分には区の施設も入ってくるということもございますので、そういったところはぜひいろいろご議論をさせていただきながら、これだけの場所ですので、すばらしいものにしていくように区もきちっとかんでいきたいなと思っております。

○春山副委員長 ほかにございますか。

○岩佐委員 すみません、1点だけ。

○春山副委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。この建築物の形態または意匠の制限で、良好な都市景観の形成に資するものとだけあるんですけども、これはここの会社さんは大変いつも真っ黒いビルを建てる傾向にあるんですが、どちらかという周辺環境との調和というほうをもうちょっとこの建築物そのものに入れてほしいなと思うんですけども、周辺環境との調和は屋外広告物に対して書いてあるんですよね。なので、良好な都市景観の形成というのがどこまで良好なものを担保してもらえるのか、ちょっとそこだけは確認させてください。やっぱりデベロッパーさんの独自のデザインがあると思うんですけども、なるべくそこはやっぱり地域、周辺の環境となじんだものにしていただきたいと思うんですけども、この記述でそれが可能なかどうか、いかがですか。

○江原地域まちづくり課長 すみません。今、岩佐委員からご意見を頂きました。ここの良好な都市景観の形成に資するものと。これだけ皇居にも近い場所で北の丸公園に面しているという、何か近い場所に位置しているという中で、色みというところは非常に重要ななと思っております。東京都の景観部会のほうでも、その辺りのデザインについてはいろいろご意見がある中で、今、一旦置いているものの色彩としては、そういったダーク色とかということではなく、もう少し明るい色を使った形でやっていくというような形で（発言する者あり）議論されていますので、そこは無視はできないかなというふうに考えているところと、あとは、そこはちゃんと区としても、前田都市計画課長と一緒にきちっと見ていきたいなと思っておりますので、お任せいただければと思います。（発言する者あり）

○春山副委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 はい。それでは、報告事項（6）の質疑を終了いたします。

次に、（7）大手町地区地域冷暖房施設の変更について、執行機関からの説明を求めます。

○江原地域まちづくり課長 それでは、大手町地区地域冷暖房施設の変更についてということでご説明させていただきます。環境まちづくり部資料8をご覧ください。

現在、大手町エリアにおいて地域冷暖房施設を導入しているビルのプラントの位置とか、導管の位置が都市計画大手町地区地域冷暖房施設として定められております。この都市計画区域内に位置し、現在、施工中の常盤橋市街地再開発事業施設建築物B棟、常盤橋トーチタワーにおいて新たに設置するDHCプラントの位置及びそれに伴う導管の位置

について定めるため、現在、都市計画手続を進めているというところでございます。

具体的には、左中ほど図がございますが、赤ハッチで着色した新設されるプラント、四角で表示しているものと赤線で示した導管について位置づける予定でございます。

11月6日に都市計画審議会で報告をさせていただきました。その後、11月中旬から都市計画法第17条に基づく手続に着手をいたしました。右下に記載がありますように、17条の手続を実施いたしました。意見書の提出につきましてはなかったという状況でございます。12月18日の都市計画審議会で、この大手町地区地域冷暖房施設の変更についてご審議を頂く予定となっております。

説明は以上になります。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員 都市計画の手続なんでしょう、これ。

○春山副委員長 それでは、報告事項（7）の質疑を終了いたします。

次に、（8）飯田橋中央地区について、執行機関からの説明を求めます。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項の8、飯田橋駅中央地区についてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、7月7日の本委員会で都市計画審議会に報告することをお知らせした後、9月の28日には都市計画手続の日程に関してご案内をさせていただいております。本日ご用意しております環境まちづくり部資料9については、7月7日に本委員会でご報告した内容がベースとなっております。都市計画図書の内容等を資料の3から4ページに反映しておりますが、その他大きな変更はございません。本日は、都市計画手続の中で提出をされた意見書の要旨についてお知らせをさせていただきます。

まず、法16条手続については、9月の27日から地区計画の素案の公告・縦覧を2週間実施し、意見書の提出期間を3週間設けました。意見書の内容を確認した後、法17条に基づき、11月8日から11月22日まで2週間、今度は地区計画案の公告・縦覧、意見書の提出を受け付けております。

まず、法16条手続についてお知らせをいたします。こちらは計8通、9名分の意見書の提出がございまして、賛成が5通、5名、反対が3通、4名でございました。賛成意見につきましては、地域の老朽化、地下鉄のバリアフリー化などの課題があり、解決に向けて早急に計画を進めてほしいというものであったり、地域に滞留空間が不足をしているため整備をしてほしい等のご意見がございました。反対意見としては、広場化の理由の説明が足りない。必要性が分からない。ネットワークの起点というほど人は回遊していない。通学路の安全性について学校関係者や沿道地権者の意見を聞くべき。説明会をもっと開催し意見を聞くべきといったご意見がございました。

続いて、法17条の手続についてです。こちらは計19通、18名分の意見書の提出があり、賛成12通、12名、反対が3通、2名、その他のご意見が4通、4名でございました。賛成意見の内容としては、地下鉄A4出口の改善を希望するもの。再開発を機に安全・安心、快適な空間が整備をされ、飯田橋駅東口が魅力あるまちとなることを希望するもの。老朽建物が密集しており、居住者や来訪者の安全性を担保するための事業推進を希望するもの。歩行者ネットワークや緑の憩い広場の整備を希望するもの。駅前の広場空間



の整備を希望するもの等がございました。反対のご意見としては、高いビルありきの再開発は検討し直すべきというもの。区道255号の必要性は高く、駅前の一部広場化により車両通行に悪影響が及ぶというもの。区道281号の交通量増加について、検討、情報提供が不足しているといったようなご意見がございました。その他のご意見としては、本都市計画案の範囲外のご提案であったり、区が再開発を必要と考える理由に関するご質問等がございました。法17条手続を通して提出を受け付けた意見書については、今後取りまとめた要旨の内容を都市計画審議会の際に資料としてご用意をいたします。また、本日お配りした資料の一番後ろ、左下に記載させていただきましたが、今後は12月18日の都市計画審議会において、本件に関する審議をお願いすることを予定しております。

こちらからのご報告は以上となります。

○春山副委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、報告事項（8）の質疑を終了いたします。

休憩にします。

午後4時58分休憩

午後5時38分再開

○春山副委員長 再開いたします。

欠席届が出ております。桜井委員が午後5時半から地域の会議の出席のため欠席です。

それでは、次に日程2、陳情審査に入ります。

まず、神田警察通りについて、本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付5-50の1件及び継続中の陳情は送付5-34の1件の合計2件です。継続審査とする形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 陳情審査と併せて、報告事項も次回以降とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 次に、外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、本件に関する陳情は、継続中の陳情は送付5-14、5-30、5-39、5-42の合計4件です。こちらにも継続審査ということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、二番町地区のまちづくりについて陳情審査に入ります。本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付5-54の1件及び継続中の陳情は、送付5-18、5-19、5-21から5-26、31、送付5-41、5-45から送付5-49、送付5-52、53、参考送付の合計19件です。関連するため一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 執行機関から何か情報提供はございますか。

○榎原翹町地域まちづくり担当課長 本日資料としてお配りをしております環境まちづく

り部参考資料1の内容についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。こちらは12月6日の本委員会ではやお委員から資料要求を頂きました計画容積率の算定方法、また、用途地域の見直しに関する内容をまとめております。

資料1ページ目には計画容積率の考え方をお示ししております。こちらは東京都の再開発等促進区を定める地区計画運用基準に掲載をされている内容です。今回の計画地に当てはめると、現状で指定されている用途地域である商業地域、第二種住居地域、また第二種住居地域の路線式をそれぞれ面積に応じて加重平均したものが図の一番下にある指定容積となります。基盤整備に伴い、計画地の用途地域を見直した場合に、変更後の用途地域に応じて加重平均した後の容積率が見直し相当容積率となります。

図の一番上が評価容積率で、開発の計画内容が当該区域や周辺区域の開発、整備に貢献する度合いなどを勘案して容積率が上乘せされます。後ほどご説明をいたしますが、本計画では有効空地の計画、地域の育成及び整備に貢献する施設計画、開発区域外における基盤整備等をそれぞれ評価しております。見直し相当容積率と評価容積率を足し上げたものが計画容積率、基準に当てはめて認められる計画の容積率の上限となります。

資料1ページ目の中段にある計算式のとおり、計画容積率は見直し相当容積率と評価容積率の合計以下になるよう算定が必要となります。

続いて、資料2ページ目では、見直し相当容積率の設定方法をお示ししております。本計画では、基盤整備に伴い、第二種住居地域に指定をされている地域の一部を商業地域、500%に見直すこととしています。用途地域の変更については、東京都の用途地域等に関する指定方針及び指定基準にのっとり検討を行い、資料の左上に記載をした商業地域の基準におきましては、指定すべき区域として（4）番に乗降人員の多い鉄道駅周辺の区域が挙げられております。

2ページ目、資料右側も同じく東京都の基準を記載しております。赤枠で囲った4番の適用区域にあるとおり、年間の乗車人員がおおむね500万人から1,600万人程度の駅周辺区域で、主な地域区分が中枢広域に当たる場合、都市施設の整備が完成している計画には容積率500%が該当します。

資料左側の折れ線グラフで示したとおり、本計画地の最寄り駅である東京メトロの麴町駅の乗車人員は、コロナ禍前の2019年で年間が約1,200万人、コロナ禍においても約800万人であることから、今回、商業地域の指定基準4番を適用しております。なお、主な地域区分は中枢広域とただいまご説明をした点に関しまして、資料の3ページでその中枢広域の範囲をお示ししております。右側の凡例にあるとおり、緑の太い線で囲まれた範囲が中枢広域の地域区分であり、千代田区内は全域が該当をしております。

続いて、資料の4ページをご覧ください。左側、現況と、見直し後の見直し相当容積率の比較をお示ししております。指定容積率は3種類の用途地域を面積に応じて加重平均すると、資料記載のとおり468%となります。一方、右側の見直し相当容積率は、第二種住居地域、集団の400%の一部を、先ほどご説明した考え方のとおり、商業地域、集団の500%に変更した場合の加重平均を算出し、記載のとおり488%となっております。なお、この際、第二種住居地域、集団の400%のうち、スタジオ棟敷地は後背の住宅市街地との調和を図るために現状から変更は行っておらず、それ以外を商業地域へ変更する

という考え方を取っております。

続いて資料の5ページをご覧ください。こちらは評価容積率の設定方法をお示しております。資料の1ページ目でご説明をしたとおり、大きく分けて3点で評価を行っており、1点目が有効空地です。こちらは図のうち赤く囲った地区施設が全て該当しており、評価容積は合計で220%と算定しております。2点目が、地域の育成及び整備に貢献する施設計画でございまして、こちらはオレンジ色で表記をしたエリアマネジメント拠点施設が該当し、評価容積は1%と算定をしております。3点目が、開発区域外における基盤整備等であり、こちらは灰色で囲った地下鉄の接続の通路整備が該当しており、評価容積は69%と算定をしております。

最後に6ページをご覧ください。1ページ目の資料に、ただいまそれぞれご説明をした容積率を当てはめて記載しております。計画容積率は運用基準に照らすと778%が認められますが、事業者は前回の計画から引き続き700%で検討を行っております。地区計画の素案においてもD地区の容積率の最高限度は700%としております。なお、容積率の妥当性については専門家会議でも検討された点でございまして、運用基準の考え方とは別に、評価容積率の積み上げが地域貢献として妥当かどうかという議論も行われました。その結果、評価を一部見直した試算においても、おおむね700%前後ということが確認をされたため、それを踏まえ、区から日本テレビへの再検討の要請には60メートルのまち並みを尊重し、容積率700%前後だとしても、建物高さは80メートル以下とするという項目を含めております。

資料のご説明は以上となります。

○春山副委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○はやお委員 資料、ありがとうございます。2日間の中で資料を作っていただいて、ありがとうございます。

これでやっと初めて16条の前の、本来であれば都市計画審議会の報告をするときの前にやらなくちゃいけないことだと私は思っています。なぜかという、何度も言っていますが、民間の都市計画提案ではなくて、区発意での実施ということからしたときに、この都市計画変更ということは常任で丁寧に話されなくちゃいけないということだから、このところについて、そちらのほうで違いがあるのかどうか、そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 前回の委員会でもご答弁したとおり、都市計画審議会への報告の前にやはり的確に説明する必要があったというふうに認識はしております。

○はやお委員 分かりました。そして、何ですかね、前回の振り返りということではないんですが、確認をしたいと思います。結局は、この東京都の再開発等促進区を定める地区計画運用基準ということで、これをやっていただいております。その中で基本的要件の中に基本計画とは何か。ここはもう一度確認しますけれども、前回の答弁においては、都市マスタープランがその基本計画に当たるというふうに答弁いただいている。これは間違いなのか、お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまのご質問は運用基準に記載のある基本的要件に定められている基本計画等が何に該当するかというお問い合わせであったかと思えます。前回、こちらのほうから都市マスタープランが該当するというふうなことを確かにご答弁させていただきました。ただ、大変申し訳ありません。資料を確認をしたところ、各

上位計画、東京都が定めているものも含めて、それらが該当するというのが正しい認識だったということです。

○はやお委員 それらが該当するということ。それらがということは、それでもいいということなんですよ。だから一つは、都市マスがそういうことになってくると、都市マスの内容というのが非常に重要になってくるわけですよ。つまり何かと云えば、その目標に定めている中高層と書かれていることについて、そういうかげんなものにはならないんですね。だからそこはどういうふうに、これを解するというところで、60メートルを越えて80メートルになってもいいよと言っているんですけども、ここはまた今日のところでは議論するつもりはないんですが、結局何度も何度も言っているのは、岩田委員のほうの話も出てくるんですけども、60メートルと明らかに61メートルになった瞬間、建築基準法上の構造設計が変わると書いてあるわけですよ。それは超高層とは書いていないですよ。だけど明らかに建築基準法上、構造設計上変わっているといったときに考えたときに一つのバーだったと思うんですね。この辺のところについて正確に今度は答えていただきたい。今日答えられるんだったら答えてもいいんですけど、ただ、やり取りでまた子どものけんかみたいな話になるつもりもないので、そこを論理的に、こうです、僕、この前の答弁の中でちょっと一部僕が聞き違えているのかもしれないけども、地域協議の中で決めるものみたいな話を、そんなことは言っていないですか。だからそういうようなところで、もう一度正確に、文書で、このところの中高層の定義とははっきりしていないけれども、どういうふうに解するのか、そちらの基準とか考え方を整理して次回確認をしたいと思います。だからそこをよろしいかどうか確認、用意してくれるかと、資料で。

○春山副委員長 資料をご準備できますでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま資料要求ということかと思えます。資料としてお示しできるよう準備したいと思えます。

○はやお委員 結局はそここのところは先ほどの小枝さんのほうからもやったように、都市マス、そしてまた地区計画図書のほうでも、唯一地区計画を条例で定めた地区計画で、そここのところを定めたものよりも高く建てたというのは赤坂プリンスのところのあそこだけで、そこも高度利用という一文の方針が書いてあるからそこを読み取ったという形なんですよ。だから、その条例もそう、都市マスのほうもそういうことになっているから、そここのところの説明をちょっと次回にはやり取りしたいので用意していただきたい。

あと、こここのところについても一つ何かあるかということ、結局は基本計画ということ、我々が思っているというのは、何かと云ったら、私も企画総務にいましたよ。そうすると、通常、執行機関のほうは基本構想というのをまとめるんですよ。基本構想やって基本計画というのをつくるわけですよ。それは何かと云ったら、地域の人たちのいろいろな様々なあれが、そして都市計画基盤をこうやって変えていくんだと、こういうことだから、相当な積み上げの中で、都市マスタープランがそれに値、いいよとは言っているけれども、普通は個別につくるのが普通なんじゃないかと思うんですけど。例えばの例、あんまりいい例じゃないのかもしれないけど、外神田一丁目計画は外神田一丁目構想ができたんですよ。その後計画ができていますよ。だから動いているんです。それにわけの分からないしやれたまち並みとかというのが入ってきてああいう街区になっていったんですけど、そういう手続・手順がありながら、もう一度繰り返します。今回の基本計画というのは、都市

マスタープランしかないのか、それでなければそういうことについては一部考えていたんだけど整理ができなかったのか、そこについてお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 上位計画に関しましては東京都の区域マスだとか、また都市計画マスタープランももちろんそういったところがあります。その下に基本構想だとか基本計画を地域によってはつくっているという形もございます。ここのじゃあ二番町に関してそういったものがあるかという、それはないといったようなのが事実でございます。一方で、日本テレビ沿道まちづくり協議会、ここの中で基本構想をつくりましょうという作業をしていたというのは事実です。作業していたと、今もその作業中ではあるんですけども、その中で、当初の建物の日本テレビさんの敷地のところの建物高さを150メートルというようなのが出たといったところから、日本テレビの二番町に関して、開発に関して、そこがちゃんとどういう形になるかといったところが明確に見えないと、基本構想のほうが逆に進めることができないというようなご意見をちょっと頂いてしまったので、まずは、今、二番町のこの計画に関しては集約したいといったようなところなんです。で、はやお委員言われるように、やはり構想があって、その地域でという形を我々も取っていたといったようなのは事実なんですけれども、ちょっとこの二番町の日本テレビさんの計画に関してはそういった経緯があったということなので、我々としてはちゃんとここの二番町を整理しながら、次の沿道まちづくり、この開発の整備だけではなくて、道路だとかそういったものも含めた構想だとか、そういったものをまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお委員 じゃあ、もっと言葉を換えて言います。つまり、私はここのところを言うわけではないけれども、都市マスタープランに悪い形で逃げたと感じたんです、今の答弁でね。それが整理ができなかったから。で、沿道協議会でも基本構想をまとめていた。だったらそのところでまとめていけばいいわけですよ。それがまとめられなかったということについては、結局経緯経過を聞いているんじゃないんだ。やはりそれぞれのいろんな意見が出ていたということは、地域からの大方の大きな意見というのがそこで集約されていないんじゃないんですかということをお願いしたいんだ。そこはどういうふうに考えているのか。やろうと思ったんだけどまとまらなかったということ自体が、ここの基盤を整理する上での整理がつかなかったということなのか、いや、そうじゃないんですと、これで都市マスでいいんですというなら、都市マスでいいのかもしれない。だから、必ず法令では違反していないけれども、ここは本来やらなくちゃいけないという肝ってあるんだと思いますよ、開発でも。そこは何かといたら、やっぱり地域住民の合意というものをどうやって集約していくかということなんだ。血の出る思いで整理しなくちゃいけないと思っているわけですよ。そこのところで、できなかったということをいま一度、その経緯じゃなくて、地域のことが整理できたかできなかったか、それで本来であればやるべきものだったらやらなくちゃいけなかったのかどうなのか、そこもお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 そのまとめをするのに、今、この二番町のその地区計画、その変更の手続をしているといったのが事実でございます。それを踏まえて、この沿道の整備構想だとか、そういったものの策定とか、そういうものに次に進んでいくということが必要だというふうに考えております。

○はやお委員 もうここになると、いや、卵が先か鶏が先かではないけれども、私の手

続・手順というのは、これだけの都市計画基盤を変えると云えば、相当なまずは地域の合意というものを整理をしてからそれから進むというのが僕は手順だと思うんですよ。でも、今の話だと、16条に入ってそれから整理しますよというのは、俺は違うと思っっているんです。それは今まではそうでなかったという認識をしているのは、このところは筋が悪いよとずっと言っていて、私も委員長のとくに、ここは筋が悪いから少しゆっくり丁寧にやっていきなさいよ、やっていったほうがいいんじゃないかという話をしていたから、そこについて順番が逆だというのは、今もう一度確認をすると、執行機関としては、まず合意をするよりは先に動くという、そういう判断でいいのかどうかだけお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先に進むのがいいかというところで、結論はやはり二番町のこの開発についてやるかやらないかという結論を出さないと先に進まないというふうに考えているのが事実でございます。

○はやお委員 結局は外一と同じですよ。決めちゃわないと何々できないと、こういうところなんです。だからここは、私は、なかなか一度地区計画をつくったときにはというところがあります。ここについてはまた新たなところで私ももう少し議論をかみ合うように確認したいと思えますけれども、じゃあ確認の一つとして、後々、都市計画——ありがとうございます。まず容積についてはいろいろこういうことで700%だったよ。これがなくちゃ逆に言ったら我々はスタートができないはずだったんですよ、700%の妥当性が分かんないんですから。

で、確認をしたいです。700%のこのところの確認というのは何かというと、そちらの資料を出していただいた2ページに書かれている4番ですよということなんです。これも私は肌感覚で分かんないんですけれども、本当に今メトロがこれだけになっているのかどうかというのを、一部、私もこれ、調べなくちゃいけないと思っています。ここは執行機関としては1,200万人ということで年間ベースで数えているから、まず、上のほうの問題はクリアしているよ。4番のところの年間の乗車人員がおおよそ500万人から1,600万人というところの1,200になっているよ。でも、ここは非常に重要なところだから確認させていただきたいと思えます。そして加えて、こう書いてあるんです。目が悪いから。これがオア条件なのか、アンド条件なのかなんですけど、「活力とにぎわいの拠点、重要な地域拠点若しくは地域の拠点周辺又は」と書いてあるんです。これは、この上のほうの1,200万人というのを超えれば、この下の条件というのは、アンド条件ではないから、関係ないのかどうか、そこをお答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 お問い合わせ、今、2点頂きました。まず1点目が、翹町、メトロの翹町駅の乗降人数についてです。こちらに関しては、棒グラフで示した年度が、今、2021までに恐らくこれはなっているかと思うんですけれども、このコロナ禍前、そして、コロナ禍の人数、どちらで算定をしたとしても、こちらの指定の適用区域の4番で示した基準には該当するという事は、今ご指摘いただいたとおりです。

続いて、その適用区域の表現に関して、こちら、年間の乗車人数ですね、の基準と、あと、併せて、その活力とにぎわいの拠点というところについても併記されている点に関してですが、こちらは、今のご指摘いただいた点に関して言うと、オアの条件ということで理解しております。

○はやお委員 つまり、1,200万人を超えているから、もう、このところの容積率についてはキープされているということですね。確認ですから、私は、アンド条件なんじゃないのかなと思っているわけです、思っていたんです。こういうところについては、アンドとは書いていないけれども、ただ数字だけのことではなくて、こういうものをつくっていく、こういうアンド条件にあるんじゃないかという。ここは、私もまた調べますよ、都のほうに確認して。そうやっていかないと、お互いさま違っている話で、器で話をしても。だから、そうだ、こうだというつもりはなくて、今確認して、そちらからすると、オア条件だということは確認しました。

それで、結局、あと、容積のことについて、淡々と聞きます。2,500平米の結局は広場、広場をやるということによって、容積率をかなり緩和している。ここが逆に言うと、基盤整備、公共施設としての基盤整備という位置づけだということ。ここが、逆に言うと、大きいところなんですよ。だから、逆に言うと、よく分かったんですよ。2,500平米の広場。2,500平米の広場、もっと少なくてもいいんじゃないかねえかと言っていたんだけど、それがないと、結局は、この700%のこの容積ということがキープできないのかどうなのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今ご質問いただいた点についてですが、その見直し相当容積率に評価容積率を上乗せした結果、現在、基準に照らすと、778%というところの評価ができていますが、今回の計画に関しては、事業者の判断で、700%をもって計画をしているというところですよ。

○はやお委員 えっ。ちょっといいか。（発言する者多数あり）何だかちょっと話が。（「休憩」「休憩」「行けるの」と呼ぶ者あり）

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。失礼いたしました。2,500平米規模の広場がないと、700%に到達しないかどうかという点に関しては、そこに関しては、2,500平米が最低条件かということ、そうではございません。

○はやお委員 そしたら、結局は何平米かといったときに、そんなに大きい広場をつくらなくたっていいじゃないのと。最低限のものにして、それで、700をやることで、60メートルのやつをキープできるようにするというのとは一つの考えなんじゃ。だから、じゃあ、逆に聞き方を変えます。この広場は何平米だったら、今回の容積をクリアする条件になるのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほど区案ということでは言われたんですけど、これ、企画提案ということで、事業者さんが出してきている提案という形になります。

○はやお委員 元はね。元はね。

○加島まちづくり担当部長 それを区のほうで、じゃあ、ここは2,000平米ぐらいにして、パーセンテージを低くしてということはちょっとできないので、あくまでも提案どおりのという形でやると、このここの広場を落として、容積を700まで落としてという形の話というのは、今回、そういったことはやっていませんし、そこで、容積がどのぐらいの広場で容積が幾つになるというのも、我々、ちょっとそこら辺の検討はしていないといったような事実です。

○はやお委員 つまり、何かといたら、してくださいよということなんですよ。それで、60メートルにならない程度に、で、700%にキープするよう……

○春山副委員長 すみません。傍聴の方、静かにしていただけますか。

○はやお委員 700%のところにもしつつ、だから、ビジネスベースも合わせて、そして、60メートルの地域の人たちに、今まで、高さのことで、滑った、転んだというのはおかしいと思っているわけよ。だから、それができないかということなの。それは、区の提案として出すんだから、それは、最初は、都市計画提案で、日テレさんの提案だったのかもしれない。だけど、区の案件として出すんだらば、そのことだって、一つ、案として出てくるでしょうということを行っているわけ。そこを答えていただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の計画に関して、その広場、2,500平米というのを予定しているところに関してなんですけれども、これに関しては、地域の課題として、このエリアに関しては、大きな広場がないというところをもともとご意見としてありました。それをどうやって解決するかというところの解決で、この計画の中で反映をしていくということの検討があったわけですが、では、なぜ、2,500平米というところに行き着いたのかということに関しては、ちょっと既にご案内の部分と重なるかもしれませんが、都市計画法の運用指針の中で、距離、誘致距離250メートルの範囲内で、1か所当たり面積2,500平米規模の公園を標準として配置するというものがございます。もともと、この地域に関しては、人口が非常に増加をしているという中ではありまして、子育て世代も非常に増えていると。ただ、それに対して、先ほど申し上げた250メートル圏域でのこの規模の広場ということがカバーできていない状況がございました。そういった状況を今回解決するに当たって、このカバーできていないエリアに、計画の中で広場を設けるということは、課題解決のために必要なものであると、そのように認識しております。

○はやお委員 だから、2,500平米については、その経緯・経過は分かりますよ。こんなエリアのところにそれだけの広場がないからということ、もう読み込んでいます。だけど、何を言ったかといったら、2,500平米は標準なわけですよ。どこまで削れて、どこまでということを検討してみたのかということをお願いなんです。

つまり、何かといったら、700%をキープする、例えば、2,000平米でもいいよ。で、その2,000平米で500平米がそのところで浮くよね。そしたら、高さのところについては、ある程度解消できるんじゃないかという代替案があってもいいのかなということを確認しているわけ。だから、2,500平米が吉だということについて、決定だということではなくて、そこをどういうふうにやったら、住民たちが言っているそのところもクリアし、かといいいながらも、やっぱり日テレさんが言うビジネスベースにも乗せてあげなくちゃいけないわけですよ。どういうふうにやっていくって、そこを悩むところが執行機関なんですよ。

僕は、何度も言って、褒めるわけじゃないけど、六番町の偶数番地は最高な行政判断だったと思いますよ。三方一両損でやって、すばらしい、俺は条例だったと思います。ああいうふうな形で、常に行政マンはぎりぎりまで行司役として、どっちにも傾かないんですよ。最後の判断をするところまでやらないんですよ。というところを、どういうふうに。いや、もうできないならできないとはっきり言ってください。そしたら、また私は調べるだけですから。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 先ほどの報告案件の中でも議論がありましたが、公



園については――あ、広場に関しては、例えば、防災であったり、地域活性化であったり、あとは、昼間区民を含めた幅広い方の憩いの場所として、非常に整備が必要であるというふうに考えています。そういった多様な使われ方というのを考えたときにも、現在、番町の森が暫定的に整備をされていますが、あの広場の規模でも、例えば、イベントを実施されている方は、あの広場の規模でもやはりちょっと不足はするといったようなご意見を頂いているところもございます。そういった点を踏まえると、やはり街区公園規模の2,500平米、これを一つ基準として考えるべきであろうと、そういった認識をしております。

○はやお委員 結局は、すみませんね、地域のことで、何とかの森というのは何平米あって、結局はそれが足りないといったら、何平米欲しいんですか。そこのところを初めて具体的に話すことによって、2,500平米が足りているか、足りていないかという話を具体的に話さないといけないと思いますから、具体的に言ってください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 おおむねの平米数でいうと、番町の森が約2,000平米、また、近接にございます番町の庭、こちらが約600平米程度というふうに認識しています。

○はやお委員 分かりました。だから、2,600だから2,500だろうと、こういうことですね。

それでは、今、違う角度から確認します。結局、この前のときの都市計画審議会でも、700%の容積の緩和については、都市計画道路は入っていないということだということなんですけど、いま一度確認したい。放射何号だったか忘れちゃったけど、番町中央通りの都市計画を変更するとした場合ですよ、した場合ですよ、決定権者は区か都か、もう一度確認します。どちらかお答えいただきたい。決定権者。（「都市計画道路の」と呼ぶ者あり）都市計画道路の。

○前田景観・都市計画課長 現状、検討主体が東京都ということになってございます。なので、現状、具体的にこの後どうするかという話はあるかもしれませんが、いずれにしても、今、この取扱い自体は東京都のほうが行っているといったのが状況でございます。（発言する者あり）

○はやお委員 ああ、ちょっと、あと、もうちょっと。

○春山副委員長 はやお委員。

○はやお委員 あ、ごめんなさいね。

都市計画道路のことについて、僕は明確にしておく必要があるのは、初めてこの容積のことについて、都市計画道路が入っていないねという確認をきちっとして、そうすると、これまでなぜ区の整備としてということがあるんだけど、入っていないんだから、それは民間がやったって、その都市計画――でも、触っちゃったときに、どういう問題が起きるのかというのが私は心配だったんで、ずっと質問していた。今後のことについての確認というのは、いろいろ出てくるだろうと思うんですけど、ちょっと、それは林委員が聞きたいと言っていたから、もう一つ、そこのところは、都市計画道路については、ちょっと林委員の心配事を確認していただく。あと、私のほうは、あと、何かといったらば、このスタジオ棟、これが完成して、今どういう状況なのか、完成しているのかどうか。完成はしているんだろうと思うけれども、平たく言えば、仮処分で動いているのか、もう完全に竣工しているのか、そこだけお答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 スタジオ棟に関しては、暫定的な整備ということではなく、本格的な運用が行われているというふうに認識しております。

○はやお委員 最後にします。で、また今日の答弁を踏まえながら、もう一回、そのところ、私のほうも調べて、もう一度調べて、確認をしていかなくちゃいけないと思っています。

もう一つは、何かといったら、なぜ、広場でなくて——広場じゃなくちゃいけなかったのか。公園にそれだったらすべきだったというのもあるよね。公園にしなかったという、公的なものにしなかったという理由について、お答えいただきたい。広場というのは、分かっていますよ、敷地に入らないから。そして、また公園にすると、敷地の面積から省くから、場合によっては、公園ということになれば、公のものになるから、道路公園との話もしなくちゃいけないからという話もあるかも。そこについてのメリット、デメリットというのは、どうやって検討したのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 そもそも区の土地ではございませんので、そこを都市計画だとかの公園という位置づけということは、考えてはおりません。一方で、広場というか、地区施設ですね、地区施設ということになれば、都市計画の地区計画の中で、そういったものをつくらなければいけないといったところがございまして、そこで、地区計画の中の地区施設ということで担保をするといったようなところが、今回の計画というふうに考えております。

○はやお委員 当然分かった上で聞いています。それは何かといったら、この都市整備局のホームページを見ると、何と書いてあるかということ、再開発等促進区を定める地区計画は、建築物、公共施設整備を一体的かつ総合的に計画する。つまり、公共施設の整備なんですよ。だから、700%なんですよ。それで、今言ったら、放棄していることになっちゃうじゃないですか。検討はすべきだと思うんですね。どういうふうにやるのか。で、公共施設は何を整備していくのかというところを、何かといったら、地域基盤を面的に考えることなんですよ、この都市計画。俺も、もうほんと、目を皿のようにして読んだから、あ、そういうことなんだなというふうに思って。だから、公共施設というのは何を造って、何をどうするのか、それだったら、汚いあれだけど、人のふんどしやって、相撲を取るみたいな話になっちゃってね、もっと自分たちの計画として、幾ら日テレ案だと言いながらも、区案として出すんだから、自分たちでも十分検討して、こういう公共性があるんですよ、だから、700%ですよというのが普通だと思いますよ。

今のあれだったら、人が造ったものですからなんていうんじゃ、まあ、そこまでは言っていない、だけど、そこに迫力がないんですよ。だから、どういうことなのか、お答えいただきたい。

もう、今日は、これ、僕はこれだけにします。あと、もし都市計画……

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 公共施設等の一体的な整備というところのご指摘でございましたが、地区計画の中でも主要な公共施設というところの位置づけがございまして、広場で、例えば、広場ですね——あ、主要な公共施設とした広場、その他の公共空地等として、歩道状空地等を位置づけているところでございます。これらと一体的に建物等の整備を行うというところで、再地区の基準にも合致するというふうに言えるかと認識しております。

○はやお委員 次、やる。次のときやりますので。今日はこの程度で。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 都市計画道路に入る前に、ちょっと確認させてもらいたいんです。私も、16条手続に入る前に、これは確認しておかなきゃまずいだろうというところだけ絞って聞きます。

1日の日に資料提供いただいた広場の推移ですよ、何ページかというと、17ページ、18ページになるのかな、日本テレビ沿道まちづくり協議会の状況というところの。ここで、番町の庭、暫定ですというのと、番町の森、暫定ですと。新築の広場というのが3パターンあって、ちょっと先ほどのやり取りで、600平米と2,000平米と2,500平米なんだよとあったんですけども。この真ん中の番町の森、ここは遊び場としても近隣使っているんですが、この横の公開空地って面積は幾つだったんですか。今、残念ながら、番町の森の間に壁があって、全く公開空地の用を足していないんですけども、この公開空地と番町の森を足すと、何平米になるのか。公開空地の面積だけでもいいんですけども。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ちょっと確認のお時間いただいて、いいでしょうか。

○春山副委員長 休憩します。

午後6時19分休憩

午後6時20分再開

○春山副委員長 再開します。

翹町地域まちづくり担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまご指摘いただいた公開空地の面積ですが、詳細な資料を確認の上、改めてご説明をさせていただければと思います。

○林委員 現時点の公開空地で、実際に遊び場になれないけれども、総合設計による公開空地、一体化じゃないけど、2,000平米の番町の森と。ここが、今、現時点で、近隣の方たちが使える空地。で、これが増えるのか、減るのか、開発の。ここは、じゃあ、改めて。本当は16条の前にやりたかったんですよ。

次が、今日の資料の4ページ目なんです。現況と見直しとあって、加重平均というのはあんまり分からないんだけど、要は、見直しのところで、青い斜線で、敷地面積に算入しないと。で、普通、敷地面積いっぱいを使った容積率になる現況なのに、わざわざ削って容積率が上回るんだけど、敷地面積が少なくなってしまう。よく分からないんですよ。利益最優先で株式会社は行かなくてはいけないんで、どうして、わざわざ削って、敷地面積を削って、加重面積で見直し相当で容積を増すのか。何でなんですかね。

○加島まちづくり担当部長 まさに、ここの斜線の部分が今後の都市計画道路、その部分という形になります。その部分の敷地を入れて、容積率を上げるということはないということなので、ここの部分の敷地面積を算入しないということで、容積のほうを算定するといった形になります。

結局、見ていただくと、容積率としては上がっているんですけども、敷地面積が小さくなることにより、延床面積、許容の面積ですね、それが小さくなっているということですので、ここの部分で、合わせてプラスにして、延床面積を大きくするということは、そういう考え方はないよといったようなところでございます。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 そうすると、また、ここ、これも16条前に確認したかったんですけど、普通、事業者からしたら、面積、敷地面積も減り、床面積も減るような形になるわけですよ、容積率の平米数の。なかなか考えられないと思うんですよ。併せて、12月1日の資料の8-1のところでは、これ、総合設計で、ここでも同じ敷地面積を使っているんですね、敷地面積限度いっぱいいっぱいの1万3,100というのかな、ではなくて、敷地面積を都市計画道路用地で削ったものになっていると。これも、やっぱり都市計画道路がこの敷地にあるから、削らないと、総合設計の面積も出てこないという理解でよろしいんですか。

○加島まちづくり担当部長 先ほどの本日の提出させていただいたやつは、再開発等促進区を定める地区計画、これの基準にのっとって計算すると、まずは見直し容積というのがあります。それと、空地だとか、それとプラスアルファのこの一番最後に載っている評価容積率ですね。だから、今言っている、ここの4ページ目のところは、この見直し相当容積率、その考え方です。総合設計というのは、そういう見直し相当容積率というのはありません。あくまでも空地だけの容積の加算ということですので、再開発等促進区を定める地区計画の適用だからこそ、この考え方でやっているといったようなところでございます。

○林委員 もう一つは、道路に絡むんですが、本日配付の5ページのところで、先ほど議論のあった220%の評価のところ、赤で随分たくさん歩道とかが囲われているんですけども、これ、もろもろなんですか、それとも、総体として220%なんですかね、加点式に積み上げていくんですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 合計の面積で、空地がどれだけあるかということを経済計算した結果、最終的に220%という算定をしております。

○林委員 そうすると、この歩道とか、3号の歩道で幅員4メートルとか、これ、もろもろの面積を全て足した面積というのは幾つになるんですか。それが220%になるんでしょう。違うんですか。（発言する者あり）そうですね。

次回か。やっぱり16条前にやっておいたほうがよかったよ。本当に心底思いますよ。次回にしますか。（発言する者あり）

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 恐れ入ります。こちらの詳しい数字についても、改めて正しく確認した上で、お伝えできればと思います。申し訳ありません。

○林委員 やっぱり16条手続前に確認って、やっておいたほうがよかったんじゃないのかなと改めて思います。

都市計画道路のところですよ。資料もいろいろありがとうございました。大変な労力だったと思いますが、私も近隣に住んでいて、改めて、あ、こんな道路が都市計画決定されていたんだというのは感じました。

12月1日の8-3から、参考資料もたくさんつけていただいて、これの、まず、結論から言えと誰かが言っていたんで、この都市計画道路って、千代田区、造りたいんですかね。結論から言うと、必要なんですかね、放射27号で双方向のこの通りというのは。

○前田景観・都市計画課長 放射27号線にちょっと特化してという形の答えが正直難しいところかもしれません。やはり都市計画道路といったところで、都市の活動を支えていく広域的な意味合いを持っているかというふうに認識をしております。一方で、ここの

道路は、番町中央通りと先ほどの代官町通りと、資料の中でもお示しをさせていただいてございますけれども、連なる中では、交通機能を主に、すみません、一部という形かと思っておりますけれども、今回の計画のところは、交通の処理機能を担っているというふうに認識してございます。

そうした意味合いから考えますと、現状の交通状況から鑑みると、もしかしたら、その意味合いはといったところ、申し訳ございませんが、明言はできかねますが、その役割といったところはやはり社会的な状況、交通状況から見ると、減ってきているのではないかというふうに認識をしてございますが、いずれにいたしましても、その明言というところは、都が検討主体になっている以上、差し控えをさせていただければというふうに存じます。

○林委員 言えないんでしょうねという形で、個別具体的に見ていきますと、参考資料3の代官町通りからオレンジのところ、要は、明治のときに石垣を切っちゃったところですよ。今だったら絶対許されないような代官町の渋滞するところ、あそこは、涼風の道として千代田区は整備して、桜の木も残したり、サイクリングやランニングの人たちに歩道を広げようねとやったと。そこはそこで、いろいろ渋滞しちゃったなという気はあるんですけども、やっぱり一番ボトルネックになるところは変わらないんだから、道路を幾ら改良したって変わらないけど、かえって渋滞しちゃったなとあるんですけど。

ここから青いゾーンに入ってくると、まさしく居住ゾーンなんです。私の近所にも入ってくるんですけど、で、一番左端は国道20号になってくるんですけども、ここに関わっている区の施設というのは、どことどことどこで、広さはどれぐらいというのをそれぞれ言えますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまのご質問ですが、該当する箇所としては、仲良し公園、いきいきプラザ、また、翹町保育園が該当しているというところですが、細かい面積までの算出はできていない状況です。

○林委員 そうですよ。まず、新宿通りの仲良し公園、ここは国道20号が拡幅するときに、近所の人たちにもかなり強い権限で出ていっていただいたんで、ちょうど三角で、道路の出口になるところで、今、コミュニティの中核になっているところなんですよ。翹町の町会がお餅つきですとか、防災とか、あるいは、花の、さっきも出てきた花植えしたり、すごく重要で。子どもも、新幹線の遊具が1個だけあって、非常に人気の高いところなわけですよ。で、そのまんま真っすぐ一方通行に入っていくと、セブンイレブンの本社が左側にあって、今度、ザ番町という介護施設、千代田区が国に借りているところ、ここが入ってくると。信号のところを越えると、今度、日本テレビの開発予定地だと。ちょっと行くと、いきいきプラザなんですよ。先ほど言った。これ、千代田区が300億、400億の財源を投入して、国鉄総裁の跡地を購入したところ。この駐車場というの、今、非常に使われているところですよ。なぜかという、いきいきプラザのタワー駐車場って、低くて駐車ができないんで、事業者の方は、前の前面の駐車場を使うしかない状態ですし、利用者もそこを使うしかない状態。もっと真っすぐ行って、五味坂を行くと、今度は翹町保育園の園庭があると。ここは、歳児がちっちゃい子たちが専用で遊んでいるし、給食の車が来るときの駐車場で、ここも都市計画道路になると、困ったと。

ここから先のところが、ちょっとこの図面だとなかなか分からないんですけども、急

に五味坂のところからぐっところ入って行って、通りが、だから、五味坂を下ると、道路がふっとなると、ここは区の用地とか何か関わりというのは出てくるんですかね、全く関係ない。

○加島まちづくり担当部長 参考資料3のちょうど青い点線の右側の三角形になっているところというところですか。

○林委員 うん。

○加島まちづくり担当部長 我々、すみません、環境まちづくり部、私たちとしては、ちょっとそこで区の敷地があるということは認識しておりません。

○林委員 ここ、2番地なんですよね、一番町の。そうすると、千鳥ヶ淵公園の一部で、僕の前の高橋のりおさんという人がトイレを取った伝説の公園なんですけれども、ここは削られないんですかね、パークマンションの横って。あんまり個別で言っちゃいけないんでしょうけど。都市計画道路によって削られてしまうというのはないんですか。

要は、さっきも必要か、必要じゃないかって、区のあまりにも区有地で貴重なところが関わり過ぎていて道路なんです。現状認識も含めて、どこまでこの道路ができると、変更後の影響があるかというのは把握した上で、都市計画道路の話をやっていきたいですし、なおかつ、ずっと沿道、沿道と言ってこられたんですよ。ただ、それ、日本テレビの縦の沿道なんです。今お話ししたとおり、横軸で、麴町五丁目、六丁目から二番町を突き抜けて、一番町の横の横軸、靖国通りに並行したところの沿道の方が、この日本テレビさんが道路のところを双方向にされるんですよ。これによって、双方向の道路になったり、土地に影響があるという形になってくるんだったら、もっと幅広に、沿道だけじゃなくて、縦軸も横軸も聞かなくちゃいけないし、影響がないですよという話を確認を取った上で、まさしく16条の前の確認なんです。ここで、初めて、じゃあ、16条に入っても、それは地権者の話だよと。沿道は関係ないよねと、自信を持って言えるような体制になっているのかどうかが大切なところなんです。事前確認で。

あんまり日程ありきで、午前中の議案審査で言ったように、勝手に時間をばんばんやって、常任委員会が入れないから進んじゃうんですよとか、広報千代田の日程がこうだから進んじゃうんですよと言われてたら、それは違うだろうと。やっぱり段階を追っていかないと、そんな自信を持って、このエリアだけの意見を聞けばいいんです、16条手続というわけにはいかない。で、どうなんだというのを、最初に確認を取ったとおりです。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の計画においては、容積率が700%という前提におきまして、周辺の交通量のシミュレーションを行っております。番町中央通りの交差点を含めまして、近隣のいずれの交差点におきましても、その交差点の需要率というものの許容値が設定をされておりますが、その許容値を大幅に下回る状況ということがシミュレーションの結果としては出ております。そういった意味で、自動車交通への影響はかなり限定的であるということは確認をできておりまして、既存の既に整備をされている道路で、この計画に伴う交通量の増ということに関しては賄えるというふうに、そのように考えております。

○林委員 影響がないシミュレーションというと、当然、警察が関わってくると思うんですけども、日本テレビのこの都市計画道路の敷地を双方向にするという協議を、警察といつの段階からされていたんですか。（発言する者あり）

○春山副委員長 休憩します。

午後6時37分休憩

午後6時39分再開

○春山副委員長 再開します。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 この計画、二番町の計画で、今の都市計画道路部分、その部分に交通の関係が出てくるわけですが、そこに関しては、あくまでも二番町の計画の中の話であって、それをきっかけとして、都市計画道路の相互通行だとか、そういったところを進めるだとか、そういった調整をしているものではありませんので、そこら辺は、そういったご理解をしていただくとありがたいと思います。

○春山副委員長 林委員。

○林委員 先ほど冒頭確認した、区は判断できないけれども、東京都は、じゃあ、そこはしんしゃくしてもらえるんですかね。結局、安心した上で、限定だと、16条というのは、その地域、地権者等々に意見を聞くわけですよ。その前に、いやいや、沿道の皆さんと麹町五丁目、六丁目、まあ、二番町は当該地域か、一番町の皆さんと。大丈夫なんです、影響ないんですと、今までどおりの居住空間だし、今までどおりの遊び場をしっかりと保てるんですという確認を、16条手続の前に、やっぱり、これはもう僕は議会しかないと思う。都市計画審議会に付議案件になったって、周辺の地区の道路とかはないんでしょう。ただ、都市計画道路って、きっと学識経験者がおられるんで、参考までに教えていただきたいのは、その学識経験者のトップの方って、どんな方なんですかね、都市計画道路を廃道にするとかゴーする、造るとかという方というのは。前回のでもいいですよ。

○前田景観・都市計画課長 まず、前回のという形であれば、まず、都の区市町策定検討会議といったもので、そういった自治体の中で決定をしていくものとなってございます。今、もしご指摘のところが、専門アドバイザー委員会と、そういったところの先生方を指しているようですと、委員長としては岸井先生が当たっていたといったところでございます。

○林委員 あんまり、自分の母校の先生だった方ですし、個人名を挙げるのは、千代田区の都市計画審議会の会長なの、代表というの、（「会長」と呼ぶ者あり）と同じ方で、その方って、この27号について、何かコメントってされてはいましたか。全くですか。事実確認だけなんです。

○前田景観・都市計画課長 特段、事実として、都市計画審議会の中では議論となっていないのが事実でございます。一方、担当といたしましては、この道路自体は、まだ事業化計画が出た中では、優先整備路線といった形の位置づけではなくて、見直し検討路線の位置づけといったところもあったのかなというふうに考えてございます。

また、これまでご指摘を賜っていますように、ちょっと東京都の検討主体というのは事実でございますけれども、都としても、ここが千代田区内で完結する放射街路になっているということで、そういったところから、地域のための道路であるといったことを踏まえて、見直し検討しているさなかといったところを聞いているところでございます。

○林委員 これが16条手続に入る前に絶対やらなくちゃいけないことだと、僕は思っていますよ。やっぱり縦の沿道協議会とあって、それ、日本テレビ通りの町会の皆さんとか

は積極的にいろんな意見を出してきた。で、もっと言うと、もう30年前の話になりますよ。ここのエリアは、番町環境整備会、まあ、全面を面で見るところがあったと。名誉区民である西郷会長という方が全体を見ていたと。番町の関係をどうやったらいいんだろうとやっていたと。そのときに、再三にわたって、「日本テレビさん行かないでよ、港区に」と言っていたんですよ。だけど、みんなの、それをふって、行っちゃったと。だから、今だったらすぐ戻ると言えば、いい案になるからと、西郷さんも、亡くなった内田茂さんも与謝野馨さんもみんな言っていたんだけど、その後、何にも音沙汰なくなって、突如として、やっぱりここにビル建てたいと。そうすると、まち並みの方も感情も変わってしまっているんですよ。

都市計画道路もできたときは、造らなくちゃいけないという話だったんでしょうけれども、20年前は、日本テレビ商店街はたくさんお店あったわけですよ。僕もポスターをいっぱい貼れた。だけど、今、もうほんとないんですよ、地域の商店街というのは。そうすると、誰のためのなんだと。その間、入れ替わって、にぎわいじゃない日本テレビ通りしか知らない世代の子どもたちが、もう二十歳を超えちゃうぐらいですよ、1世代の。そうしてくると、さっき言った、この都市計画道路のところは、もう本当に知らない世代ですよ。いきいきプラザだって、もう生まれたときからあるような世代が増えてきて、やっぱり、事前にもうちょっと幅広に、さっき課長がやられた、どこまでのステージなんだと確認しましたけれども、僕は、前のめり過ぎちゃうと、反発もあるし、安心感を持って、ゆっくり一步步進めていったほうが、結局のところ、早くなるんじゃないのかなと。特に都市計画手続のところは、もうここまでやっちゃいました、広報を打っちゃいました。しょうがないんですとか、準備しちゃいましたというよりも、やっぱり一点一点確認をできるような体制というのは、今からもうできないもんなんですかね、もうここは走っちゃったら止まれないんですかね。

○加島まちづくり担当部長 いろいろご意見を頂きました。先ほどはやお委員のときにもお話ししたとおり、とにかく、ここの二番町の開発については、早く結論をつけたいといったようなところは、区としても思っているといったようなのは事実でございます。そういった中で、都市計画の、今、手続を進めているところでございますので、区としては、そのまま手続のほうを、16条の結果がまだ出ておりませんが、その結果を踏まえまして、手続のほうを進めていくべきだというふうには考えております。

○林委員 多少、繰り返しになっちゃいますけど、僕、16条より前の話だと思っていますよ。だって、千代田区の区役所の人たちは、先ほど言った西郷会長たちの番町環境整備会よりももっと広いエリアを安心して暮らしていただくために、働かれていますよ。計画が急ぐからじゃなくて、急ぐんだったら、もっと前から日本テレビの再開発って、もっと前からいろいろ言われていた話だから、都市計画道路の話も含めて、確認ができなかったのは何が原因なんだろうかな。今、僕が言ったからというわけでもなくて、内部で検討できなかったのは何でなんだろうって、確認作業ですよ。だから、安心してくださいよと。一番町の皆さんは一切関係ございませんとか、麴町の方は大丈夫、仲良し公園、ご心配なくというのを言った後で、いろんな都市計画手続なりに行かないで、やっぱりもう縦の軸の沿道のところだけで、ちょっと前のめりになった原因というのは何なんだろうかな。



○前田景観・都市計画課長 すみません。また断言ができないところで恐縮でございますけれども、今回の都市計画道路に関しましては、先ほど担当課長からもご報告をさせていただきましたとおり、今回の二番町の計画によりまして、そもそも道路を全体的に拡幅する、現況を拡幅していくといった形のところは、交通量からという状況から確認されているかなというふうに認識をしてございまして、交通量的な話は一部あるものの、都市計画道路の誘発を、整備を誘発することにはつながらないというふうに考えてございますけれども、その部分がちょっとどうしても区という立場の中では断言ができませんが、そのように理解をしているところでございます。

○林委員 はい。最後に。

そうすると、別に謝れとか云々ではなくて、やっぱり手続のときって、階段を上っていったほうが、特に番町の方って、皆さん、資産があるし、取り返しのつかないことになる、怒る方は怒ると思うんですよ。自分の近所の本当に遊び場がなくなっちゃったとか、思い出のところ。この丁寧さを前回の委員会で集約、皆さんでもらって、確認って、16条、17条とか、都市計画の。今後、本当に大丈夫なんですかね、執行体制として、事前に、この件については事前でと。もう、先ほどのいろんな報告も、まあ、いいやという形で下したのも、まあ、行ってしまいましたけれども、いいのはいいんですけども、やっぱりどこかで確認作業の場というのは、集約に基づいて、やっていかなくちゃいけないと思うんですよ。この16条の確認というのは、意見は出ないでしょう、きっと。だって、都市計画道路なんか関係ないから、二番町の方はほとんど。どういう執行体制で、今後、この事案について、前までは、行きます、執行権ですといったけど、やっぱり時間軸は役所の人が決めないほうが僕はいいと思っているんですよ、焦り過ぎで。

○前田景観・都市計画課長 今回、都市計画道路に関しまして、ご意見が出ていない中といった中で、先ほど私の考え方をお話しさせていただきましたが、やはり、そういった心配材料と心配事といったことありますことから、そういったことも付して、ご報告をすべきだったというふうに反省をしているところでございます。

段階を追って、今後、こういった、まず、放射街路27号線の進捗につきましては、東京都と連携という形になりますけれども、適切に当委員会のほうにもご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、そのほかの事象につきましても、先ほど、私のほうからも、まちづくりプラットフォームということで、段階を追ってといったところのお話をさせていただいてございます。ちょっと私どもといったところで、同じ都市計画を携わっているものですから、私もそうですし、担当課長も含めて、適時適切にご報告を差し上げたいというふうに思います。

○春山副委員長 休憩します。

午後6時50分休憩

午後6時51分再開

○春山副委員長 再開します。

ほかにごありますか。

○岩田委員 すみません。ちょっと随分前のはやお委員との部長とのやり取りの中で、部長が日テレの150メートルが出たというような話があったんですけども、何かするいんですよ、ちょっと言い方が。今までも、何か別の係長も150メートルという数字から

日本テレビが90メートルに下げた、そこから80メートルになった。都合60メートルも下げたみたいな印象操作みたいなことをするんですけど、150メートルなんて1回も出ていないですよ。それを150メートルなのか、なのかとずっと聞いていたら、150メートルなんてというのは、勝手にそういう、何、数字が独り歩きしているだけで、日本テレビも、千代田区も一言も言っていないと、ずっと言い続けてきた。リアルな数字が出たのは、去年、90メートルというのが初めて出たというのが、一番最初ですよ。これは、もう一回確認です。（発言する者多数あり）

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 昨年当初、まち協の中で、日本テレビから150メートル以下で検討すると、（発言する者あり）あ、失礼しました、昨年ではありませんが、150メートルの話が出た当初というのは、まち協の中で、日本テレビが150メートル以下で検討を行うというところが出たところでございます。（発言する者あり）

○岩田委員 それはおかしいですよ。去年初めて90メートルという数字が出たんじゃないですか、最初に。それで、今まで150メートルは、150メートルまで建てられますよという意味であって、千代田区も、日本テレビも一言も150メートルなんて言っていないんですよ、ずっとその数字が独り歩きしていたんですよと、ずっと言い続けてきたんじゃないですか。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 正確な数字として、90メートルということが出たのは昨年度のところということは、今ご指摘のとおりです。

○岩田委員 じゃあ、それは確認で、それのとおりということで、分かりました。

先ほどはやお委員も、2,500平米の街区公園、これというのは、日本テレビ通り沿道まちづくり協議会で出たんだと思うんですけども、具体的にどなたから街区公園2,500平米というのが求められたんですか。普通の一般のまちづくりの素人の方が街区公園2,500平米なんていうのをそうそう知っているとも思えないんですよ。これ、日本テレビから出たのか、それとも、千代田区から出たのか、どうなんでしょう。（発言する者多数あり）

○春山副委員長 勲町地域まちづくり担当課長。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 街区公園という表現自体は、先ほどのご説明でもお伝えしておりますが、区のほうでも用いている文言です。

○岩田委員 違う、違う、違う、違う。（発言する者あり）そうじゃない。違う。違う。そうじゃない。そうじゃない。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 区から示した文言というところですよ。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 区からそういう話が出たわけですよ。だから、これは区民から求められたものじゃない。区が示したということが正解ですよ。分かりました。（発言する者あり）それでいいんですよ。

○春山副委員長 答弁にしてください。

○岩田委員 2,500平米で、街区公園レベルの街区公園、2,500平米というのは、区民からそういう数字を求められたんじゃないじゃなくて、千代田区が言ったということでもいいんですよ。

○加島まちづくり担当部長 協議会等の中で、協議会の前ですかね、日本テレビの振興会

さんがやっていた検討会ですか、検討会の中で、広場というような、やはり一体的な広場が必要だよなといったようなところが出ていたんだと思います。そういったものを踏まえて、やはり広場をつくるということであれば、街区公園並みというところで、その言葉自体は、区のほうで使っているというところで、その程度の広場というのがやはり必要なんじゃないでしょうかということ、区からもお話しして、今回もデータの的にもやはり必要なんじゃないかと。あとは、学識の先生方もやはりそういった地域貢献というのは、ここでやることによって、容積率だとか高さだとか、そういったものが可能になるというような結論も出しているというところ、そういったようなのが事実でございます。

○岩田委員 分かりました。千代田区から出たのであって、区民から求められたわけじゃないというのを、今、確認しました。

街区公園の使い方も、活性化だとか防災のためにというんですけども、そもそも日本テレビの大きな建物で、就業者が何千人も来るような、そういうものがなければ、防災って、そこに必要なのかなという気はするんですよね。だから、わざわざ大きな建物を造って、避難する人が増える。だから、防災に使いますというのは、ちょっとおかしいんじゃないですかね。それを防災のためです、防災のためですと声高に叫ぶのはちょっとおかしな気がするんですが、そこはどうなんでしょう。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 副委員長、翹町地域まちづくり担当課長。

○春山副委員長 休憩を取ります。

午後6時57分休憩

午後6時58分再開

○春山副委員長 再開します。

岩田委員。（発言する者あり）ごめんなさい。翹町地域まちづくり担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 広場における防災の取組に関してのご質問ですが、あくまで、テナントとして入居することになった事業者がいた場合、その事業者はビルにとどまって、対応、災害時の対応をするというのが原則になってくるというふうに認識をしております。一方で、帰宅困難者等が多く発生することが見込まれた場合、そういった方は、この広場を使って、一時的に避難をする、何らかの支援を受けるといったようなことは想定をされております。そういうような形で、防災について、地域の方々をこの場所で安全・安心に過ごしていただくための使い方、そういったところをもって、防災対策というところをうたっております。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっとそこだけ、前のところで関連をさせてもらいたいんですけども、今日出た資料の5ページ目のところのやり取りで、確認されているのかもしれないですけど、例えば、2,000平米、街区公園とみなして2,000平米だとすると、220%というのは頂けないんですかね。そこはちょっと気になっていて。そういう算定していないと言いましたけども、220%というのはもらえないの、そこは端的に。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 220%というのは、あくまでも、現在、その地区施設として評価をしている広場、空地の合計の結果、出ている数字なので、広場だけではないですけども、面積が変われば、この評価の容積率というところも、この数字は出てこないといったところです。

○小枝委員 数字で下がってくるよと。220は取れないんだよ。このところに、広場1号、2号の約2,500、一部ピロティを含むと書いてあるから、そういうことなんですよ。ただ、全部が780だから、そこの幅で吸収しちゃうよということをさっきから言いたいわけなんだよね。（発言する者あり）ということなのか、違ったかな。

○はやお委員 結局は、さっき2,500平米という話が出たときに、標準で2,500平米と言ったから、それで、もう少し減らすことができる案を資料として出してくれというふうに僕は言ったつもりなの。それで、容積率を700%近くどうやってキープできるのかという話ができないのかと言っているんだから……

○春山副委員長 休憩します。

午後7時01分休憩

午後7時02分再開

○春山副委員長 再開します。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 今、小枝委員言われたように、この5ページの220%というのは、左側にある歩道状空地だとか広場だとか、その各面積が出ますね。係数があって、それをずっと計算すると、トータルで220%という形になります。広場の2-1号、2-2号、ここの面積を小さくすることによって、この容積率は係数が変わってくるわけですから、分母が変わってくるわけですから、パーセンテージは減っていくという形になります。一方で、この街区公園並みの広場をつくらないと、学識経験者の方からも言われているように、この再開発等促進区を定める地区計画において、容積率の割増しだとか、高さだとか、そういったものが成り立たなくなるといったようなところになりますので、じゃあ、ここを簡単に500平米減らして、2,000平米にしますとなったときに、そこで、もう都市計画として、再開発等促進区を定める地区計画の地域貢献ということにならなくなるという判断をされると。そういったような、専門家会議でそういうふうに明確に言って、日テレのほうに、日テレさんのほうに要望を出していますから、その要望がもうまるっきり変わってきちゃいますので、それは成り立たなくなるといことは、それはご理解いただきたいと思います。

○小枝委員 専門家会議で、2,500って言わなかった……

○春山副委員長 休憩します。

午後7時03分休憩

午後7時07分再開

○春山副委員長 再開します。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと2,500の話は、街区公園を2,500というふうな程度というふうには聞いていましたけれども、それは、当然、調整の幅があるものというふうに私は思っていましたので、それが下がったら、もう促進区が成り立たなくなるとい理屈があるのであれば、それを示していただくことかなと。

私が主張として割とこだわっているのは、要するに、学識の専門家の方たちの考えというものを正しくやっていく必要があって、そこに行政の、何というか、恣意的な——行政の解釈というのはあり得ないんですよ。それは、3月30日に「全委員異議なし」と言っ

たことの重みというのをもっと重く捉えてほしいんですね。「全委員異議なし」って、これだけ論争してきたことを、全委員が異議なしと言った中身を、行政の判断で変えたり、硬直化させたり、削り取ったりしてはいけないですよ。それは、前回、私、さんざん言いましたんで、そこはそういう考えのところで言います。

でも、7月25日か、そこはもう繰り返しませんけれども、そここのところで、もう大方の同意とか、地域課題の解決とかということが確認されているということも、やや、そちらのほうはそうじゃないと、逸脱していないんだから、大方の同意は要らないんだみたいなことを、この間、岩田さんの質問でおっしゃったんですよ。で、あ、そう来たかということで、それだと、やっとみんなで近づいた内容がまた壊れる、壊れるようなことをしてほしくない。二番町の計画を神田警察通りのような悲劇にしてほしくないんです。つまり、歩み寄りがここまで来ているものを、歩み寄らせないと、民意を確認させないと、そういうことだけはしてほしくない。だから、今がすごく重要で、それがそうでない状況であるならば、これは16条に戻るべきだし、16条に戻れないのであれば、17条に進むべきでないということになるんだけれども、これは、もう先生方の都市計画審議会の意向に沿うという、それはもう間違いなく、よろしいですね。それはもう……

○加島まちづくり担当部長 先生方の意向に沿うというのは、都市計画審議会での審議結果を尊重するというのであれば、それはもちろん尊重させていただきます。

○小枝委員 違う、違う、違う。プロセスのことを言っているんですよ。これからの結論のことじゃなくて、これまでみんなで苦労して出してきた考え方の土台のことを言っているわけですよ。それを、都市計画審議会では、確かに大方の同意を得なければ、この計画というのは進めてはならないよということを言っているにもかかわらず、その部分は消し去ってしまうということは、それは契約違反になりますよということなんですよ。

（「じゃあ、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○春山副委員長 休憩します。

午後7時11分休憩

午後7時13分再開

○春山副委員長 委員会を再開します。

小枝委員。

○小枝委員 投げかけを、まずはしておきたいと思います。今、ここの時点に至って、一つ一つ非常に重要なのは、都市計画審議会のほうで確認した内容として、初めから手続をやり直すということを行ったわけです。先ほど前田課長のほうで出された手続の流れからしても、公聴会というのは流れの中に入っているんですね。今回は公聴会をやらなくていいという判断を行政がすることはできないんです。90案も80案も同じだと、いつも区はそういうふう言うんですよ。何が変化したかということを理解せずに、手続を進めるということは、これはやっぱり説明責任というのがあるし、理解を求める必要がある。だから、都市計画審議会としては、全会一致で、始めからの手続のやり直しということを求めているわけで、そここのところは勝手にはしょうらないでくださいというのが1点。

それから、17条の疑義票に関してなんですけれども、前回、委員だけ配付みたいな形で、何か資料を出されましたけれども、これは、これも都市計画審議会と議会が判断することなんだけれども、仮に事業者の動員票があったとしても、それは、じゃあ、二番町の

何丁目何番地の何とかというのが受けてもいいよ、いいですよ。例えば、住所がなくても、じゃあ、受けちゃった。それもいいですよ。（発言する者あり）在勤者がある。それも受けてもいいです。でも、その中身については説明をする。なぜならば、都市計画審議会の役割として、意見書の内容をしっかりと理解するのが都市計画審議会の役割だし、どういう立場の人がどういう意見を出しているのかということがどうでもいいという状況のまま進むということはある得ないし、過去に振り返って、この17条の手続があれだけ違法性が指摘される中で行われた、あのやり方を、やり方があのときは議論になったわけじゃないけれども、同じことをやりますと言われたら、信用性、信頼性がないところの無駄な税金のお金の使い方にまたなっちゃうわけですよ。それは避けてもらいたい。

だから、投げかけ、今日は投げかけで結構ですけども、我々は、我々というか、都市計画審議会としても、議員としても判断するために、どういうお立場の人が、どういう内容を、どのくらいの中身で出しているということを知りたいと当然思うのが、これはもう委員会としては当然だと。もうどこの都計審に行っている方でもそういうふうにおっしゃっています。なので、それが聞かれたときに分かるようにしておいてください。これは、私も何人かの専門家の先生に確認していますから、それをここまで要求しても、やらないということになると、それ自体が行政の恣意的なねじ曲げというか、民意を取りたくない、民意を取りたくない17条意見書なんてあり得ないから、大方の賛同について、軽視している。それも、都市計画の在り方としてはあり得ないわけです。その土台根底のところの信頼感というものを、ちゃんと示してもらわないと困る。

住民がどうこうの話については、住民票があるか、ないかということが、そこまでの厳しさを問わないにしても、そこは住民票がなくても、住民というふうに届け出た人も住民と考えればいいわけですよ。それもマニュアルにそう書いてあります。

○岩佐委員 そこは……

○小枝委員 それでいいんですよ、それで。

席から言わないで。

○岩佐委員 17条……

○小枝委員 手を挙げて。

○岩佐委員 はい。関連で。

○春山副委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。ちょっと整理していただきたくて、今日は16条に入るまでの話までをやって……

○小枝委員 疑義票のことを言っているの。

○岩佐委員 疑義票はまた17条の話にも入りますので、そこはまたちょっと引き続きやっていただきたく。（発言する者あり）

○春山副委員長 小枝委員のご意見として受け止めさせていただいて、（発言する者多数あり）本日は16条のところ。（発言する者多数あり）

○小枝委員 16条の前の17条とこれから17条の話と両方挟むので、今日言うておきます。ということ。

○春山副委員長 ご意見として、受け止めさせていただきたいと思います。

一時休憩を取ります。

午後7時17分休憩

午後7時19分再開

○春山副委員長 再開します。

委員の皆さんにお諮りしたいと思います。本件19件の陳情の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 それでは、本件19件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

執行機関から何かございますか。（「報告」「その他……」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。すみません。じゃあ、すみません。ここで忘れちゃいました。

失礼いたしました。以上で、日程2、陳情審査を終了いたします。

日程4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 執行機関から何かございますか。

○印出井環境まちづくり総務課長 すぐ、簡単な報告を口頭で。

11月1日から始まりました自転車ヘルメット購入補助助成制度について、まだ月締めができておりませんが、11月24日時点の経過報告をさせていただきたいと思います。

本日は、チラシを参考配付させていただいていますが、現時点で、補助対象店舗が17店舗となっており、これについては、区のウェブサイトで公開をさせていただいております。11月24日時点の補助人数ですが、233名となっております。補正予算の要求では、月、約340人を想定していましたので、想定より若干少ない数字となっておりますが、今月の後半に対象となった店舗もございますので、今後増えていくのではないかと思います。今後、月締めのデータ等が整いましたら、改めて資料をもって、ご説明いたします。

以上でございます。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきまして、口頭でご報告を申し上げます。

12月18日月曜日の午後2時から、8階委員会室におきまして、都市計画審議会を開催させていただきます。案件といたしましては、審議案件6件を予定しております。具体的な案件でございますが、まず、本日、担当課長よりご報告を申し上げました九段南一丁目地区に係るものが3件ございます。東京都市計画地区計画、九段南一丁目地区地区計画の決定、東京都市計画第一種市街地再開発事業、九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業の決定、建築基準法第56条第1項第2号の規定に基づく特定行政庁が指定する区域、次に、東京都市計画地域冷暖房施設、大手町地区地域冷暖房施設の変更が1件、最後に、飯田橋駅中央地区に係るものが2件でございます。東京都市計画地区計画、富士見二丁目北部地区地区計画の変更、東京都市計画第一種市街地再開発事業、飯田橋駅中央地区第一種市街地再開発事業の決定。以上6件の審議を予定しております。

以上でございます。

○春山副委員長 次に、日程5、閉会中……

○須貝基盤整備計画担当課長 副委員長、基盤整備計画担当課長。

○春山副委員長 基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 前回、6日の当委員会におきまして、外濠グラウンドの蛇籠対策について、安易に口頭報告としたことをおわび申し上げます。この件に関しましては、函面等、資料を添えて、工事費、工期等について改めてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○春山副委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 次に、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。長い時間、ありがとうございました。

午後7時22分閉会